

東経110度CS放送(衛星基幹放送)業務 申請マニュアル

平成 23 年 8 月 19 日



東経 110 度 CS 放送（衛星基幹放送）業務 申請マニュアル

【 目 次 】

| | ページ |
|---|------------|
| 第一編 申請要領 | 1 |
| 1 はじめに | |
| 2 申請受付期間 | |
| 3 申請受付場所 | |
| 4 申請対象周波数 | |
| 5 申請に当たっての留意事項 | |
| | |
| 第二編 申請書の記載について | 4 |
| | |
| 第三編 関係法令集 | 94 |
| ○放送法 | |
| ○放送法施行規則 | |
| ○基幹放送普及計画 | |
| ○放送法関係審査基準 | |
| | |
| 衛星基幹放送の認定申請に係る Q & A | 114 |

第一編 申請要領

1 はじめに

「衛星基幹放送業務申請マニュアル」は、平成23年8月19日（金）から同年9月30日（金）までに申請される東経110度CS放送に係る衛星基幹放送業務の認定申請の手続きについて解説するものです。

2 申請受付期間

平成23年8月19日（金）午前9時30分から同年9月30日（金）午後6時15分まで

3 申請受付場所

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省 情報流通行政局 衛星・地域放送課

（お問い合わせ先）

電話 03-5253-5799

電子メール eisei-housou/atmark/ml.soumu.go.jp ※

※ スпамメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しております。送信の際は「@」に変更してください。

4 申請対象周波数

東経110度CS放送用周波数のうち、第2チャンネル及び第14チャンネル並びに今回の認定に伴い、既存の放送番組を廃止すること又は周波数を削減することにより、新たに生じる空き周波数

5 申請に当たっての留意事項

- ① 業務開始の予定期日については、放送開始のために必要な作業（例：衛星基幹放送の業務に用いられる演奏所やデジタル符号化装置の整備など）に要する期間が、事業計画の内容によって異なると思われるため、申請者において、基幹放送局提供事業者等と十分に調整を行うようにしてください。

② 申請書類の提出部数については、以下のとおりとしてください。

| | 正本 | 副本 | 記録媒体 |
|--|----|----|------|
| I 衛星基幹放送業務認定申請書 (放送法施行規則 別表第6の2号) | 1部 | 1部 | 3枚 |
| II 事業計画書 (放送法施行規則 別表第7の2号) | 1部 | 1部 | |
| III 事業収支見積書 (放送法施行規則 別表第8号) | 1部 | 1部 | |
| IV 衛星基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力 (放送法施行規則 別表第9号) | 1部 | 1部 | |

なお、「副本」については、日本工業規格A列4番の用紙に片面印刷とし、ホチキス止め、インディックス添付等を行わないでください。

また、今回の審査においては、審査の迅速化を図る観点から、正本及び副本のほかに「記録媒体」による提出をお願いいたします。

「記録媒体」については、「CD-R」「CD-RW」「DVD-R」又は「DVD-RW」とし、ファイル形式は、アドビシステムズ社のPDFファイルでお願いします(当該ソフトウェアの使用ができない場合は、個別にご相談ください。)

また、「記録媒体」には、「申請者名」及び「放送番組名」を記載したラベルの添付をお願いいたします。

また、各資料の右下に「放送番組名」及び「ページ番号(通し番号)」を記載してください。

記載例

| | |
|----------|------|
| ▲▲▲チャンネル | p 23 |
|----------|------|

③ 申請受付期間終了後、申請者名、代表者名、申請スロット数などを取りまとめ、すみやかに公表する予定です。また、申請の内容についても、今後、必要に応じて、申請者に対して事前に確認の上、申請内容として公表する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

④ 申請の際、今後の連絡窓口として、2名以上の方の連絡先(平常時の電話番号及び電子メールアドレス、緊急連絡用の電話番号及びメールアドレス)の登録をお願いします。具体的には、申請書の提出と同時に、適宜の様式により、p 1-1「申請受付場所」に記載している電子メールアドレスまで送信をお願いいたします。

申請受付後に、申請内容についてヒアリングを依頼することがありますので、確実に連絡・対応が可能な体制の構築をお願いいたします。

⑤ 審査の公平性を確保する観点から、申請受付期間終了後の申請内容の変更は認められません。なお、申請内容を変更しない範囲での、記載事項の訂正や、補足資料の提出は可能な場合がありますので、個別にご相談ください。

- ⑥ 認定審査は放送番組ごとに行われるため、一社で複数の認定申請を行う場合は、それぞれの放送番組ごとに申請書を作成してください。
- ⑦ HD申請を第一希望とした申請であって、SD申請を第二希望として併せて申請する場合は、同一の申請書での申請を認めます。なお、HD番組とSD番組の事業計画の内容は、あくまでスロット数の違いによる差異（トラポン代等）のみ認められますので、その他の事業計画の内容（字幕付与率等）を変更しないでください。

第二編 申請書の記載について

○目次

今回の申請は、審査の迅速化を図る観点から、以下の[具体的記載例]の順により作成するとともに、冒頭に目次を添付するようお願いします。

[具体的記載例]

| 事項名 | 記載要領 ページ |
|---|-------------|
| - 認定申請書 | |
| ○認定申請書 本体 | 8 |
| ・希望する周波数（認定申請書 別紙1-1/HD番組） | 14 |
| ・希望する周波数（認定申請書 別紙1-2/SD番組） | 14 |
| ・放送事項（認定申請書 別紙2） | 15 |
| - 事業計画書 | |
| ○別表第7の2号 事業計画書 別紙チェックシート | 16 |
| 1 事業開始までの資金調達 | |
| ○別紙(1) 経営形態及び資本又は出資の額 | 18 |
| ・定款又は寄付行為 | — |
| ・登記事項証明書 | — |
| ・その他（設立中の法人の場合等の追加資料） | — |
| ○別紙(2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法 | 19 |
| ・資金調達の確実性を証明する書類 （貸借対照表、損益計算書、株式引受承諾書の写し、社債申込み証の写し、融資証明書等） | — |
| 2 事業開始後の収入及び費用 | |
| ○別表第8号 事業収支見積 | — |
| ・第1-1 見積表（HD番組） | 20 |
| ・第1-2 見積表（SD番組） | 23 |
| ・第2-1 見積の根拠（HD番組） | 24 |
| ・第2-2 見積の根拠（SD番組） | 25 |
| ・第3-1 放送番組の主たる利用見込者（HD番組） | 26 |
| ・第3-2 放送番組の主たる利用見込者（SD番組） | 26 |
| ○別紙(14) 基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要 | 27 |

| 事項名 | 記載要領 ページ |
|--|-------------|
| 3 放送番組の制作及び調達等 | |
| ○別紙(7) 放送番組の編集の基準 | 28 |
| ○別紙(8) 放送番組の編集に関する基本計画 | 28 |
| ○別紙(9) 週間放送番組の編集に関する事項 ア① 放送番組表 | 29 |
| ○別紙(9) 週間放送番組の編集に関する事項 オ① 他から供給を受ける放送番組の時間等 ・供給に関する協定等 | 31 — |
| ○別紙(9) 週間放送番組の編集に関する事項 オ② 自社の放送番組の制作体制等 | 33 |
| ○別紙(10) 放送番組の審議機関に関する事項 ・過去に開催した審議機関の議事録又は議事概要 | 34 — |
| ○別紙(11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項 | 35 |
| 4 表現の自由の享有 | |
| ○別紙(3) 主たる出資者及び議決権の数 | 36 |
| ○別紙(4) 100分の33.3333を超える議決権を有する者に関する事項 | 37 |
| ○別紙(5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は100分の33.3333 を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者に関する事項 | 39 |
| ○別紙(6) 役員に関する事項 | 40 |
| ・マスメディア集中排除原則の支配関係図 | 41 |
| 5 放送番組の多様性 | |
| ○認定申請書「放送事項」 | 42 |
| ○別紙(9) 週間放送番組の編集に関する事項 ア② 放送時間等(再放送等) | 43 |
| ○別紙(9) 週間放送番組の編集に関する事項 ウ 放送の目的別種類による放送時間等(総合編成の場合) | 48 |
| ○別紙(9) 週間放送番組の編集に関する事項 エ 放送の分野別の放送時間等(専門放送「特別の事業計画により放送番組を編 集するもの」の場合) | 49 |
| ・申請番組に係る当該既存の放送番組の廃止届書 | 51 |
| ・申請番組に係る当該既存の放送番組の廃止届書の提出に伴う認定証訂正申請書 | 52 |

| 事項名 | 記載要領 ページ |
|----------------------------------|-------------|
| 6 広告放送の割合 | |
| ○別紙(9) 週間放送番組の編集に関する事項 ア② 放送時間等 | 53 |
| 7 個人情報の保護 | |
| ○別表第8号 事業収支見積 その他参考となる書類 | — |
| ・個人情報の保護に関する事項 | 54 |
| ・個人情報の保護マニュアル等 | 55 |
| 8 青少年保護措置 | |
| ○別紙(7) 放送番組の編集の基準 | 28 |
| ○別紙(8) 放送番組の編集に関する基本計画 | 28 |
| ○別紙(9) 週間放送番組の編集に関する事項 イ 青少年保護措置 | 56 |
| 9 字幕番組等の充実 | |
| ○別紙(9) 週間放送番組の編集に関する事項 ア② 放送時間等 | 57 |
| 10 放送番組の高画質性 | |
| ○別表第8号 事業収支見積 その他参考となる書類 | — |
| ・高精度テレビジョン放送として放送する必要性 | 59 |
| ・高精細度テレビジョン放送の割合 | 59 |
| ・高精細テレビジョン放送を行う体制 | 59 |
| 11 災害放送の実施 | |
| ○別紙(12) 災害放送に関する事項 | 61 |
| ・災害放送の実施マニュアル | — |

| 事項名 | 記載要領 ページ |
|--|-------------|
| 12 業務の認定に係る技術基準等 | |
| ○別表第6の2号 電気通信設備の概要（認定申請書 別紙3） | — |
| ・電気通信設備の構成図（ブロック図） | 63 |
| ・番組送出設備、中継回線設備又は地球局設備を構成する各装置等の系統図（ブロック図） | 64 |
| ・衛星基幹放送の品質に関する技術基準への適合確認 | 71 |
| ○別表第9号 基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力 | — |
| ・業務を確実に実施することができる組織体制図 | 72 |
| ・管理規定類 | 73 |
| ・業務に従事する者の実務経験等 | 74 |
| ○別表第8号 事業収支見積 その他参考となる書類 | — |
| ・設備の維持に関する運用上の留意点 | 83 |
| ・委託先との設備に関する契約書等 | — |
| 13 提供条件の説明及び苦情等の処理 | |
| ○別表第8号 事業収支見積 その他参考となる書類 | — |
| ・提供条件の説明等の対応体制等 | 84 |
| ・委託先との提供条件の説明等の契約書等 | — |
| 14 放送番組の視聴需要 | |
| ○別表第8号 事業収支見積 その他参考となる書類 | — |
| ・現在の視聴需要 | 85 |
| ・将来の視聴需要 | 89 |
| 15 周波数の有効利用 | |
| ○別紙(13)将来の事業予定 | — |
| ・既存番組の廃止又は周波数の削減により返上する周波数 | 90 |
| ・既存の放送番組に係る廃止届書(申請番組に係る当該既存の放送番組の廃止届以外のもの) | 91 |
| ・既存の放送番組に係る廃止届書の提出に伴う認定証訂正申請書(申請番組に係る当該既存の放送番組の廃止届以外のもの) | 92 |
| ・既存の放送番組に係る周波数削減の指定事項変更申請書 | 93 |

○ 認定申請書

衛星基幹放送業務認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
電話番号

衛星基幹放送業務の認定を受けたいので、放送法第 93 条第 3 項の規定により申請します。

| | |
|--|---|
| 基幹放送の種類 ※注1 | |
| 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称 ※注2 | |
| 衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置 ※注3 | |
| 希望する放送対象地域 | |
| 希望する周波数 ※注4 | |
| 業務開始の予定期日 | |
| 放送事項 ※注5 | |
| 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要 ※注6 | |
| 欠格事由の有無 ※注7 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |

注1 法第91条第1項の規定による基幹放送普及計画の「第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」の「2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」に規定されている「基幹放送の区分」の各項目を記載すること（同項目に区分の規定がない場合には、同「1 総 則」の(3)の基幹放送名を記載するとともに、「超短波放送」、「テレビジョン放送」、「データ放送」のように記載すること。）。また、有料放送の場合にあつては、その旨も記載すること。

(記載例)

「衛星基幹放送(デジタル放送)ーテレビジョン放送」

注2 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について、電波法の規定による免許を受けようとする一の者又は当該免許を受けた一の者の氏名又は名称を記載すること。

注 3 人工衛星の軌道又は位置を次のように記載すること。

(記載例) 対地静止衛星軌道 E 110°
経度及び緯度の変動幅 ±0.1°

注 4 (1) 今回の公募は、東経 110 度 C S 放送のすべての周波数を対象としますので、希望する周波数は、「東経 110 度 C S 放送のすべての周波数のうちいずれか」と記載すること。

(2) 広帯域伝送方式等による衛星基幹放送の業務の場合で、超短波放送、テレビジョン放送又はデータ放送を行う場合は、次のように記載すること。(第 69 条の規定により一の申請書により二以上の衛星基幹放送の業務の申請を行う場合は、各放送に係る 1 秒におけるシンボル数又は 1 秒における基準シンボル数の合計値を記載すること。)

(記載例) 中央の周波数 11.72748GHz

伝送方式 広帯域伝送方式

シンボル数(合計)20.0025Mbaud

超短波放送

第 1 番組

シンボル数 0.16125 Mbaud(補完放送(データ)を含む。※)

スロット数 1 スロット

変調方式 8PSK

誤り訂正率 2/3

テレビジョン放送

(他のテレビジョン放送を行わない場合に使用する場合はその旨明記。)

シンボル数(合計) 19.24Mbaud

スロット数(合計) 32 スロット

変調方式 8PSK、QPSK

誤り訂正率 2/3、3/4

符号化される映像信号の走査方式及び走査線数 一本おき/1125 本

符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数 1440 画素

符号化された映像信号のフレーム周波数 30/1001Hz

符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数

1080 画素

第 1 番組

シンボル数 9.62Mbaud(補完放送(音声)を含む。※)

スロット数 16 スロット

第 2 番組

シンボル数 9.62Mbaud(補完放送(音声)を含む。※)

スロット数 16 スロット

※ 補完放送であって、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送に係る 1 秒当たりのシンボル数(当該補完放送に係る 1 秒当たりのシンボル数の記載が困難である場合にあっては、補完放送に係る 1 秒当たりのシンボル数)を明記すること。

データ放送

第1番組

シンボル数 0.60125 Mbaud

スロット数 1スロット

変調方式 8PSK

誤り訂正率 2/3

注5 (1) 超短波放送(教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組の相互の間の調和をとつて放送番組を編集するものに限る。)又はテレビジョン放送(特別な事業計画により放送番組を編集するものを除く。)を行う基幹放送の業務の場合

放送事項を放送番組の目的別種類(報道、教育、教養、娯楽、その他をいう。以下同じ。)により、次のように記載すること。この場合において、データを併せ送るものであるときは、(3)のデータ放送を行う場合の記載例に準じ、併せて記載すること。

- (記載例) 報道(一般ニュース、ニュース解説、スポーツニュース、週間ニュース、災害に関する情報等)
 教育(学年別学校向講座、英会話の時間、職業教育講座等)
 教養(政治解説、政治討論会、婦人向講座、文学座談会、音楽講座、街頭討論会等)
 娯楽(音楽、スポーツ行事、小説朗読、演芸等)
 その他(通信販売番組等)
 成人向け番組の有無 有 無

(2) 超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送の業務の場合((1)の場合を除く。)

放送事項を放送番組の実態に合わせて、分野、主たる言語及び成人向け番組の有無の項目ごとに次の記載例に従って記載すること。この場合において、データを併せ送るものであるときは、(3)のデータ放送を行う場合の記載例に準じ、併せて記載すること。

(記載例)

| 分野 | 主たる言語 | 成人向け番組の有無 | 備考 |
|----------------------------------|-------|-----------|----|
| 学校教育番組(主として高校・大学受験対策講座) | | 無 | |
| 野球、サッカーを中心としたスポーツ番組 | | 無 | |
| ドイツ国内で放送されているニュース、ドラマ、ドキュメンタリー番組 | ドイツ語 | 無 | |

(注1) 分野の欄は、当該放送番組の特徴がわかるような表現で簡潔に記載すること。

(注2) 主たる言語の欄は、日本語以外の言語を主たる使用言語とする場合にのみ記載すること。

(注3) 成人向け番組とは、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる番組で、青少年に有害な影響を与えるおそれのある放送番組をいう。

(注4) 法第8条に規定する事項のみを放送事項とするものである場合は、備考の欄にその旨記載すること。

(3) データ放送を行う基幹放送の業務の場合

放送事項を放送番組の実態に合わせて、分野、データ符号化方式の名称及び成人向け番組の有無の項目ごとに次の記載例に従って記載すること。

(記載例)

| 分野 | データ符号化方式の名称 | 成人向け番組の有無 | 備考 |
|---------------------------|-------------|-----------|----|
| 株価、経済指標等の経済情報 | XML方式 | 無 | |
| 最新自動車情報、自動車部品等を紹介する電子マガジン | (何)方式 | 無 | |

(注1) 分野の欄は、当該放送番組の特徴がわかるような表現で簡潔に記載すること。

(注2) データ符号化方式の名称の欄は、データ符号化識別子が指定されている場合はその符号化方式の名称を、指定されていない場合は具体的なデータ符号化方式の名称を記載すること。なお、上記の記載例に従った記載方法のみでは方式を特定できない場合は、さらに詳細な内容を記載すること。

(注3) 成人向け番組とは、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる番組で、青少年に有害な影響を与えるおそれのある放送番組をいう。

(注4) 法第8条に規定する事項のみを放送事項とするものである場合は、備考の欄にその旨記載すること。

(4) 超短波放送、テレビジョン放送又はデータ放送を行う基幹放送の業務の場合

(1)から(3)までに定めるもののほか、次のアからエまでに掲げる事項について具体的な計画を定めているときは、併せて記載すること。

なお、「1週間当たりの放送時間全体」及び「1週間当たりの総放送時間」とは次の定義による(マルチ編成を行わない場合は、「1週間当たりの放送時間全体」と「1週間当たりの総放送時間」は同一の時間数となる。)

・「1週間当たりの放送時間全体」

高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に二以上の標準テレビジョン放送を行う場合は、「標準テレビジョン放送のうち1週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間」と「高精細度テレビジョン放送の放送時間」の合計をいう。

・「1週間当たりの総放送時間」

すべての放送時間の合計(延べ放送時間)をいう。なお、マルチ編成の場合には、「高精細度テレビジョン放送の放送時間」と「標準テレビジョン放送のすべての放送時間」の合計をいう。

ア 高精細度テレビジョン放送を行う場合であって、当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に標準テレビジョン放送を行うときは、1週間当たりの放送時間全体(当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に二以上の標準テレビジョン放送を行う場合は、当該標準テレビジョン放送のうち1週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間及び当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の合計をいう。)における当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の占める割合

イ 高精細度テレビジョン放送を行う場合であって、1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)に係る放送時間の占める割合

なお、「ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組」とは、放送番組の素材の段階で高精細度テレビジョン放送の品質である番組をいい、例えばアップコンバート(480iで収録した番組を1080iで送出すること等)により放送するものは含まない。

(記載例) 1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)に係る放送時間の占める割合は原則として事業計画書記載のとおりとする。

ウ 1週間当たりの総放送時間における成人向け番組に係る放送時間の占める割合

(記載例) 成人向け番組の有無：無

エ 1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合

(記載例) 1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は30%以下とする。

オ 有料放送を含む基幹放送を行う旨を記載するとともに、限定受信方式の名称を次の記載例に従って記載すること。この場合において、限定受信方式識別子が指定されている場合はその指定に係る限定受信方式の名称を記載すること、なお、名称のみでは方式を特定できない場合は、さらに詳細な内容を記載すること。

(記載例) 有料放送を含む基幹放送を行うものであり、限定受信方式は「ARIB-限定受信方式」である。

注6 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄は、次により記載すること。

(1) 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要には、基幹放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの流れが明確になるよう、演奏所から基幹放送局の送信設備の送信空中線までの範囲におけるすべての電気通信設備を明記した概要図を記載すること。

(2) (1)の概要図には、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備のうち、当該業務に用いられる基幹放送設備に該当する設備の範囲を「番組送出設備」、「中継回線設備」又は「地球局設備」の別を明確にして付記すること。

(3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」及び「地球局設備」の放送法第111条第1項の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

ア 放送法第111条第2号第1号に規定する基幹放送設備の損壊又は故障により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすることを確保するための措置に関する事項

イ 放送法第111条第2項第2号に規定する基幹放送設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために当該設備が準拠する送信の標準方式の種類に関する事項

(4) 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。

注7 法93条第1項第6号(協会にあつては、同号イからハまでに限る。)の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

衛星基幹放送業務認定申請書

平成23年9月●●日

総務大臣 殿

郵便番号 100-8926
 住所 東京都千代田区霞が関2-1-2
 (ふりがな) えいせいほうそうかぶしきかいしゃ
 氏名 衛星放送株式会社
 (ふりがな) えいせい はなこ 印
 代表者氏名 代表取締役社長 衛星 花子
 電話番号 03-5253-5111

衛星基幹放送業務の認定を受けたいので、放送法第93条第3項の規定により申請します。

| | |
|--|--|
| 基幹放送の種類 | 衛星基幹放送 (デジタル放送) ーテレビジョン放送 |
| 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局 について電波法の規定による免許を受け ようとする者又はその免許を受けた者の 氏名又は名称 | スカパー J S A T株式会社 |
| 衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌 道又は位置 | 対地静止衛星軌道 E 1 1 0° 経度及び緯度の変動幅 ± 0. 1° |
| 希望する放送対象地域 | 全国 |
| 希望する周波数 | 第一希望 別紙1-1のとおり 第二希望 別紙1-2のとおり →【具体的記載例 p14】 |
| 業務開始の予定期日 | 平成24年●●月●●日 |
| 放送事項 | 別紙2のとおり →【具体的記載例 p15】 |
| 基幹放送の業務に用いられる電気通信設 備の概要 | 別紙3のとおり →「12 業務の認定に係る技術基準等」を参照 |
| 欠格事由の有無 | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 |

【具体的記載例 希望する周波数 ※注4 関連】

別紙1-1

中央の周波数 東経110度CS放送のすべての周波数のうちいずれか

伝送方式 広帯域伝送方式

テレビジョン放送

シンボル数 9.62 Mbaud (補完放送(データ)を含む。)

スロット数 16スロット

変調方式 QPSK

誤り訂正率 3/4

符号化される映像信号の走査方式及び走査線数 一本おき/1125本

符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数 1440画素

符号化された映像信号のフレーム周波数 30/1.001Hz

符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数 1080画素

別紙1-2

中央の周波数 東経110度CS放送のすべての周波数のうちいずれか

伝送方式 広帯域伝送方式

テレビジョン放送

シンボル数 3.6075 Mbaud (補完放送(データ)を含む。)

スロット数 6スロット

変調方式 QPSK

誤り訂正率 3/4

符号化される映像信号の走査方式及び走査線数 一本おき/525本

符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数 720画素

符号化された映像信号のフレーム周波数 30/1.001Hz

符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数 480画素

【具体的記載例 放送事項 ※注5 関連】

別紙2

| 分野 | 主たる言語 | 成人向け番組の有無 | 備考 |
|-----------------------------------|-------|-----------|----|
| 《テレビジョン放送》 野球、サッカーを中心としたスポーツ番組 | | 無 | |

| 分野 | データ符号化方式の名称 | 成人向け番組の有無 | 備考 |
|--|--|-----------|----|
| 《補完放送（データ）》 ・野球、サッカーの選手情報や試合結果等のスポーツ情報 ・災害に関する情報 | ARIB-XML ベースマルチメディア符号化方式 ARIB-字幕・文字スーパーデータ符号化方式 | 無 | |

本件申請に係る放送番組は、

- (a) 標準テレビジョン放送は行わない。
- (b) 1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。）に係る放送時間の占める割合は原則として事業計画書記載のとおりとする。
- (c) 1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送（有料放送により行われるものを除く。）に係る放送時間の占める割合は30%以下とする。
- (d) 有料放送を含む基幹放送を行うものであり、限定受信方式は「ARIB-限定受信方式」である。

| | | |
|--|---------------------|--|
| | (13) (注2) (注3) (注4) | |
| | (14) (注2) (注3) (注4) | |

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区別に従って該当する事項にレ印を付けること。

【1 事業開始までの資金調達】

○ 別紙(1) 経営形態及び資本又は出資の額

(1) 別紙(1)は次の様式により記載すること。

ア 株式会社の場合

| | | | |
|----------|---------------------|----------------------|---------------------|
| 経営形態 | 株式会社 | | |
| 資本又は出資の額 | 発行済み株式の額及び その株式数 | 増資予定の期日、額及 びその株式数 | 増資後の資本の額及び その株式数 |
| | 百万円 株 | | |

イ 設立中の株式会社の場合

| | | | |
|----------|---------------------|-----------------|----|
| 経営形態 | 株式会社（設立中） | | |
| 資本又は出資の額 | 発起人引受けの株式数 及びその額 | 募集の株式数及びその 額 | 合計 |
| | 百万円 株 | | |

ウ 株式会社及び設立中の株式会社以外の場合は、上記の様式に準じて記載すること。

(注1) 法人の場合は、次の書類を添付すること。

ア 定款又は寄付行為及び登記事項証明書

イ 定款又は寄付行為に基幹放送事業を行うことについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

(注2) 設立中の法人の場合は、次の書類を添付すること。

ア 定款(会社法(平成17年法律第86号)第30条第1項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款)又は寄付行為

イ 法人設立計画書(法人設立までの進行予定を記載した書類とする。)

ウ 設立しようとする法人が株式会社であるときは、発起人会議事録の写し、発起人組合契約書の写し及び発起人引受承諾書

(注3) 法人及び設立中の法人以外の場合は、(注1)及び(注2)に準ずる書類を添付すること。

○ 別紙(2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法

(2) 別紙(2)は次の様式により記載すること。

| 用途別資金の額 | | 資金調達の方法 |
|---------|----|---------|
| | 千円 | |
| 工事費 | | |
| 創業費 | | |
| その他 | | |
| 合 計 | | |

(注1) 「事業開始までに要する用途別資金」の「事業開始」とは、認定を受けようとする基幹放送の業務を行う事業に係る「放送の開始」である（例えば、基幹放送局提供事業者に支払う保証金や既存の衛星基幹放送事業者が、既存の放送番組の高画質化のために新たに放送設備の改修を行う場合における当該改修の費用は「事業開始までに要する用途別資金」に該当する。）。

(注2) 「用途別資金」の項目については、可能な限り、詳細かつ網羅的に記載すること。

(注3) 「資金調達の方法」の欄は、資本金、出資金、社債、借入金、寄付金、積立金、営業収入等の別及び金額を記載すること。また、(注4) 資金調達の確実性を証明する書類のどの箇所に根拠の数値が記載されているか明示すること。

(例：損益計算書に記載されている積立金 10,000 百万円)

(注4) 貸借対照表、損益計算書、株式引受承諾書の写し、社債申込証の写し、融資証明書等資金調達の確実性を証明する書類を添付すること。

【2 事業開始後の収入及び費用】

○ 別表第8号 事業収支見積

第1-1 見積表 放送番組名：●●●●【HD番組】

(単位：千円)

| 科目 | 第1年目 | | 第2年目 | | 第3年目 | | 第4年目 | | 第5年目 | |
|-----------------|------|----------------|------|----------------|------|----------------|------|----------------|------|----------------|
| | 事業収支 | 基幹放送業務を行う事業の収支 |
| 1 売上高 | | | | | | | | | | |
| 放送料 | | | | | | | | | | |
| 有料放送料 | | | | | | | | | | |
| 放送番組制作料 | | - | | - | | - | | - | | - |
| 放送番組売上料 | | - | | - | | - | | - | | - |
| その他 | | - | | - | | - | | - | | - |
| 2 売上原価 | | | | | | | | | | |
| 放送費 | | | | | | | | | | |
| 放送委託費 | | | | | | | | | | |
| 技術費 | | | | | | | | | | |
| 人件費 | | | | | | | | | | |
| 減価償却費 | | | | | | | | | | |
| その他 | | - | | - | | - | | - | | - |
| 3 売上総利益(1-2) | | | | | | | | | | |
| 4 販売費及び一般管理費 | | | | | | | | | | |
| 販売費 | | | | | | | | | | |
| 一般管理費 | | | | | | | | | | |
| 人件費 | | | | | | | | | | |
| 減価償却費 | | | | | | | | | | |
| その他 | | - | | - | | - | | - | | - |
| 5 営業利益(3-4) | | | | | | | | | | |
| 6 営業外収益 | | - | | - | | - | | - | | - |
| 7 営業外費用 | | - | | - | | - | | - | | - |
| 8 経常利益(5+(6-7)) | | - | | - | | - | | - | | - |
| 備考 | | | | | | | | | | |

(注1) 見積表上の「第1年目(平成24年10月から)」から「第5年目」までの各年目は、事業者の決算年度ベースで事業開始から5年間分を記載すること(例えば、3月決算の事業者で、第1年目の基幹放送の業務を行う事業の開始が10月であれば、第1年目の「基幹放送業務を行う事業の収支」は6ヶ月分である。)

なお、見積表は事業開始から5年間分の収支記載があれば十分であり、第6年目以降について記載がなくても、当該記載がないことのみをもって不利益を生じるものではない。一方で、何らかの理由により、申請者が特に希望する場合に第6年目以降について任意に記載したとしても、当該記載があることのみをもって不利益を生じるものではない。

(注2) 「事業収支」の欄は、申請者が行う基幹放送の業務及び兼営する事業の収支を総合したものを記載すること。具体的には、認定申請に係る衛星基幹放送の業務、認定申請以外に係る衛星基幹放送の業務、認定申請以外に係る衛星一般放送の業務及び兼営する事業の収支を合計したもの。

「基幹放送業務を行う事業の収支」の欄は、認定申請に係る衛星基幹放送の業務の収支を記載すること。

(注3) 一の者が同時に複数の番組について申請をする場合は、それぞれの番組毎の事業収支の見積を各年目の「基幹放送業務を行う事業の収支」の欄に記載すること。そのうえで、申請者に係る全番組を合算した見積を別途その旨明記して記載すること。

(注4) 「備考」の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載すること。

(注5) 有料放送の欄は、有料放送を行う基幹放送事業者の場合に限る。なお、有料放送の受信に関し、有料放送料以外の金銭を受信者に負担させる場合は、その金銭に係る収益及び費用について、適宜の科目を設けて記載すること。

(注6) 各科目の細目は以下のとおり

〈売上高〉

| | |
|-----------------|---|
| 放送料 | <ul style="list-style-type: none"> ・CM収入（スポット売り） ・番組枠提供料（タイム売り） ・その他（広告宣伝等の対価と考えられる収入等） |
| 有料放送料 | <ul style="list-style-type: none"> ・加入料収入（プラットフォーム登録手数料と同額） ・基本料収入（プラットフォーム管理手数料と同額） ・視聴料収入（単チャンネルの収入）（視聴料金×件数を記載） ・視聴料収入（パックの収入）（パック配分料×件数を記載） |
| 放送番組制作料（※1） | <ul style="list-style-type: none"> ・番組制作を依頼され、番組を制作した対価 |
| 放送番組売上料（※1）（※2） | <ul style="list-style-type: none"> ・CATV及びIPTVへの番組配信による売上（契約件数を記載） ・通信事業（VOD等）による売上 ・パッケージ販売（DVD等）による売上 等 |
| その他（※1） | <ul style="list-style-type: none"> ・衛星放送事業による収入以外の収入 （放送番組制作料、放送番組売上料以外の収入を記載すること。例えば、主として小売業を営む者が、従たる事業として委託放送事業を営む場合には、当該小売業に係る収入を記載すること。） |

〈売上原価〉

| | |
|---------|--|
| 放送費 | <ul style="list-style-type: none"> ・番組制作費 ・番組購入費 |
| 放送委託費 | <ul style="list-style-type: none"> ・トラボン使用料 ・アップリンク料 |
| 技術費 | <ul style="list-style-type: none"> ・プレイアウト施設費 ・エンコード施設費 ・CAS管理業務委託料 ・その他の費用（アップリンク局までの回線使用料 等） |
| 人件費 | <ul style="list-style-type: none"> ・「放送費」「技術費」に関する役員、社員の給与／賞与 等 |
| 減価償却費 | <ul style="list-style-type: none"> ・放送機器、設備等固定資産減価償却費 |
| その他（※1） | <ul style="list-style-type: none"> ・衛星放送事業以外の費用 |

〈販売費及び一般管理費〉

| | |
|---------|---|
| 販売費 | <ul style="list-style-type: none"> ・広告宣伝費／販売促進費 等 ・プラットフォーム業務手数料（課金業務委託費） ・プラットフォーム登録手数料（加入料収入と同額） ・プラットフォーム管理手数料（基本料収入と同額） |
| 一般管理費 | <ul style="list-style-type: none"> ・家賃等賃貸料／光熱費、電話代等経常的費用 ・その他の費用（旅費、交通費、雑費 等） |
| 人件費 | <ul style="list-style-type: none"> ・「販売費」「一般管理費」に関する役員、社員の給与／賞与 等 |
| 減価償却費 | <ul style="list-style-type: none"> ・創業費等繰延資産減価償却費 等 |
| その他（※1） | <ul style="list-style-type: none"> ・衛星放送事業以外の費用 |

〈営業外収益〉

| | |
|-------|--|
| 営業外収益 | <ul style="list-style-type: none"> ・受取利息、配当金、特別利益 等 |
|-------|--|

〈営業外費用〉

| | |
|-------|-----------|
| 営業外費用 | ・支払利息、割引料 |
| | ・特別損失 等 |

※1 「基幹放送業務を行う事業の収支」の欄には、放送番組制作料、放送番組売上料、その他、営業外収益は含まないこと。

※2 「放送番組売上料」の欄は、いわゆるコンテンツのマルチユースまで含めることとし、衛星基幹放送において放送を実施していない番組に係る収入は、「その他」の欄に含めること。

(注7) 次の書類を添付すること(臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。)

ア 放送料金表

イ 有料放送料金表

ウ 最近の決算期における計算書類

エ その他参考となる書類

- ・個人情報の保護 → 【7 個人情報の保護】
- ・放送番組の高画質性 → 【10 放送番組の高画質性】
- ・設備の維持に関する運用上の留意点 → 【12 業務の認定に係る技術基準等】
- ・提供条件の説明及び苦情等の処理 → 【13 提供条件の説明及び苦情等の処理】
- ・放送番組の視聴需要 → 【14 放送番組の視聴需要】

第1-2 見積表 放送番組名：●●●●【SD番組】

(単位：千円)

| 科目 | 第1年目 | | 第2年目 | | 第3年目 | | 第4年目 | | 第5年目 | |
|-----------------|------|----------------|------|----------------|------|----------------|------|----------------|------|----------------|
| | 事業収支 | 基幹放送業務を行う事業の収支 |
| 1 売上高 | | | | | | | | | | |
| 放送料 | | | | | | | | | | |
| 有料放送料 | | | | | | | | | | |
| 放送番組制作料 | | - | | - | | - | | - | | - |
| 放送番組売上料 | | - | | - | | - | | - | | - |
| その他 | | - | | - | | - | | - | | - |
| 2 売上原価 | | | | | | | | | | |
| 放送費 | | | | | | | | | | |
| 放送委託費 | | | | | | | | | | |
| 技術費 | | | | | | | | | | |
| 人件費 | | | | | | | | | | |
| 減価償却費 | | | | | | | | | | |
| その他 | | - | | - | | - | | - | | - |
| 3 売上総利益(1-2) | | | | | | | | | | |
| 4 販売費及び一般管理費 | | | | | | | | | | |
| 販売費 | | | | | | | | | | |
| 一般管理費 | | | | | | | | | | |
| 人件費 | | | | | | | | | | |
| 減価償却費 | | | | | | | | | | |
| その他 | | - | | - | | - | | - | | - |
| 5 営業利益(3-4) | | | | | | | | | | |
| 6 営業外収益 | | - | | - | | - | | - | | - |
| 7 営業外費用 | | - | | - | | - | | - | | - |
| 8 経常利益(5+(6-7)) | | - | | - | | - | | - | | - |
| 備考 | | | | | | | | | | |

(注1) 第1-1 見積表【HD番組】の(注1)から(注6)に準じて記載すること。

(注2) 同一の申請番組について、高精細度テレビジョン放送と標準テレビジョン放送の二種類の申請を行う場合は、高精細度テレビジョン放送の場合と標準テレビジョン放送の場合の相違点について、適宜の様式により追記すること。

第2-1 見積の根拠【HD番組】

ア 収益

| 区分 | 1週間平均の回数 | 単価 | 1週間平均の収入 | 1年間の収入 |
|----------|----------|----|----------|--------|
| (記載例) | 回 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 放送料 | | | | |
| Aタイム 30分 | | | | |
| 15分 | | | | |
| Bタイム 30分 | | | | |
| 15分 | | | | |
| Aスポット | | | | |
| Bスポット | | | | |

(注1) 第1の表の1の項の収益の科目ごとに、第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載することとし、営業収益のその他及び営業外収益の科目については適宜の様式により記載すること。

ただし、各年度における科目ごとの算出方法が同一である場合は、その算出方法を適宜の様式により記載することにより、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の収益の記載を省略することができる。

(注2) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、契約者数及び有料放送料金について、適宜の様式により第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載すること。

ただし、各年度における科目ごとの算出方法が同一である場合は、その算出方法を適宜の様式により記載することにより、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の契約者数及び有料放送料金の記載を省略することができる。

(注3) それぞれの項目について、第1-1(注6)の各科目の細目ごとに記載するとともに、単価、数量、時間数等による計算式等、算出の根拠を、可能な限り詳細に記載すること。

(注4) 有料放送を行う場合における加入者数については、その見積の根拠を、可能な限り詳細に記載すること。

イ 費用

| 科目 | 金額 | 根拠 |
|----|----|----|
| | 千円 | |

(注) アの注に準じて記載すること。

第2-2 見積の根拠【SD番組】

ア 収益

| 区分 | 1週間平均の回数 | 単価 | 1週間平均の収入 | 1年間の収入 |
|----------|----------|----|----------|--------|
| (記載例) | 回 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 放送料 | | | | |
| Aタイム 30分 | | | | |
| 15分 | | | | |
| Bタイム 30分 | | | | |
| 15分 | | | | |
| Aスポット | | | | |
| Bスポット | | | | |

(注1) 第2-1 見積の根拠【HD番組】の(注1)から(注4)に準じて記載すること。

(注2) 同一の申請番組について、高精細度テレビジョン放送と標準テレビジョン放送の二種類の申請を行う場合は、高精細度テレビジョン放送の場合と標準テレビジョン放送の場合の相違点について、適宜の様式により追記すること。

イ 費用

| 科目 | 金額 | 根拠 |
|----|----|----|
| | 千円 | |

(注) アの注に準じて記載すること。

第3-1 放送番組の主たる利用見込者【HD番組】

次の様式により記載すること。

| ふりがな 氏名又は名称 | 住所 | 1年間の利用見 込金額 | 1週間平均の利用度 | | 備考 |
|----------------|----|----------------|-----------|---|----|
| | | | 回数 | 分 | |
| | | | | | |
| 合計●社 | — | 総額 (千円) | — | | — |

(注1) 他人の利用に供するものについて記載すること。

(注2) 利用見込者は、都道府県別に記載すること。

(注3) 「住所」の欄は、都道府県及び市区町村を記載すること。この場合において、法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注4) 「備考」の欄は、利用見込者が株主であるとき又は株主になろうとするものであるときは、その旨を記載すること。

(注5) 放送番組の利用（商業広告の出稿）に関する協定等がある場合は、当該協定に係る契約書の写し等その内容を明らかにする書類を添付すること。

第3-2 放送番組の主たる利用見込者【SD番組】

次の様式により記載すること。

| ふりがな 氏名又は名称 | 住所 | 1年間の利用見 込金額 | 1週間平均の利用度 | | 備考 |
|----------------|----|----------------|-----------|---|----|
| | | | 回数 | 分 | |
| | | | | | |
| 合計●社 | — | 総額 (千円) | — | | |

(注1) 第3-1 放送番組の主たる利用見込者【HD番組】の(注1)から(注5)に準じて記載すること。

(注2) 同一の申請番組について、高精細度テレビジョン放送と標準テレビジョン放送の二種類の申請を行う場合は、高精細度テレビジョン放送の場合と標準テレビジョン放送の場合の相違点について、適宜の様式により追記すること。

○ 別紙(14) 基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要

(14) 別紙(14)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

ア 兼営する事業

| 兼営する事業の名称 | 事業の概要 |
|-----------|-------|
| | |

イ 他の事業への出資

| 事業者の名称 | 資本金(A) | 事業の概要 | 出資の額(B) | 出資の比率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$ | 備考 |
|--------|--------|-------|---------|---------------------------------------|----|
| | 百万円 | | 千円 | % | |

(注1) 出資の額が500万以上又は出資に係る事業者の資本金の額の10分の1以上の場合について記載すること。

(注2) 「備考」の欄は、次の事項を記載すること。

ア 議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に対する出資の比率と異なるときは、その比率

イ 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

(注3) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

【具体的記載例】

別紙(14)

ア 兼営する事業

| 兼営する事業の名称 | 事業の概要 |
|-----------|--------------|
| 物品販売事業 | スポーツグッズ製作、販売 |

イ 他の事業への出資

| 事業者の名称 | 資本金(A) | 事業の概要 | 出資の額(B) | 出資の比率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$ | 備考 |
|---------|-----------|-------|----------|---------------------------------------|----|
| ●●企画(株) | 10 百万円 | 番組制作 | 6,000千円 | 60.0% | |
| (株)○○ | 1,000 百万円 | 商社 | 10,000千円 | 1.0% | |

【3 放送番組の制作及び調達等】

○ 別紙(7) 放送番組の編集の基準

(7) 別紙(7)は放送番組の目的別種類(別表第6号の2号の注5(2)の場合を除く。)及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準又はその案を記載すること。

(注1) 「放送番組の編集の基準を定め、又は、変更した場合には、法第5条第2項の規定により、これを公表するものであること(放送法関係審査基準別紙2の7)」に留意し、具体的な公表方法について記載すること。

(注2) なお、事業開始当初限りの特別の経営方針があるときは、その方針について記載すること。

様式適宜

○ 別紙(8) 放送番組の編集に関する基本計画

(8) 別紙(8)は、具体的に放送番組を編集するための基本的な計画又はその案を記載すること。この場合において、特別の経営方針による衛星基幹放送業務(学園によるものを除く。)については、対象とする受信者層を併せて記載すること。なお、衛星基幹放送の放送番組に成人向け番組が含まれる場合は、対象とする受信者層を限定するための具体的措置(視聴契約時における年齢確認、ペアレンタルロック(視聴年齢制限の情報を付加して放送された放送番組について、視聴可能年齢を受信機に登録し、かつ、暗証番号を設定することにより、登録された年齢未満の者の視聴の排除を可能とする機能をいう。)等)について併せて記載すること。また、有料放送を含む基幹放送を行う旨を記載するとともに、限定受信方式の名称を次の記載例に従って記載すること。この場合において、限定受信方式識別子が指定されている場合はその指定に係る限定受信方式の名称を記載すること。なお、名称のみでは方式を特定できない場合は、さらに詳細な内容を記載すること。

(記載例) 有料放送を含む基幹放送を行うものであり、限定受信方式は、「ARIB-限定受信方式」である。

なお、事業開始当初限りの特別の経営方針があるときは、その方針について記載すること。

様式適宜

○ 別紙(9) 週間放送番組の編集に関する事項

(9) 別紙(9)は、放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間(臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。)について、次の様式により記載すること。なお、事業開始当初限りの特別の経営方針があるときは、その方針について記載すること。

別紙(9)ア① 放送番組表

| 時刻 | 曜日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|----|---|---|---|---|----|---|---|
| | | | | | | | | |
| 計 | | 分 | 分 | 分 | 分 | 分 | 分 | 分 |
| 合計 | | 分 | | | | 備考 | | |

- (注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。
- (注2) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種類(別表第六号の二号の注5(2)の場合を除く。)のいずれに該当するかを色別、記号別等の方法により、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類のすべてについて表示するとともに放送時間を付記すること。
- (注3) 個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。
- (注4) テレビジョン放送を行う基幹放送事業者で、補完放送であって、映像に伴うものの放送を行うものの場合は、字幕放送、解説放送の別を個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法のすべてについて表示するとともに放送時間を付記するものとし、1週間の放送時間の合計(字幕放送にあっては、字幕放送を実施する1週間の放送時間の合計とする。)について、字幕放送、解説放送の放送の別に、1週間当たりの総放送時間(字幕放送にあっては、字幕付与可能な放送番組の1週間当たりの総放送時間)に対する割合を別紙(9)ア②放送時間等に記載すること。
- (注5) テレビジョン放送を行う基幹放送事業者で、ハイビジョンカメラ等により制作、編集された番組を放送する高精細度テレビジョン放送(以下「ピュアハイビジョン」という。)について、個々の放送番組の欄内に、ピュアハイビジョン放送は(PHD)、ピュアハイビジョン以外の放送は(SD)等の方法により表示するとともに放送時間を付記するものとし、ピュアハイビジョン及びピュアハイビジョン以外の放送に係る放送番組の1週間の放送時間の合計について、1週間当たりの放送時間全体に対する割合をそれぞれ別紙(9)ア②放送時間等に記載すること。
- (注6) データ放送を行う基幹放送事業者は、その放送番組の標準的な受信形態を「備考」欄に記載すること。
- (注7) 超短波放送を行う基幹放送事業者で、補完放送であって、主音声に伴うもの以外のものの放送を行う場合又はテレビジョン放送を行う基幹放送事業者で、補完放送であって映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送による放送番組がわかる記号等を記載すること。
- (注8) テレビジョン放送を行う基幹放送事業者で、複数の走査方式等による放送を行うものの場合は、個々の放送番組の欄内に走査方式等の別がわかる記号等を記載すること。
- (注9) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「**有**」の記号等を表示し、「合計」欄内に有料放送に係る放送時間及び比率を()で再掲すること。
- (注10) 「再放送(リピート放送)」とは、当該放送番組表の月曜日の放送開始時刻(任意に設定のこと)以降、同一の番組を2回以上放送するものであって、初回放送を除く2回目以降の放送とする。
- (注11) 「再放送(リピート放送)」については、当該放送番組表において「再放送(リピート放送)」に「**リ**」と表示した上で網かけにする等「初回放送」と区別して表示すること。

【具体的記載例】

別紙(9)ア① 放送番組表

| 曜日 時刻 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|--------------------|--|--|--|--|--|--------------------------------------|---------------------------|
| 5 | 00 (有)趣味P[S] 30 (有)音楽P[S]U | 00 (有)音楽P[S]U 30 (有)音楽P[S] | 00 (有)バラエティP[S] | 00 (有)バラエティP[S]U | 00 (有)ドキュメンタリーP[S]U | 00 (有)バラエティP[S]U | (引継ぎ) 00 (有)バラエティP[S]U |
| 6 | 00 (有)海外バラエティP[S] 30 (有)海外バラエティP[S] | 00 (有)海外バラエティP[S] 30 (有)海外バラエティP[S] | 00 (有)海外バラエティP[S] 30 (有)海外バラエティP[S] | 00 (有)海外バラエティP[S] 30 (有)海外バラエティP[S] | 00 (有)海外バラエティP[S] 30 (有)海外バラエティP[S] | 00 (有)スポーツP[S]U | 00 (有)スポーツP[S]U |
| 7 | 00 (有)ニュースP[S] | 00 (有)ニュースP[S] | 00 (有)ニュースP[S] | 00 (有)ニュースP[S] | 00 (有)ニュースP[S] | | |
| 8 | 00 (有)アニメP[S] | 00 (有)アニメP[S] | 00 (有)アニメP[S] | 00 (有)アニメP[S] | 00 (有)アニメP[S] | 00 (有)ニュースP[S] | 00 (有)ニュースP[S] |
| 9 | 00 (有)アニメP[S] 30 (有)音楽P[S]U | 00 (有)バラエティP[S]U 30 (有)音楽P[S]U | 00 (有)バラエティP[S]U | 00 (有)バラエティP[S]U | 00 (有)バラエティP[S]U | 00 (有)韓国情報P[S]U 30 (有)韓国ドラマP[S]U | 00 (有)韓国ドラマP[S]U |
| 10 | 00 (有)海外スポーツP[S]U | 00 (有)ドラマP[S] | 00 (有)ドラマP[S] | 00 (有)ドラマP[S] | 00 (有)ドラマP[S] | 00 (有)韓国ドラマP[S]U 30 (有)韓国ドラマP[S]U | 00 (有)スポーツP[S]U |
| 11 | | 30 (有)情報番組P[S]U | 30 (有)紀行番組P[S] | 30 (有)紀行番組P[S]U | 30 (有)情報番組P[S]U | 00 (有)アニメP[S]U | |
| 12 | 00 (有)ニュースP[S] 30 (有)海外スポーツP[S]U | 00 (有)ニュースP[S] 30 (有)音楽P[S]U | 00 (有)ニュースP[S] 30 (有)バラエティP[S]U | 00 (有)ニュースP[S] 30 (有)海外バラエティP[S]U | 00 (有)ニュースP[S] 30 (有)バラエティP[S]U | 00 (有)ニュースP[S] 30 (有)音楽P[S]U | 00 (有)バラエティP[S]U |
| 13 | | 30 (有)音楽P[S]U | 00 (有)バラエティP[S] | 30 (有)バラエティP[S] | 00 (有)韓国ドラマP[S]U | 00 (有)ドラマP[S]U | 00 (有)バラエティP[S] |
| 14 | | 00 (有)バラエティP[S]U | 00 (有)韓国ドラマP[S]U | 30 (有)紀行番組P[S]U | 00 (有)バラエティP[S] | 00 (有)スポーツP[S] | 00 (有)スポーツP[S] |
| 15 | 00 (有)ドキュメンタリーP[S] 30 (有)ドキュメンタリーP[S] | 00 (有)ドキュメンタリーP[S] | 00 (有)韓国情報P[S]U 30 (有)韓国情報P[S] | 00 (有)アジアドラマP[S]U | 00 (有)バラエティP[S] | | |
| 16 | 30 (有)情報番組P[S] | 30 (有)韓国情報P[S]U | 00 (有)バラエティP[S]U | 00 (有)ドラマP[S] | 00 (有)ドラマP[S] | | |
| 17 | 00 (有)海外スポーツP[S]U | 00 (有)バラエティP[S]U | 00 (有)情報番組P[S] | 00 (有)アニメP[S]U | 00 (有)バラエティP[S] | 00 (有)バラエティP[S] | |
| 18 | | 00 (有)バラエティP[S] 30 (有)情報番組P[S] | 00 (有)音楽P[S] | 00 (有)バラエティP[S]U | 00 (有)アニメP[S] | 00 (有)バラエティP[S] | 00 (有)音楽P[S]U |
| 19 | 00 (有)ニュースP[S] | 00 (有)ニュースP[S] | 00 (有)ニュースP[S] | 00 (有)ニュースP[S] | 00 (有)ニュースP[S] | 00 (有)スポーツP[S] | 00 (有)ニュースP[S] |
| 20 | 00 (有)バラエティP[S]【第1番組】 | 00 (有)バラエティP[S]【第1番組】 | 00 (有)バラエティP[S]【第1番組】 | 00 (有)バラエティP[S]【第1番組】 | 00 (有)バラエティP[S]【第1番組】 | | 00 (有)バラエティP[S]U |
| 21 | 00 (有)ドラマP[S]【第1番組】 | 00 (有)ドラマP[S]【第1番組】 | 00 (有)ドラマP[S]【第1番組】 | 00 (有)ドラマP[S]【第1番組】 | 00 (有)ドラマP[S]【第1番組】 | | 00 (有)韓国ドラマP[S]U |
| 22 | 00 (有)韓国ドラマP[S]【第1番組】 | 00 (有)韓国ドラマP[S]【第1番組】 | 00 (有)韓国ドラマP[S]【第1番組】 | 00 (有)韓国ドラマP[S]【第1番組】 | 00 (有)韓国ドラマP[S]【第1番組】 | 00 (有)スポーツP[S] | 00 (有)情報番組P[S]U |
| 23 | 00 (有)ドラマP[S] | 00 (有)ドラマP[S] | 00 (有)ドラマP[S] | 00 (有)ドラマP[S] | 00 (有)ドラマP[S] | | 00 (有)ドラマP[S] |
| 24 | 30 (有)バラエティP[S]U | 30 (有)バラエティP[S]U | | 00 (有)音楽P[S]U | 00 (有)情報番組P[S] | 00 (有)ドラマP[S] | 00 (有)バラエティP[S]U |
| 25 | 00 (有)ニュースP[S] 30 (有)韓国ドラマP[S]U | 00 (有)ニュースP[S] 30 (有)アニメP[S]U | 00 (有)ニュースP[S] 30 (有)スポーツP[S] | 00 (有)ニュースP[S] 30 (有)スポーツP[S]U | 00 (有)ニュースP[S] 30 (有)バラエティP[S] | 00 (有)バラエティP[S]U 30 (有)バラエティP[S]U | 放送休止 25:00~27:30 |
| 26 | 30 (有)バラエティP[S]U | 30 (有)音楽P[S] | | | 00 (有)バラエティP[S]U | 00 (有)バラエティP[S]U | |
| 27 | 00 ショッピングP[S] | 00 ショッピングP[S] | | 00 (有)バラエティP[S]U | 00 (有)スポーツP[S]U | 00 (有)音楽P[S] | |
| 28 | 00 ショッピングP[S] | 00 ショッピングP[S] | 00 ショッピングP[S] | 00 ショッピングP[S] | | 00 (有)スポーツP[S]U | 00 (有)アニメP[S]U |
| 計 (有料放送に係る放送時間) | 1440分 (1320分) | 1440分 (1320分) | 1440分 (1380分) | 1440分 (1380分) | 1440分 (1440分) | 1440分 (1440分) | 1230分 (1230分) |

別紙(9)オ① 他から供給を受ける放送番組の時間等

| 供給者名 | 1週間の放送時間（（ ）内は有料放送に係る放送時間） | 供給に関する協定等の有無 |
|------------------------------|----------------------------|--------------|
| (ニュース) 放送事業者 小計 社 | 分 (分) % | |
| その他の者 小計 社 | 分 (分) % | |
| 計 (①) 社 | 分 (分) % | |
| (ニュース以外の番組) 放送事業者 小計 社 | 分 (分) % | |
| その他の者 小計 社 | 分 (分) % | |
| 計 (②) 社 | 分 (分) % | |
| 合計 (①+②=③) 社 | 他社の放送番組 分 (分) % | 協定有の割合 % |
| 備考 | 自社の放送番組 分 (分) % | |

(注1) 「供給者名」の欄は、アの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) 各欄の比率は、1週間当たりの総放送時間に対する当該欄の比率を記載すること。

(注3) 「備考」の欄（自社の放送番組）の比率は、1週間当たりの総放送時間から「合計 (①+②=③)」の欄（他社の放送番組）の比率を差し引いた比率を記載すること。

(注4) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注5) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、有料放送に係る放送時間をそれぞれ該当する欄内に（ ）で記載すること。

(注6) スポットCM等は、各放送番組の時間に含めること。

(注7) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

【具体的記載例】

別紙(9)オ① 他から供給を受ける放送番組の時間等

| 供給者名 | 1週間の放送時間（（ ）内は 有料放送に係る放送時間） | 供給に関する協定等の有無 |
|--|---|------------------------|
| (ニュース) 放送事業者 小計 社 | 分 (分) % | |
| その他の者 ・ ●●新聞(株) ・ (株)●●通信 小計 2社 | 210分 (210分) 105分 (105分) 315分 (315分) 2.9% | 有 (別添契約書) 有 (別添契約書) |
| 計 (①) 2社 | 315分 (315分) 2.9% | |
| (ニュース以外の番組) 放送事業者 ・ (株)●●放送 ・ ●●テレビ(株) 小計 2社 | 210分 (210分) 80分 (80分) 290分 (290分) 2.7% | 有 (別添契約書) 有 (別添契約書) |
| その他の者 ・ (株)●●映画 ・ ●●映像(株) 小計 2社 | 1260分 (1260分) 1860分 (1620分) 3120分 (2880分) 29.1% | 有 (別添契約書) 有 (別添契約書) |
| 計 (②) 4社 | 3410分 31.8% | |
| 合計 (①+②=③) 6社 | 他社の放送番組 3725分 (3365分) 34.7% /100% | |
| 備考 | 自社の放送番組 7015分 (7015分) 65.3% | |

別紙(9)オ② 自社の放送番組の制作体制等

自社の放送番組の制作体制（責任者、連絡系統、要員等）について記載すること。この場合において、放送番組制作の実績がある場合は、その旨を追記すること。

【具体的記載例】

- ・体制図（適宜）
- ・当社は平成●年より、東経 124/128 度 CS 放送を実施しており、上記体制により、「●●チャンネル」における番組を制作し、放送サービスを実施している。

○ 別紙(10) 放送番組の審議機関に関する事項

(10) 別紙(10)は、次の様式により記載すること。

| ふりがな 委員の氏名 | 住所 | 性別 | 生年月日 | 職業 | 備考 |
|---------------|----|----|------|----|----|
| | | | | | |
| 委員総数 | | | | | 人 |

(注1) 「住所」の欄は、都道府県及び市区町村を記載すること。

(注2) 「職業」の欄は、主たる職業を「何大学教授」、「評論家」等のように記載すること。

(注3) 「備考」の欄は、次の事項を記載すること。

ア 他の放送番組の審議機関の委員であるときはその旨及び当該審議機関の名称

イ 他の放送事業者の審議機関と共同して設置しようとする場合はその旨及び共同設置者の氏名又は名称

ウ 予定のものについてはその旨

(注4) 委員予定者については、委員就任承諾書を添付すること。

(注5) 審議機関の開催について、計画がある場合は、記載すること。また、既存の放送事業者の場合は、平成22年4月から平成23年3月の間における開催した実績の回数を記載すること。

(開催した実績がある場合は、議事録又は議事概要を添付すること。)

(注6) 事業開始当初限りの特別の経営方針があるときは、その方針について記載すること(様式適宜)。

【具体的記載例】

別紙(10)

| ふりがな 委員の氏名 | 住所 | 性別 | 生年月日 | 職業 | 備考 |
|---------------|---------|-----|----------|------|-----|
| 委員① | ●●県●市 | 男 | 昭和●年●月●日 | 大学教授 | |
| 委員② | 東京都●区 | 男 | 昭和●年●月●日 | 評論家 | |
| 委員③ | ●●県●郡●町 | 女 | 昭和●年●月●日 | 主婦 | |
| 委員④ | ... | ... | ... | ... | |
| 委員⑤ | ... | ... | ... | ... | |
| 委員⑥ | ... | ... | ... | ... | |
| 委員⑦ | ... | ... | ... | ... | |
| 委員総数 | | | | | 7 人 |

(将来の開催計画)

審議機関を半年に一回以上開催する予定。

(過去の開催実績)

平成22年4月から平成23年3月の間における開催回数は2回であり、各回の議事概要を添付する。

○ 別紙(11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項

(11) 別紙(11)は、次により記載すること。

- ア 放送番組を編集する組織機構について、職務内容を系統的かつ具体的に記載すること。この場合において、編集の責任者については、その権限等について併せて記載すること。
- イ 放送番組を考査する組織機構がある場合には、アに準じて記載すること。この場合において、考査の方法を併せて記載し、考査に関する基準等があるときはそれらを記載又は添付すること。
- ウ 予定のものについては、その旨を記載すること。
- エ 事業開始当初限りの特別の経営方針があるときは、その方針について記載すること。

様式適宜

【4 表現の自由の享有】

○別紙(3) 主たる出資者及び議決権の数

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

| ふりがな 氏名又は名称 | 住所 | 職業 | 議決権の総数に対する議決権の比率 | 備考 |
|----------------|----|----|------------------|----|
| | | | % | |

(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者について記載すること。

(注2) 設立中の法人にあっては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。

(注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。

(注4) 法人にあっては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注5) 「住所」の欄は、都道府県及び市区町村を記載すること。この場合において、法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 「職業」の欄は、法人にあっては「何事業」、個人にあっては「何(株)代専務(常)」、「雑貨店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

イ 発起人又は発起人代表であるときはその旨

ウ 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨

エ 出資の予定のものについてはその旨

オ 議決権の総数に対する議決権の比率が出資の総額に対する出資の比率と異なる時は、その比率

(注8) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

【具体的記載例】

別紙(3)

| ふりがな 氏名又は名称 | 住所 | 職業 | 議決権の総数 に対する議決 権の比率 | 備考 |
|---|---------|-----|--------------------------|----|
| ××株式会社 代表取締役社長 ○○ ^{ふりがな} ×× | 東京都中央区 | 銀行業 | 50.5% | |
| ○○株式会社 代表取締役社長 ○○ ^{ふりがな} ×× | 東京都千代田区 | 広告業 | 30.4% | |
| 株式会社×× | 大阪府大阪市 | 保険業 | 14.1% | |
| △△株式会社 代表取締役社長 ○○ ^{ふりがな} ×× | 愛知県名古屋市 | 小売業 | 3.0% | |
| ○×株式会社 代表取締役社長 ○○ ^{ふりがな} ×× | 神奈川県横浜市 | 証券業 | 2.0% | |

○別紙(4) 100分の33.33333を超える議決権を有する者に関する事項

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

| | 氏名又は名称 | 議決権の総数に対する議決権の比率 | (A)が地上基幹放送事業者の10の1を超える議決権又は衛星基幹放送事業者の100分の33.33333を超える議決権を有する場合、当該事業者の名称 | 備考 |
|-----------------------------------|--------|------------------|--|----|
| 100分の33.33333を超える議決権を有する者 (A) | | % | | |
| うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者 (B) | | % | | |

(注1) 議決権の取扱いは、次のアからウまでに定めるところにより計算し、記載すること。

- (ア) 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。
- (イ) 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等が、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。
- (ウ) (イ)の本文の規定は、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体が介在している場合(関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等(その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によつて保有されているものに限る。)によつて保有されている場合に限る。)に準用する。
- (エ) (ウ)の規定を適用する場合において、介在している関連法人等も100分の33.33333を超える議決権を有する者となる場合は、当該関連法人等についても(A)及び(B)の欄に記載すること。なお、(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載されるものの議決権と計算される議決権を、関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。
- (注2) (B)の欄は、議決権を有するすべての者について記載すること。
- (注3) (A)が地上基幹放送事業者の10の1を超える議決権又は衛星基幹放送事業者の100分の33.33333を超える議決権を有する場合、当該事業者の名称の欄は、「地上基幹放送事業者」又は「衛星基幹放送事業者」の場合には、その旨記載のこと。
- (注4) 「備考」の欄は、出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類を記載すること。また、(B)の欄に記載した場合は、当該欄の「備考」の欄に(A)の有する議決権と計算される理由を記載すること。
- (注5) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

【具体的記載例】

別紙(4)

| | 氏名又は名称 | 議決権の総数 に対する議決 権の比率 | (A)が地上基幹放送事業者 の10の1を超える議決権又 は衛星基幹放送事業者の 100分の33.33333を超える 議決権を有する場合、当該 事業者の名称 | 備 考 |
|---|------------|--------------------------|--|--------------------------------------|
| 100分の33.33333を超 える議決権を有する 者 (A) | ××株式会 社 | 52.5% | 株式会社○○△ 【衛星基幹放送事業者】 | |
| うち(A)の有する議決 権と計算される議決 権を有する者 (B) | ○×株式会 社 | 2.0% | | ××株式会 社が1/2を 超える議決権 を有するため。 |
| 100分の33.33333を超 える議決権を有する 者 (A) | ○○株式会 社 | 33.4% | 該当なし | |
| うち(A)の有する議決 権と計算される議決 権を有する者 (B) | △△株式会 社 | 3.0% | | ○○株式会 社が1/2を 超える議決権 を有するため。 |

○別紙(5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者に関する事項

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

別紙(5)

| | 氏名又は名称 | 他の基幹放送事業者の議決権の総数に対する議決権の比率 | 備考 |
|--|--------|----------------------------|----|
| 自らが10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者 (A) | | % | |
| うち自らが有する議決権と計算される議決権を有する者 (B) | | % | |

(注1) (4)(注1)アからウ、(注2)及び(注3)に準じて記載すること。また、次のア及びイによること。

ア (4)(注1)アからウについては、「一の者」とあるのは「基幹放送業務を行おうとする者」と、「基幹放送業務を行おうとする者」とあるのは「他の基幹放送事業者」とそれぞれ読み替えること。

イ (4)(注1)のアからウに準じて記載する場合において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介在して基幹放送事業者の議決権を有するときの(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される基幹放送事業者の議決権を他の関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(注2) 氏名又は名称の欄は、「地上基幹放送事業者」又は「衛星基幹放送事業者」の場合には、その旨記載のこと。

(注3) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

【具体的記載例】

別紙(5)

| | 氏名又は名称 | 他の基幹放送事業者の議決権の総数に対する議決権の比率 | 備考 |
|--|-------------------------|----------------------------|--|
| 自らが10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者 (A) | 株式会社●●放送 【衛星基幹放送事業者】 | 40.0% | |
| うち自らが有する議決権と計算される議決権を有する者 (B) | ※※企画株式会社 | 40.0% | 申請者は株式会社●●放送に対し40.0%の議決権を有する※※企画株式会社に対し1/2超の議決権を有するため。 |

○ 別紙(6) 役員に関する事項

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

| ふりがな 氏名 | 住所 | 役名 | 担当部門 | 兼職 | 備考 |
|------------|----|----|------|----|----|
| | | | | | |

(注1) 「住所」の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県及び市区町村を記載すること。

(注2) 「役名」の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注3) 「兼職」の欄は、放送事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを(注2)に準じて記載すること。

(注4) 「備考」の欄は、次の事項を記載すること。

ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨

イ 日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国の法人若しくは団体であるときはその旨

ウ 予定のものについてはその旨

(注5) 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

【具体的記載例】

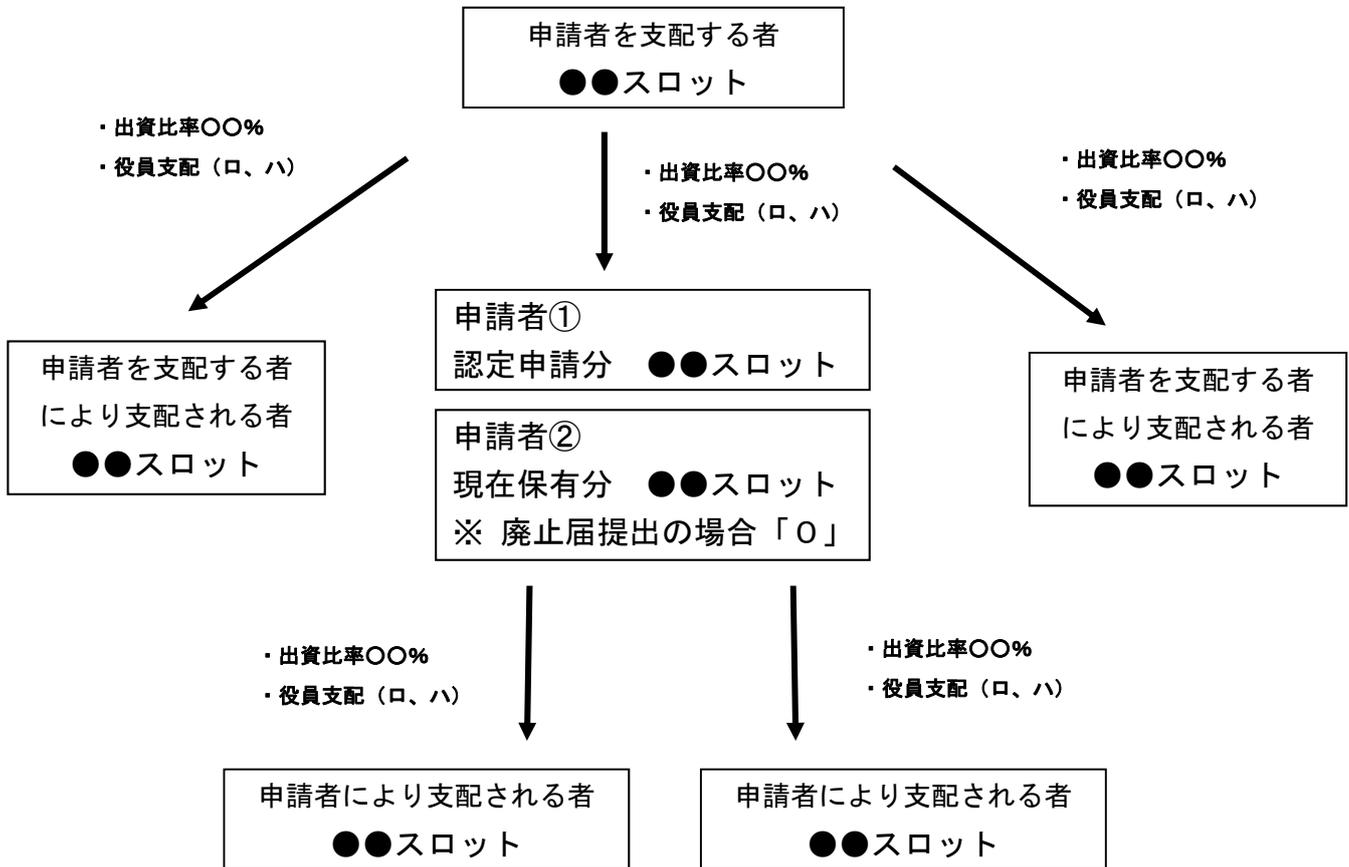
別紙(6)

| ふりがな 氏名 | 住所 | 役名 | 担当部門 | 兼職 | 備考 |
|-------------------|---------|-----------------|-------|----------------------|----|
| えいせい はなこ 衛星 花子 | 東京都港区 | (代)取締役社長 (常) | 経営全般 | | |
| ふりがな ×× ○○ | 神奈川県横浜市 | 専務取締役 (常) | 編成・営業 | | |
| ふりがな ○○ ×× | 千葉県八千代市 | 取締役 | | ○○(株)取締役 | |
| ふりがな △× ○× | 千葉県野田市 | 取締役(常) | 総務・技術 | (株)○○△取締役 (常) | |
| ふりがな △○ ×× | 東京都国分寺市 | 取締役 | | | |
| ふりがな ○× △ | 東京都杉並区 | 取締役 | | (株)●●放送(代)取締役 (常) | |
| ふりがな ○○ ○ | 東京都板橋区 | 監査役 | | | |

〈マスメディア集中排除原則の支配関係図ー1 〔絶対審査基準〕〉

基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令第4条及び放送法関係審査基準第6条(5)に規定する基準に適合する旨を説明するため、以下のイメージ図にしたがい、支配関係図を作成すること。

(記載例／各者の欄には具体的な会社名を記載すること)



「申請者を支配する者」は、上記の他に衛星基幹放送において、支配の基準に該当する議決権を保有する又は役員支配に該当する会社（現在認定を保有する者及び今回認定申請を行っている者）はありません。

「申請者」は、上記の他に衛星基幹放送において、支配の基準に該当する議決権を保有する又は役員支配に該当する会社（現在認定を保有する者及び今回認定申請を行っている者）はありません。

(注1) 申請者①の認定申請分スロット数は、申請番組すべてのスロット数を合計したものを記載すること。

(注2) 特に、放送法関係審査基準第6条(5)イ及びウに留意すること。

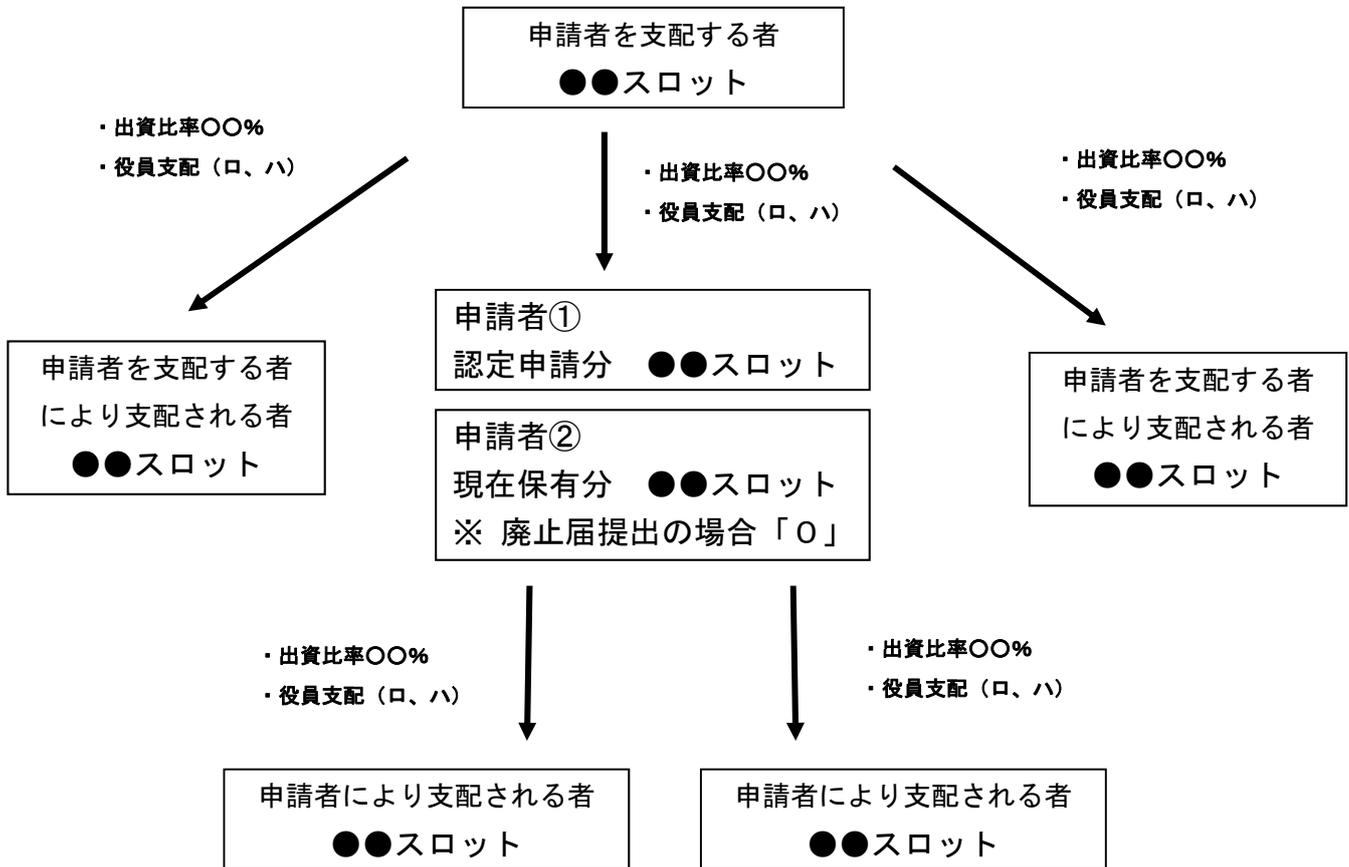
【支配の基準】

放送法関係審査基準第6条(5)に基づく支配の基準 〔絶対審査基準〕

〈マスメディア集中排除原則の支配関係図ー 2 〔比較審査基準〕〉

基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令第4条及び放送法関係審査基準第6条(5)に規定する基準に適合する旨を説明するため、以下のイメージ図にしたがい、支配関係図を作成すること。

(記載例／各者の欄には具体的な会社名を記載すること)



「申請者を支配する者」は、上記の他に衛星基幹放送において、支配の基準に該当する議決権を保有する又は役員支配に該当する会社（現在認定を保有する者及び今回認定申請を行っている者）はありません。

「申請者」は、上記の他に衛星基幹放送において、支配の基準に該当する議決権を保有する又は役員支配に該当する会社（現在認定を保有する者及び今回認定申請を行っている者）はありません。

(注1) 申請者①の認定申請分スロット数は、申請番組すべてのスロット数を合計したものを記載すること。

(注2) 特に、放送法関係審査基準第6条(5)イ及びウに留意すること。

【支配の基準】

放送法関係審査基準別紙3 3(3)に基づく支配の基準〔比較審査基準〕

【5 放送番組の多様性】

○認定申請書 放送事項

放送事項の概要（認定申請書記載の放送事項の概要を記載すること。）

【具体的記載例】

認定申請書 放送事項（放送事項の概要）

| 分野 | 主たる言語 | 成人向け番組の有無 | 備考 |
|-----------------------------------|-------|-----------|----|
| 《テレビジョン放送》 野球、サッカーを中心としたスポーツ番組 | | 無 | |

| 分野 | データ符号化方式の名称 | 成人向け番組の有無 | 備考 |
|--|--|-----------|----|
| 《補完放送（データ）》 ・野球、サッカーの選手情報や試合結果等のスポーツ情報 ・災害に関する情報 | ARIB-XML ベースマルチメディア符号化方式 ARIB-字幕・文字スーパーデータ符号化方式 | 無 | |

○別紙(9) 週間放送番組の編集に関する事項

別紙(9)ア②-1 放送時間等 (再放送等)

| | |
|--|--------|
| 1週間当たりの総放送時間 (注1) | 分 |
| <input type="checkbox"/> 「再放送 (リピート放送)」時間 (注2) | 分 (%) |
| 当該「再放送 (リピート放送)」番組の1番組当たりの放送時間の総合計 (注3) | 分 |
| <input type="checkbox"/> 「他の番組とのサイマル放送」時間 | 分 |
| 1か月の総放送時間 (注1) | 分 |
| 「再放送 (リピート放送)」時間 | 分 (%) |
| 当該「再放送 (リピート放送)」番組の1番組当たりの放送時間の総合計 (注4) | 分 |
| <input type="checkbox"/> 「他の番組とのサイマル放送」時間 | 分 |

別紙(9)ア②-2 放送時間等 (再放送等) 【実績】

実績の期間 (平成23年6月6日 (月) ~同年6月12日 (日) (1週間)、6月 (1か月))

| | |
|--|--------|
| 1週間当たりの総放送時間 (注1) | 分 |
| <input type="checkbox"/> 「再放送 (リピート放送)」時間 (注2) | 分 (%) |
| 当該「再放送 (リピート放送)」番組の1番組当たりの放送時間の総合計 (注3) | 分 |
| <input type="checkbox"/> 「他の番組とのサイマル放送」時間 | 分 |
| 1か月の総放送時間 (注1) | 分 |
| 「再放送 (リピート放送)」時間 | 分 (%) |
| 当該「再放送 (リピート放送)」番組の1番組当たりの放送時間の総合計 (注4) | 分 |
| <input type="checkbox"/> 「他の番組とのサイマル放送」時間 | 分 |

【補足説明】 「再放送（リピート放送）」番組の計算方法

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|-----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 10:00 -11:00 | 番組1 | 番組1 (再) | 番組1 (再) | 番組1 (再) | 番組1 (再) | 番組1 (再) | 番組1 (再) |
| 11:00 -12:00 | 番組2-1 | 番組2-2 | 番組2-3 | 番組2-4 | 番組2-6 | 番組2-6 | 番組2-7 |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| 17:00 -18:00 | 番組2-1 (再) | 番組2-2 (再) | 番組2-3 (再) | 番組2-4 (再) | 番組2-5 (再) | 番組2-6 (再) | 番組2-7 (再) |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| 22:00 -23:00 | 番組2-1 (再) | 番組2-2 (再) | 番組2-3 (再) | 番組2-4 (再) | 番組2-5 (再) | 番組2-6 (再) | 番組2-7 (再) |

1週間の帯で
リピートする番組の例
(番組1)

1週間の帯で
リピートする番組の例
(番組2-●)

| | | |
|-----------|--------|---------|
| 初回放送 | 8880分 | (88.1%) |
| 第1回リピート | 480分 | (4.8%) |
| 第2回リピート以降 | 720分 | (7.1%) |
| 合計 | 10080分 | (100%) |

1200分 (11.9%)

当該「再放送（リピート放送）」番組の1番組当たりの放送時間の総合計

「再放送（リピート放送）」時間

(注1) 「1週間当たりの放送時間全体」及び「1週間当たりの総放送時間」とは次の定義による。
なお、マルチ編成を行わない場合は、「1週間当たりの放送時間全体」と「1週間当たりの総放送時間」は同一の時間数となる。

・「1週間当たりの放送時間全体」

高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に二以上の標準テレビジョン放送を行う場合は、「標準テレビジョン放送のうち当該1週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間」と「高精細度テレビジョン放送の放送時間」の合計をいう。

・「1週間当たりの総放送時間」

当該1週間における、すべての放送時間の合計（延べ放送時間）をいう。なお、マルチ編成の場合には、「高精細度テレビジョン放送の放送時間」と「標準テレビジョン放送のすべての放送時間」の合計をいう。

・「1か月の総放送時間」

当該放送番組表の月曜日の放送開始時刻（任意に設定のこと。）以降の1か月における、すべての放送時間の合計（延べ放送時間）をいう。なお、マルチ編成の場合には、「高精細度テレビジョン放送の放送時間」と「標準テレビジョン放送のすべての放送時間」の合計をいう。

(注2) 『再放送（リピート放送）』時間』には、当該放送番組表の月曜日の放送開始時刻（任意に設定のこと。）以降、同一の番組を2回以上放送する放送番組の初回放送を除く2回目以降の放送の合計時間を記載すること。

(注3) 1週間当たりの総放送時間における「当該『再放送（リピート放送）』番組の1番組当たりの放送時間の総合計」には、当該放送番組表の月曜日の放送開始時刻（任意に設定のこと。）以降、当該1週間に「再放送（リピート放送）」する放送番組の1放送番組当たりの放送時間の合計を記載すること。

(補足説明)

・Aという30分間の放送番組を月曜日に初回放送し、その後、火曜日から金曜日まで初回放送とは別に4回「再放送（リピート放送）」し、Bという60分間の放送番組を水曜日に初回放送し、その後、土曜日と日曜日に初回放送とは別に2回「再放送（リピート放送）」した場合、「当該『再放送（リピート放送）』番組の1番組当たりの放送時間の総合計」は90分（＝30分（A番組）＋60分（B番組））となる。

(注4) 1か月当たりの総放送時間における「当該『再放送（リピート放送）』番組の1番組当たりの放送時間の総合計」には、当該放送番組表の初めの月曜日の放送開始時刻（任意に設定のこと。）以降、1か月に「再放送（リピート放送）」する放送番組の1放送番組当たりの放送時間の合計を記載すること。

(補足説明)

・Cという30分間の放送番組を第1週目の火曜日に初回放送し、その後、第2週目と第3週目に初回放送とは別に6回「再放送（リピート放送）」し、Dという60分間の放送番組を第2週目の水曜日に初回放送し、その後、第3週目と第4週目に初回放送とは別に10回「再放送（リピート放送）」した場合、「当該『再放送（リピート放送）』番組の1番組当たりの放送時間の総合計」は90分（＝30分（C番組）＋60分（D番組））となる。

- (注5) 再放送を行うにあたり、視聴者の視聴習慣を考慮した編成にしている等の特別な事情がある場合は、その内容について備考として記載すること。
- (注6) 別紙(9)ア②-2放送時間等(再放送率等)【実績】については、平成23年6月6日(月)～同年6月12日(日)までの1週間の実績を記載すること(東経110度CS放送を行っている申請番組については当該実績を、東経124/128度CS放送のみで放送を行っている申請番組については当該実績を記載すること。新規の番組については、類似の放送番組について実績値を記載し、類似の放送番組の名称及び類似する理由を記載すること。なお、類似の放送番組の実績値等が不明なため、作成することが困難な場合は、実績値の欄は空欄とすること。)
- (注7) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

別紙(9)ウ 放送の目的別種類による放送時間等（総合編成の場合）

| 放送の目的別種類 | 1週間の放送時間 | 比率 | 備考 |
|--------------|----------|---------|----|
| 報道 | 分 | % | |
| 教育 | 分 | % | |
| 教養 | 分 | % | |
| 娯楽 | 分 | % | |
| その他 | 分 | % | |
| 1週間当たりの総放送時間 | 時間 分 | 100.0 % | |

(注1) 「1週間の放送時間」の欄は、別紙(9)アの放送番組表に基づいて集計したものを記載すること。

(注2) 放送の目的別種類の「その他」とは、通信販売番組その他教養番組、教育番組、報道番組及び娯楽番組以外の放送番組をいい、通信販売番組とそれ以外のものにとに細分すること。

(注3) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

別紙(9)エ 放送の分野別の放送時間等（専門放送「特別の事業計画により放送番組を編集するもの」
の場合）

| 放送の分野別（注1） | 1週間の放送時間（注2） | 比率（注3） | 備考 |
|--------------|--------------|--------|----|
| 映画 | 分 | % | |
| スポーツ | 分 | % | |
| 音楽 | 分 | % | |
| アニメ | 分 | % | |
| ドラマ | 分 | % | |
| ドキュメンタリー | 分 | % | |
| ニュース | 分 | % | |
| 娯楽・趣味 | 分 | % | |
| ショッピング | 分 | % | |
| 教育・資格 | 分 | % | |
| 合計（上位3分野） | 分 | % | |
| 1週間当たりの総放送時間 | 分 | 100% | |

(注1) 「放送の分野別」の欄は、当該チャンネルの特徴がわかるように上位3分野程度を目安に記入すること。

具体的な種別の一例として、以下を参考に記載すること。

「映画」、「スポーツ」、「音楽」、「アニメ」、「ドラマ」、「ドキュメンタリー」、「ニュース」、「娯楽・趣味」、「ショッピング」、「教育・資格」

(注2) 「1週間の放送時間」の欄は、別紙(9)アの放送番組表に基づいて集計したものを記載すること。

(注3) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(注4) 上記の「放送の分野別」に明らかに当てはまらない、これまでになかった「放送の分野別」がある場合には別途適宜記載すること。

(注5) 申請番組に係る当該既存の放送番組の廃止届書を添付すること。

(注6) 申請番組に係る当該既存の放送番組の廃止届書の提出に伴う認定証訂正申請書を添付すること。

【具体的記載例】

別紙(9)エ 放送の分野別の放送時間等（専門放送「特別の事業計画により放送番組を編集するもの」
の場合）

| 放送の分野別 | 1週間の放送時間 | 比率 | 備考 |
|--------------|----------|--------|----|
| 映画 | 分 | % | |
| スポーツ | 1260 分 | 11.7% | |
| 音楽 | 分 | % | |
| アニメ | 分 | % | |
| ドラマ | 分 | % | |
| ドキュメンタリー | 1680 分 | 15.6 % | |
| ニュース | 分 | % | |
| 娯楽・趣味 | 2940 分 | 27.4% | |
| ショッピング | 分 | % | |
| 教育・資格 | 分 | % | |
| 合計（上位3分野） | 5880 分 | 54.7 % | |
| 1週間当たりの総放送時間 | 10740 分 | 100 % | |

【具体的記載例】

基幹放送の廃止届書

平成23年●月●日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名
(ふりがな)
代表者氏名

平成23年●月●日付で申請いたしました、既存の放送番組（平成Y年M月D日付CS第X号）の画質の向上を目的とする衛星基幹放送業務の申請について認定（以下「新規認定」といいます。）を受けることができた場合には、新規認定に係る衛星基幹放送業務の放送開始日をもって平成Y年M月D日付CS第X号に係る衛星基幹放送業務を廃止いたしますので、放送法第100条の規定により届け出ます。

| | |
|---|--|
| 理由 | 現在、当社は、平成Y年M月D日付CS第X号に係る衛星基幹放送業務により、「（番組名）」を運営しておりますが、新たな認定を受けることができた場合には、「（番組名）」は、平成●年●月●日から、当該新たな認定に係る衛星基幹放送業務により運営されることとなるため。 |
| 基幹放送の業務を廃止した法人又は団体が行っていた基幹放送の業務に係る認定の番号及び認定の年月日 | 平成Y年M月D日付CS第X号 |
| 放送対象地域 | 日本全国 |
| 廃止年月日 | 新規認定に係る衛星基幹放送業務の放送開始日 |

【具体的記載例】

基幹放送業務認定証訂正申請書

平成23年●月●日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名

(ふりがな)

代表者氏名

認定証の記載事項に変更を生じることから、放送法第99条の規定により申請します。

1 訂正の理由

平成23年●月●日付で申請いたしました、既存の放送番組（平成Y年M月D日付CS第X号）の画質の向上を目的とする衛星基幹放送業務の申請について認定（以下「新規認定」といいます。）を受けることができた場合には、新規認定に係る衛星基幹放送業務の放送開始日をもって平成Y年M月D日付CS第X号に係る衛星基幹放送業務を廃止することとなるため、認定証に記載されている事項に変更が生じることとなることから、認定証の訂正を申請するものです。

2 訂正内容（新規認定を受けることができた場合に限りです。）

平成Y年M月D日付CS第X号は新規認定に係る衛星基幹放送業務の放送開始日をもって廃止する旨認定証に明記すること。

【6 広告放送の割合】

○ 別紙(9)ア② 放送時間等

1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送（有料放送により行われるものを除く。）に係る放送時間の占める割合について、記載例のとおり記載すること。

別紙(9)ア② 放送時間等

| | |
|--------------------------------------|--------|
| 1週間当たりの総放送時間（注） | ●分 |
| 有料放送に係る放送時間 | ●分（●%） |
| うち、対価を得て行う広告放送に係る放送時間 | ●分（●%） |
| 上記以外に係る放送時間 | ●分（●%） |
| うち、対価を得て行う広告放送（有料放送に係るものを除く。）に係る放送時間 | ●分（●%） |

（注） 「1週間当たりの放送時間全体」及び「1週間当たりの総放送時間」とは次の定義による。なお、マルチ編成を行わない場合は、「1週間当たりの放送時間全体」と「1週間当たりの総放送時間」は同一の時間数となる。

・「1週間当たりの放送時間全体」

高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に二以上の標準テレビジョン放送を行う場合は、「標準テレビジョン放送のうち当該1週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間」と「高精細度テレビジョン放送の放送時間」の合計をいう。

・「1週間当たりの総放送時間」

当該1週間における、すべての放送時間の合計（延べ放送時間）をいう。なお、マルチ編成の場合には、「高精細度テレビジョン放送の放送時間」と「標準テレビジョン放送のすべての放送時間」の合計をいう。

【具体的記載例】

別紙(9)ア② 放送時間等

| | |
|--------------------------------------|--------|
| 1週間当たりの総放送時間 | ●分 |
| 有料放送に係る放送時間 | ●分（●%） |
| うち、対価を得て行う広告放送に係る放送時間 | ●分（●%） |
| 上記以外に係る放送時間 | ●分（●%） |
| うち、対価を得て行う広告放送（有料放送に係るものを除く。）に係る放送時間 | ●分（●%） |

【7 個人情報の保護】

○ 別表第8号 事業収支見積 その他参考となる書類

個人情報の保護の実施体制等について、記載例を参考に作成すること。

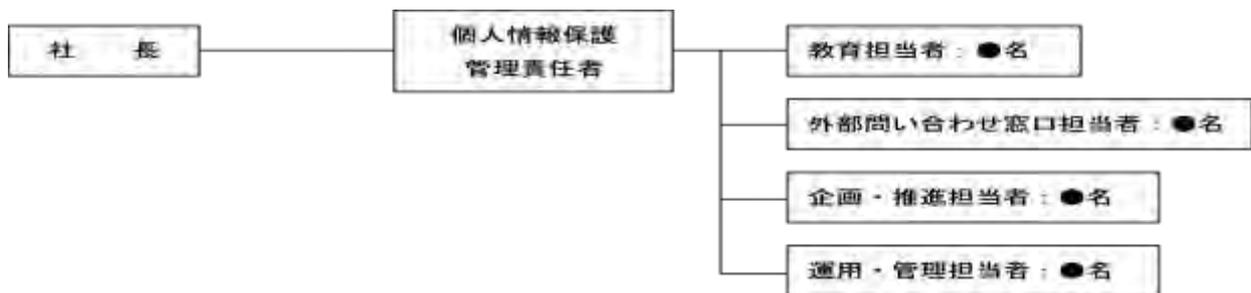
【具体的記載例】

個人情報の保護に関する事項

(1) 個人情報の保護の実施体制

- ・社長は、個人情報の保護に関する最終責任を負う。
- ・個人情報保護管理責任者の下に、教育担当、外部問い合わせ窓口担当、企画・推進担当、運用・管理担当を配置する。

【体制図】



(2) 個人情報の保護の実施要領

- ・個人情報保護管理責任者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(平成16年総務省告示第696号)を遵守するため、個人情報の保護マニュアルに沿って、個人情報の適正な取得及び適正な利用に努める。

(3) 個人情報の保護マニュアル等

- ・別添のとおり
- ・当該基本方針等を公表している場合は、公表内容を添付(HPの写し等)

(4) 費用の内訳

| 科目 | 内容 | 金額 |
|-----|------|-------|
| ●●● | ▲▲▲▲ | ■●●千円 |
| ●●● | ▲▲▲▲ | ■●●千円 |

(5) その他

.....

※ 個人情報の保護体制の構築に当たり、特に重視している取組について記載

・個人情報の保護マニュアル

個人情報の保護マニュアルがある場合は、添付すること。

- ・添付したマニュアルにおいて、「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」に定める以下の対応を行うことが定められている場合は、チェック欄に印（✓）を入れるとともに、マニュアルにおける該当ページを記載すること。

| チェック | 項目（放送受信者等の個人情報の保護に関する指針の該当条文） | 該当ページ |
|--------------------------|---------------------------------|-------|
| <input type="checkbox"/> | 適正な取扱い（第三条） | |
| <input type="checkbox"/> | 利用目的の特定（第四条） | |
| <input type="checkbox"/> | 利用目的による制限（第五条） | |
| <input type="checkbox"/> | 取得の範囲の制限（第六条） | |
| <input type="checkbox"/> | 適正な取得（第七条） | |
| <input type="checkbox"/> | 取得に際しての利用目的の通知等（第八条） | |
| <input type="checkbox"/> | データ内容の正確性の確保（第九条） | |
| <input type="checkbox"/> | 安全管理措置（第十条） | |
| <input type="checkbox"/> | 管理責任者（第十一条） | |
| <input type="checkbox"/> | 安全管理規程（第十二条） | |
| <input type="checkbox"/> | 取扱いの管理（第十三条） | |
| <input type="checkbox"/> | 視聴履歴等の管理（第十四条） | |
| <input type="checkbox"/> | 従業員の監督（第十五条） | |
| <input type="checkbox"/> | 委託先の監督（第十七条） | |
| <input type="checkbox"/> | 受信機に記録された個人情報の管理（第十七条の二） | |
| <input type="checkbox"/> | 第三者提供の制限（第十八条） | |
| <input type="checkbox"/> | 個人データの保存期間及び消去（第十九条） | |
| <input type="checkbox"/> | 保有個人データに関する事項の公表等（第二十条） | |
| <input type="checkbox"/> | 開示（本人からのデータ開示要求）（第二十一条） | |
| <input type="checkbox"/> | 訂正等（本人からのデータ内容の訂正等の要求）（第二十二条） | |
| <input type="checkbox"/> | 利用停止等（本人からのデータの利用停止等の要求）（第二十三条） | |
| <input type="checkbox"/> | 理由の説明（第二十四条） | |
| <input type="checkbox"/> | 開示の求めに応じる手続（第二十五条） | |
| <input type="checkbox"/> | 手数料（第二十六条） | |
| <input type="checkbox"/> | 苦情の処理（第二十七条） | |
| <input type="checkbox"/> | 基本方針の策定及び公表（第二十八条） | |
| <input type="checkbox"/> | 漏えい等に関する事実等の公表等（第二十九条） | |
| <input type="checkbox"/> | 漏えいがあった場合の本人への通知 | |
| <input type="checkbox"/> | 漏えい等があった場合事実関係及び再発防止策の公表 | |
| <input type="checkbox"/> | 漏えい等があった場合事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告 | |

【8 青少年保護措置】

- 別紙(7) 放送番組の編集の基準【3 放送番組の制作及び調達等】
- 別紙(8) 放送番組の編集に関する基本計画【3 放送番組の制作及び調達等】
- 別紙(9) 週間放送番組の編集に関する事項

別紙(9)イ 青少年保護措置

衛星基幹放送を行うにあたり実施する、「時間帯」の配慮や「事前表示」等の具体的な青少年保護措置について記載すること。

様式適宜

【具体的記載例】

別紙(7)については、放送番組の編集の基準（P28）を参照。

別紙(8)については、放送番組の編集に関する基本計画（P28）を参照。

別紙(9)イ 青少年保護措置

| | 対象 | 青少年保護措置 |
|----------|-------|----------------|
| 午後5時～9時 | ●●●●● | 番組宣伝枠でのお知らせを行う |
| 午後9時～11時 | ▲▲▲▲▲ | テロップ等により表示を行う |

【9 字幕番組等の充実】

○ 別紙(9)ア② 放送時間等

字幕の付与等について、記載例を参考に作成すること。

別紙(9)ア② 放送時間等（字幕放送）【実績】については、平成23年6月6日（月）～同年6月12日（日）までの1週間の実績を記載すること（東経110度CS放送を行っている申請番組については当該実績を、東経124/128度CS放送のみで放送を行っている申請番組については当該実績を記載すること。新規の番組については、類似の放送番組について実績値を記載し、類似の放送番組の名称及び類似する理由を記載すること。なお、類似の放送番組の実績値等が不明なため、作成することが困難な場合は、実績値の欄は空欄とすること。）。

また、字幕の付与等について、将来の事業計画において、特別に考慮する点があれば、その内容を追記すること。

(注1) 「1週間当たりの放送時間全体」及び「1週間当たりの総放送時間」とは次の定義による。

なお、マルチ編成を行わない場合は、「1週間当たりの放送時間全体」と「1週間当たりの総放送時間」は同一の時間数となる。

・「1週間当たりの放送時間全体」

高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に二以上の標準テレビジョン放送を行う場合は、「標準テレビジョン放送のうち当該1週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間」と「高精細度テレビジョン放送の放送時間」の合計をいう。

・「1週間当たりの総放送時間」

当該1週間における、すべての放送時間の合計（延べ放送時間）をいう。なお、マルチ編成の場合には、「高精細度テレビジョン放送の放送時間」と「標準テレビジョン放送のすべての放送時間」の合計をいう。

・「1か月の総放送時間」

当該放送番組表の月曜日の放送開始時刻（任意に設定のこと。）以降の1か月における、すべての放送時間の合計（延べ放送時間）をいう。なお、マルチ編成の場合には、「高精細度テレビジョン放送の放送時間」と「標準テレビジョン放送のすべての放送時間」の合計をいう。

(注2) 字幕付与可能な放送番組とは次に掲げる放送番組を除くすべての放送番組をいう（自主的に字幕を付与することを妨げるものではない。例えば、「外国語の番組」であっても、日本語の字幕が付与されている場合は、「字幕付与可能な放送番組」及び「字幕を付与する放送番組」に含めてよい。）。

- ① 技術的に字幕を付与できない放送番組（例 現在のところ、複数人が同時に会話を行う生放送番組）
- ② 外国語の番組
- ③ 大部分が器楽演奏の音楽番組
- ④ 権利処理上の理由等により字幕を付与できない放送番組

(注3) 字幕放送とは、音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることが出来る放送番組をいう（データ放送やオープンキャプションにより番組の大部分を説明している場合を含む。）。

(注4) 解説放送とは、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組をいう。

【具体的記載例】

別紙(9)ア②-1 放送時間等（字幕放送）

| | |
|------------------|------------|
| 1週間当たりの総放送時間 | ●●●●分（●●%） |
| 字幕付与可能な放送番組に係る時間 | ●●分（●●%） |
| \square 字幕放送 | ●●分（●●%） |
| \square 解説放送 | ●●分（●●%） |

(将来の事業計画において、特別に考慮する点)

上記の放送時間数に関わらず、放送開始後、可能な限り、字幕放送を増やすよう努めることとする。

別紙(9)ア②-2 放送時間等（字幕放送）【実績】

実績の期間（平成23年6月6日（月）～同年6月12日（日）の1週間）

| | |
|------------------|------------|
| 1週間当たりの総放送時間 | ●●●●分（●●%） |
| 字幕付与可能な放送番組に係る時間 | ●●分（●●%） |
| \square 字幕放送 | ●●分（●●%） |
| \square 解説放送 | ●●分（●●%） |

【10 放送番組の高画質性】

- 別表第8号 事業収支見積 その他参考となる書類
- 別紙(9)ア② 放送時間等

以下の3つの項目について、記載例を参考に作成すること。

- ・高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。以下同じ。）として放送する必要性

該当する項目のチェック欄に印☑を入れるとともに、高精細度テレビジョン放送として放送する必要性について適宜記載すること。

- ・高精細度テレビジョン放送の割合

別紙(9)ア② 放送時間等（高精細度テレビジョン放送）【実績】については、平成23年6月6日（月）～同年6月12日（日）までの1週間の実績を記載すること（東経110度CS放送を行っている申請番組については当該実績を、東経124/128度CS放送のみで放送を行っている申請番組については当該実績を記載すること。新規の番組については、類似の放送番組について実績値を記載し、類似の放送番組の名称及び類似する理由を記載すること。なお、類似の放送番組の実績値等が不明なため、作成することが困難な場合は、実績値の欄は空欄とすること。）。

- ・高精細度テレビジョン放送を行う体制

該当する項目のチェック欄に印☑を入れるとともに、高精細度テレビジョン放送を行う体制について適宜記載すること。

また、放送番組の高画質性について、将来の事業計画において、特別に考慮する点があれば、その内容を追記すること。

【具体的記載例】

- ・ 高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。以下同じ。）として放送する必要性

申請時点において既に東経124/128度CS放送において高精細度テレビジョン放送を行っている場合
(様式適宜)

上記以外
(様式適宜)

- 高精細度テレビジョン放送の割合

- 別紙(9)ア②-1 放送時間等 (高精細度テレビジョン放送)

| | |
|-----------------|-------------|
| 1週間当たりの放送時間 | ●●●●分 (●●%) |
| 高精細度テレビジョン放送 | ●●●●分 (●●%) |
| 高精細度テレビジョン以外の放送 | ●●●●分 (●●%) |

(将来の事業計画において、特別に考慮する点)

上記の放送時間数に関わらず、放送開始後、可能な限り、プリアハイビジョン放送を増やすよう努めることとする。

- 別紙(9)ア②-2 放送時間等 (高精細度テレビジョン放送) 【実績】

実績の期間 (平成 23 年 6 月 6 日 (月) ~ 同年 6 月 12 日 (日) の 1 週間)

| | |
|-----------------|-------------|
| 1週間当たりの放送時間 | ●●●●分 (●●%) |
| 高精細度テレビジョン放送 | ●●●●分 (●●%) |
| 高精細度テレビジョン以外の放送 | ●●●●分 (●●%) |

- 高精細度テレビジョン放送を行う体制

- 申請時点において既に東経 124 / 128 度CS放送において高精細度テレビジョン放送を行っている場合
(様式適宜)
 - 上記以外
(様式適宜)

【1 1 災害放送の実施】

○ 別紙(12) 災害放送に関する事項

(12) 別紙(12)は、次により記載すること。

災害放送の実施体制(責任者、連絡系統、要員等)について記載すること。この場合において、実施要領等を作成している場合は、それを添付すること。なお、事業開始当初限りの特別の経営方針があるときは、その方針について記載すること。

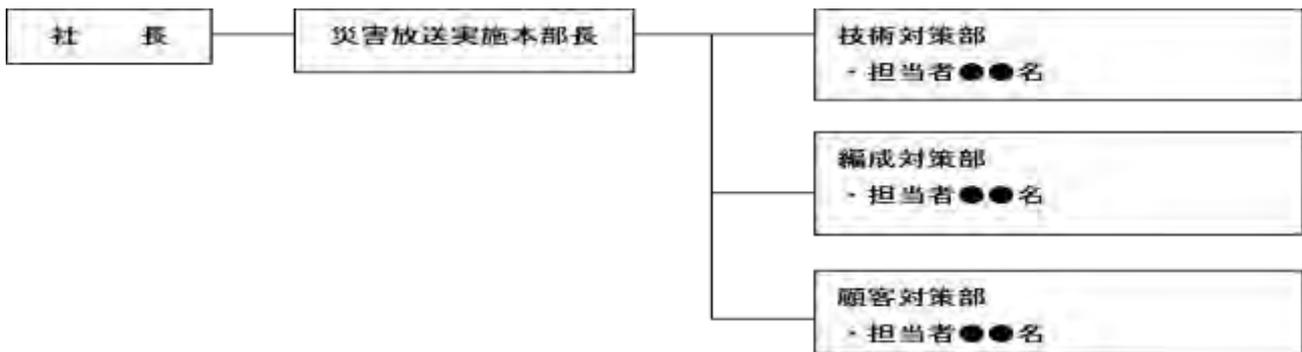
【具体的記載例】

災害放送の実施に関する事項

(1) 災害放送の実施体制

- ・社長は、当該体制に関する最終責任を負う。
- ・災害放送実施本部長の下に技術対策部、編成対策部及び顧客対策部を設置する。

【体制図】



(2) 災害放送の実施要領

- ・災害放送実施本部長は、災害放送の実施マニュアルに沿って、各対策部を統括し、災害放送を実施する。
- ・各対策部は24時間体制(●名交替制)を構築して対応する。

【災害放送の概要】

適用基準：震度5以上、津波警報、その他の甚大な自然災害

送出内容：対象地域(市町村単位)の名称

(例) ○○市 震度5

△△市 震度4

送出時間：災害発生中及び災害発生後5分程度

(3) 災害放送の実施マニュアル

- ・別添のとおり

(4) 費用の内訳

| 科目 | 内容 | 金額 |
|-----|------|-------|
| ●●● | ▲▲▲▲ | ■●●千円 |
| ●●● | ▲▲▲▲ | ■●●千円 |

(5) その他

.....

※ 災害放送の実施体制の構築に当たり、特に重視している取組について記載

【12 業務の認定に係る技術基準等】

- ・「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備」のうち、審査の対象となる設備（提出資料に記載を要する設備）は、番組送出設備、中継回線設備、地球局設備に分類される。
- ・番組送出設備：放送番組の素材を切り替え、当該放送番組の素材その他放送番組を構成する映像、音声、文字及びデータに係る信号を調整（デジタル放送の場合にあつては、主として映像、音声及びデータに係る信号を符号化及び多重化することをいう。）し、放送番組として送出し、並びにこれらを管理する機能を有する電気通信設備をいう（放送法施行規則第2条第11号より）。
- ・中継回線設備：番組送出設備から送出された放送番組を地球局設備まで伝送するための電気通信設備をいう（放送法施行規則第2条第14号より）。
- ・地球局設備：人工衛星の放送局の送信設備まで放送番組を伝送するための地球局の送信設備をいう（放送法施行規則第2条第13号より）。
- ・放送局の送信設備：人工衛星の放送局の送信設備（地球局から伝送された放送番組を受信するための電気通信設備を含む。）をいう（放送法施行規則第2条第12号より）。
- ・これらの設備に含まれる装置等の例を表12-1に示す。

表12-1 放送設備の分類及び含まれる装置等の例

| 番組送出設備 ^{※1} | 中継回線設備 | 地球局設備 |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・送出マトリクス^{※2} ・エンコーダ^{※3} ・多重化装置^{※4} ・送出管理装置^{※5} ・基準信号発生装置^{※6} 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・番組送出設備から地球局設備間の回線 | <ul style="list-style-type: none"> ・TS合成装置 ・伝送路符号化装置 ・送信装置 ・空中線 等 |

※1 スタジオ設備は含まない。

※2 送出する番組の素材を切り替える機能を有する装置。

※3 映像、音声等の信号を MPEG-2 Video、MPEG-2 Audio AAC 等の方式に符号化する機能を有する装置。

※4 符号化された映像、音声等の複数の信号を多重化する機能を有する装置。

※5 放送番組の送出スケジュール等を管理し、主として番組送出を制御する機能を有する装置。

※6 機器の同期をとるためのクロック信号を発生させる装置。

- ・必要書類は、申請対象の放送設備（番組送出設備、中継回線設備又は地球局設備）に関する系統図等の図面及び安全・信頼性の技術基準への適合状況の確認表のほか、審査対象の放送設備において損壊又は故障（以下、損壊等という。）が発生した際の放送への影響及び他の放送設備の損壊等による当該放送設備への影響を確認する観点から、番組送出設備から放送局の送信設備までの構成等を記載したものとする。
- ・以上の基本的な考え方に基づき「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」に関する書類は、12-1～12-5の要領に基づき作成する。

1 2 - 1 審査に係る電気通信設備の構成

- ・放送法の規定に基づく基幹放送の業務の認定を申請する際には、番組送出設備から放送局の送信設備までの電気通信設備の構成図（ブロック図）を作成する（図 1 2 - 1 参照）。

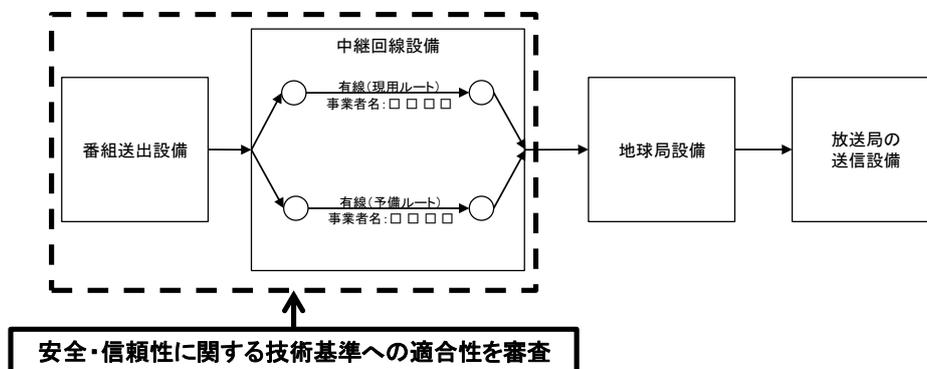


図 1 2 - 1 放送法の規定に基づき基幹放送事業者(基幹放送設備に地球局設備を含まない場合)の業務の認定を申請する際における電気通信設備の構成図の記載例

【図の記載のポイント】

- ・放送法の規定に基づき基幹放送事業者の業務の認定を申請する際には、基幹放送設備の範囲を明記する。
- ・例えば、基幹放送設備に地球局設備を含まない場合においては、番組送出設備及び中継回線設備について、安全・信頼性に関する技術基準への適合性を審査する。
- ・番組送出設備から放送局の送信設備に至るまでの番組中継の流れ（中継回線設備の構成）について、無線（マイクロ）、有線、放送波中継の別を明記するとともに、現用ルートと予備ルートがある場合には、これを明記する。
- ・申請対象の放送設備を示すブロックを明記する。
- ・中継回線設備について、他事業者が提供する電気通信設備を利用する場合には、該当するブロックを明記するとともに当該事業者名を付記する。

1 2 - 2 番組送出設備

- ・安全・信頼性に関する技術基準への適合性を示す資料として、本ページで後述する系統図において番組送出設備の範囲を明記し、それについて講じるべき措置の項目を別紙の表により確認の上、様式1により当該措置項目の具体的措置（放送法関係審査基準に規定）のうち、実際に講じられているものについて、チェック欄に「レ」と記入する。
- ・「レ」と記入した具体的対策については、様式2により、実際に講じられている措置の内容を記載する。
- ・番組送出設備を構成する各装置について、系統図（ブロック図）を作成する（図12-2-1参照）。

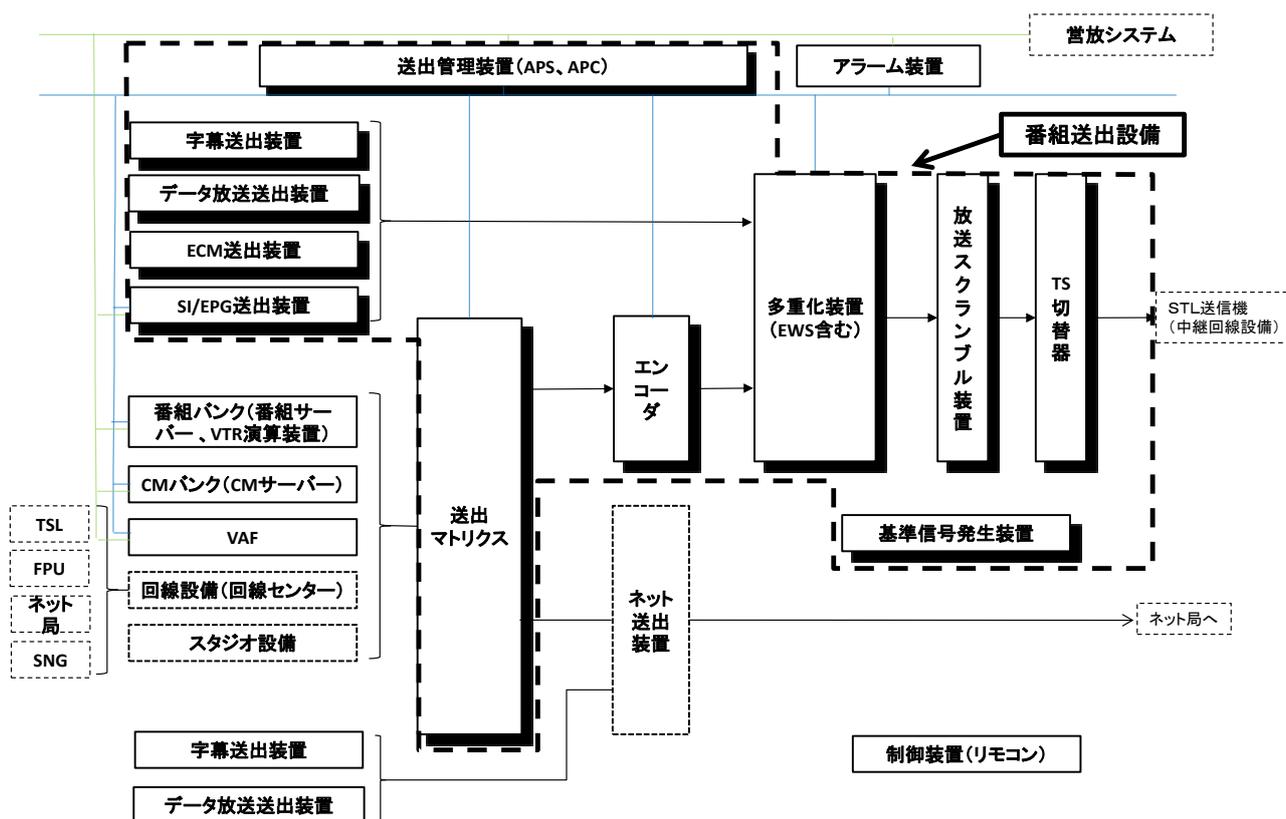


図 1 2 - 2 - 1 番組送出設備に関する系統図の記載例

【図の記載のポイント】

- ・予備機器等の設置状況を明記すること。
- ・下記事項に留意の上、番組送出設備の範囲を枠囲みで明記すること。
 - 番組を制作するための設備（番組バンク、CMバンク、VAF、回線設備、スタジオ設備等）と番組送出設備の分界点（送出マトリクス等の入力端子）。
 - 番組送出設備と中継回線設備の分界点（中継回線設備を構成する装置（光端局装置等）の入力端子）。

- ・番組送出設備の電源設備について電源系統図を作成する（図12-2-2参照）。

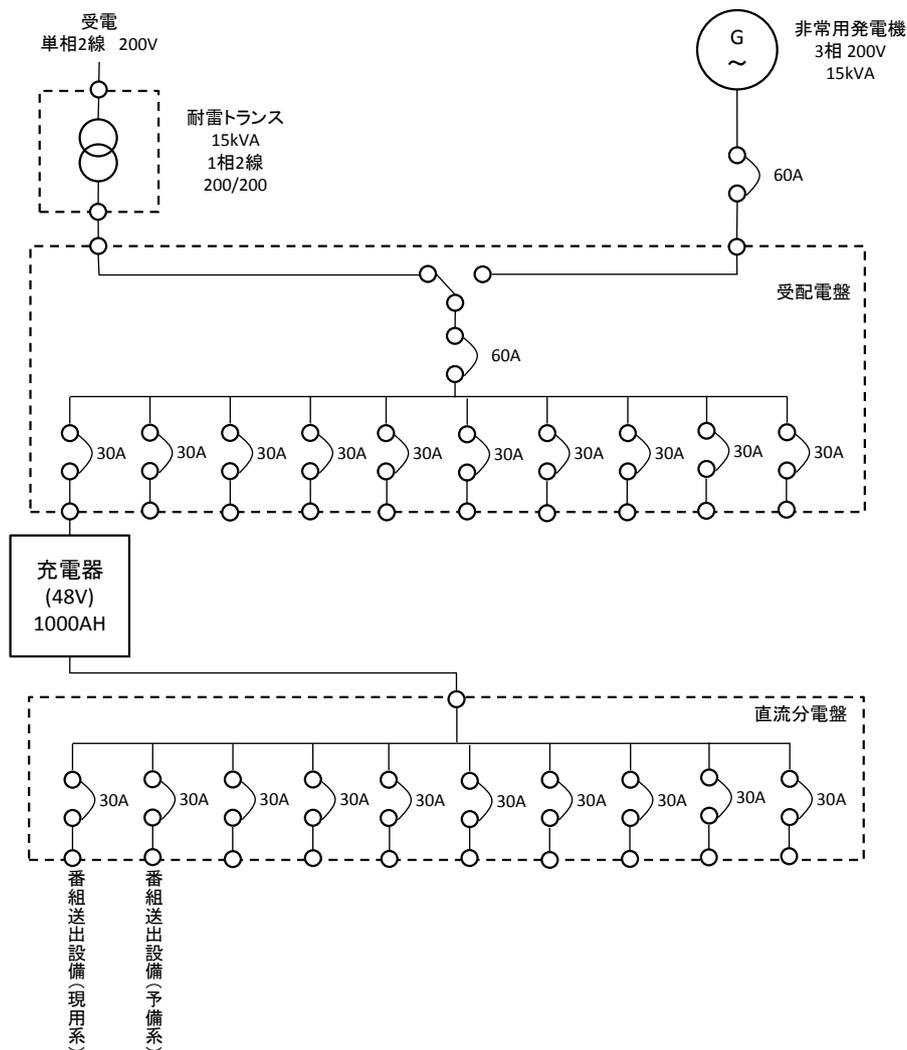


図12-2-2 番組送出設備に関する電源系統図の記載例

【図の記載のポイント】

- ・番組送出設備を構成する各装置に対して供給する系統を明記すること。
- ・予備電源設備（非常用発電機、バッテリー等）を設置している場合には、当該設備の容量を明記すること。
- ・通常供給されている電力の異常を検知するための設備（保護継電器等）を設置している場合には、当該設備を明記すること。

1 2 - 3 中継回線設備

- ・安全・信頼性に関する技術基準への適合性を示す資料として、本ページで後述する系統図において中継回線設備の範囲を明記し、それについて講じるべき措置の項目を別紙の表により確認の上、様式1により当該措置項目の具体的措置（放送法関係審査基準に規定）のうち、実際に講じられているものについて、チェック欄に「レ」と記入する。
- ・「レ」と記入した具体的対策については、様式2により、実際に講じられている措置の内容を記載する。
- ・中継回線設備を構成する各装置について、系統図（ブロック図）を作成する（図12-3-1、12-3-2参照）。
- ・また、他事業者が提供する電気通信設備を利用する場合には、本図面を含む後述の図面（図12-3-1～図12-3-3）及び様式1、2に変え、当該電気通信設備について、別紙の表により講じるべき措置の項目を確認の上、様式1において具体的な措置例として記載された事項が講じられ、技術基準に合致していることが確認できる契約書の写し等の書類を作成する。

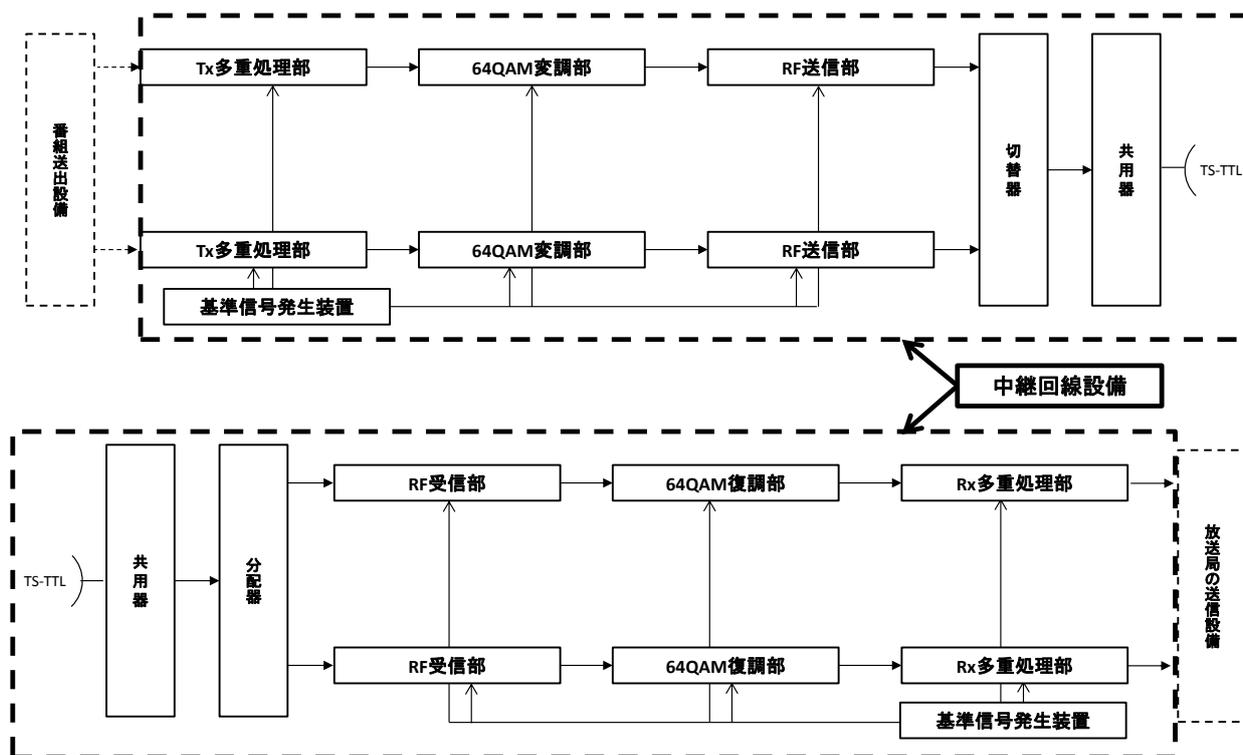


図 1 2 - 3 - 1 中継回線設備(無線伝送の場合)に関する系統図の記載例

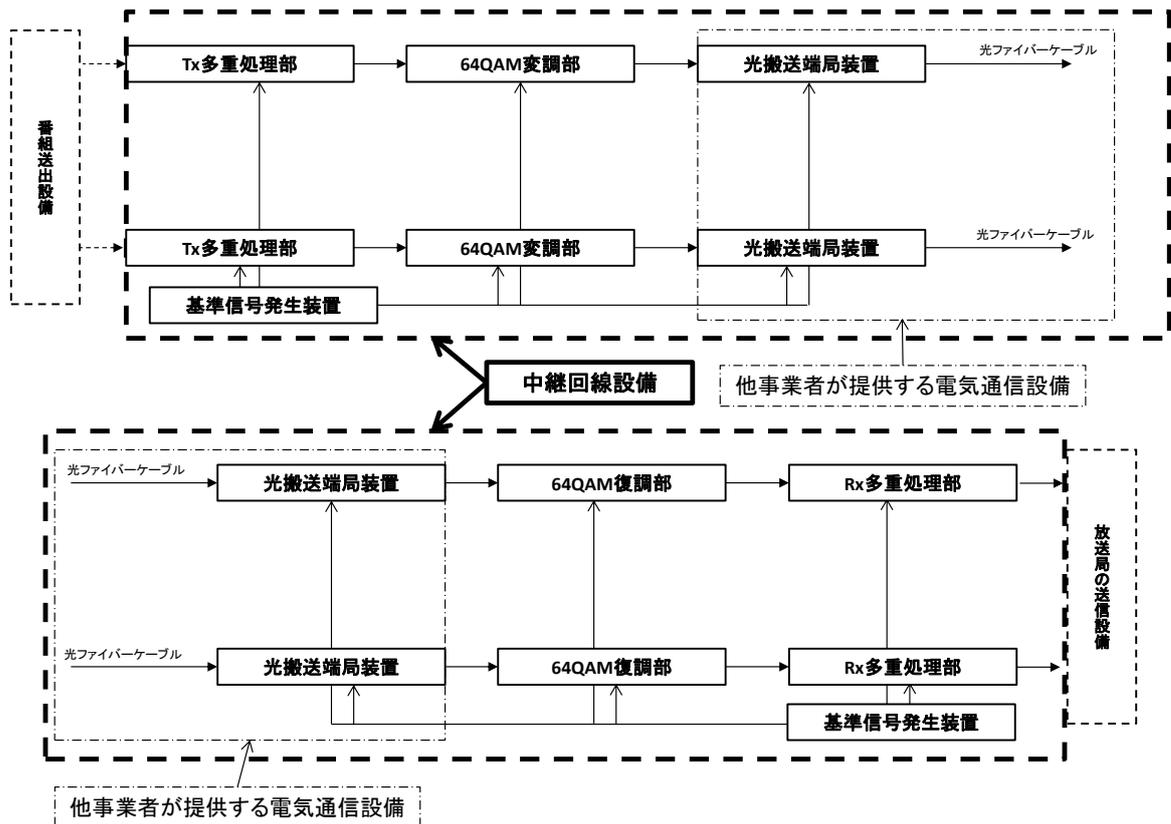


図 1 2 - 3 - 2 中継回線設備(有線伝送の場合)に関する系統図の記載例

【図 1 2 - 3 - 1、1 2 - 3 - 2 の記載のポイント】

- ・ 予備機器等の設置状況を明記すること。
- ・ 下記事項に留意の上、中継回線設備の範囲を枠囲みで明記すること。
 - 番組送出設備と中継回線設備の分界点(中継回線設備を構成する装置(光端局装置等)の入力端子)。
 - 中継回線設備と地球局設備の分界点(地球局設備を構成する装置(TS合成装置等)の入力端子)。
 - 他事業者が提供する電気通信設備を利用する場合には、当該電気通信設備と申請者の保有する設備との分界点。
- ・ 中継回線設備の電源設備について電源系統図を作成する(図 1 2 - 3 - 3 参照)。

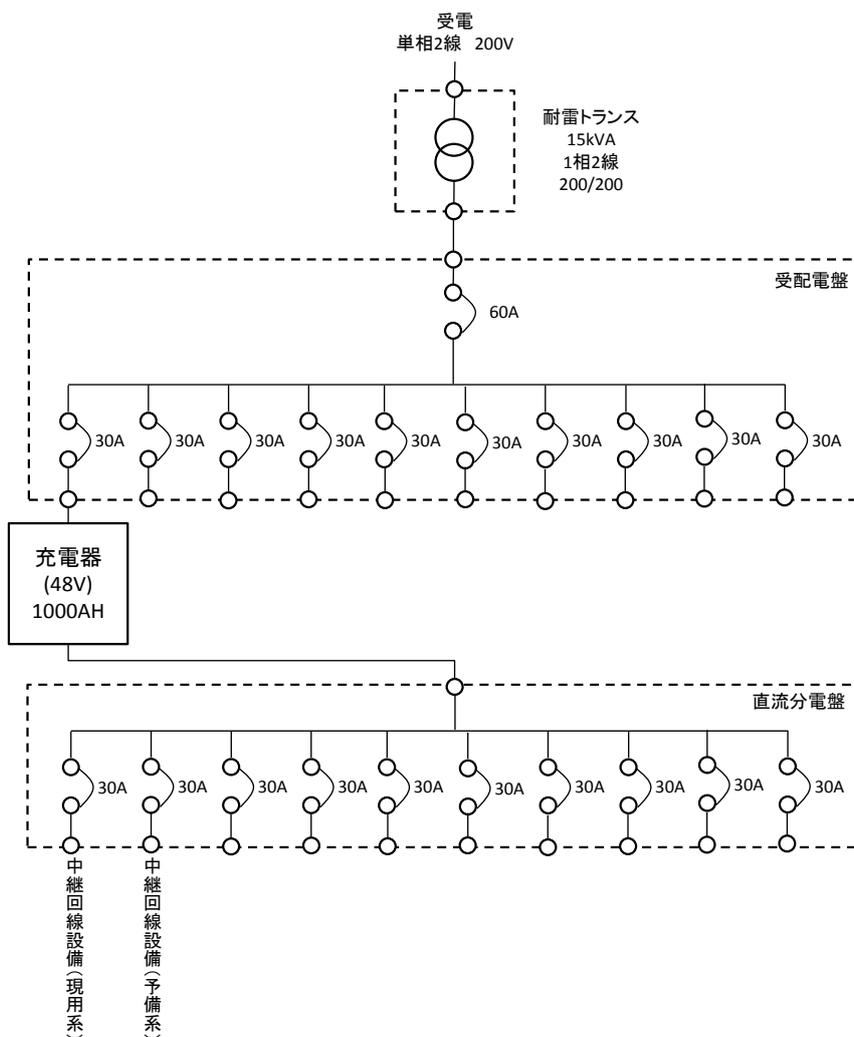


図 1 2 - 3 - 3 中継回線設備に関する電源系統図の記載例

【図の記載のポイント】

- ・ 中継回線設備を構成する各装置に対して供給する系統を明記すること。
- ・ 予備電源設備（非常用発電機、バッテリー等）を設置している場合には、当該設備を明記すること。
- ・ 通常供給されている電力の異常を検知するための設備（保護継電器等）を設置している場合には、当該設備を明記すること。

12-4 地球局設備

- ・安全・信頼性に関する技術基準への適合性を示す資料として、本ページで後述する系統図において地球局設備の範囲を明記し、それについて講じるべき措置の項目を別紙の表により確認の上、様式1により当該措置項目の具体的措置（放送法関係審査基準に規定）のうち、実際に講じられているものについて、チェック欄に「レ」と記入する。
- ・「レ」と記入した具体的対策については、様式2により、実際に講じられている措置の内容を記載する。
- ・地球局設備を構成する各装置について、系統図（ブロック図）を作成する（図12-4-1参照）。

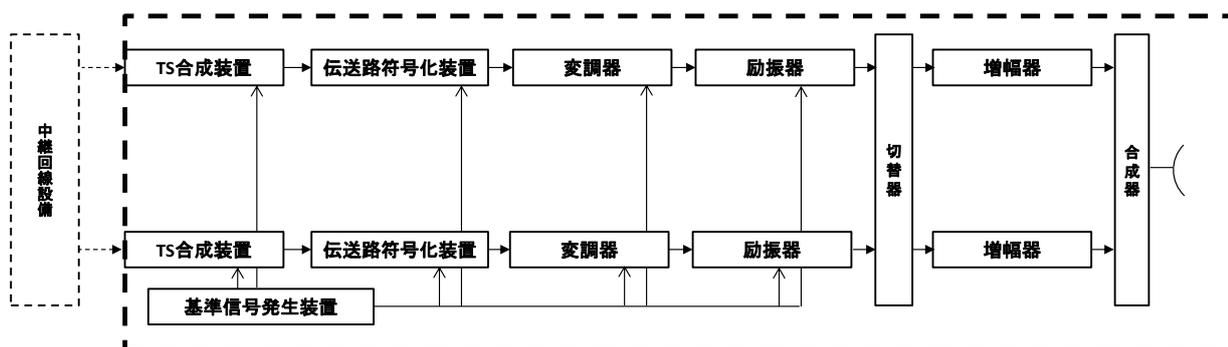


図12-4-1 地球局設備に関する系統図の記載例

【図の記載のポイント】

- ・予備機器等の設置状況を明記すること。
- ・下記事項に留意の上、地球局設備の範囲を枠囲みで明記すること。
 - － 中継回線設備と地球局設備の分界点（地球局設備を構成する装置（TS合成装置等）の入力端子）。

- ・地球局設備の電設備について電源系統図を作成する（図12-4-2参照）。

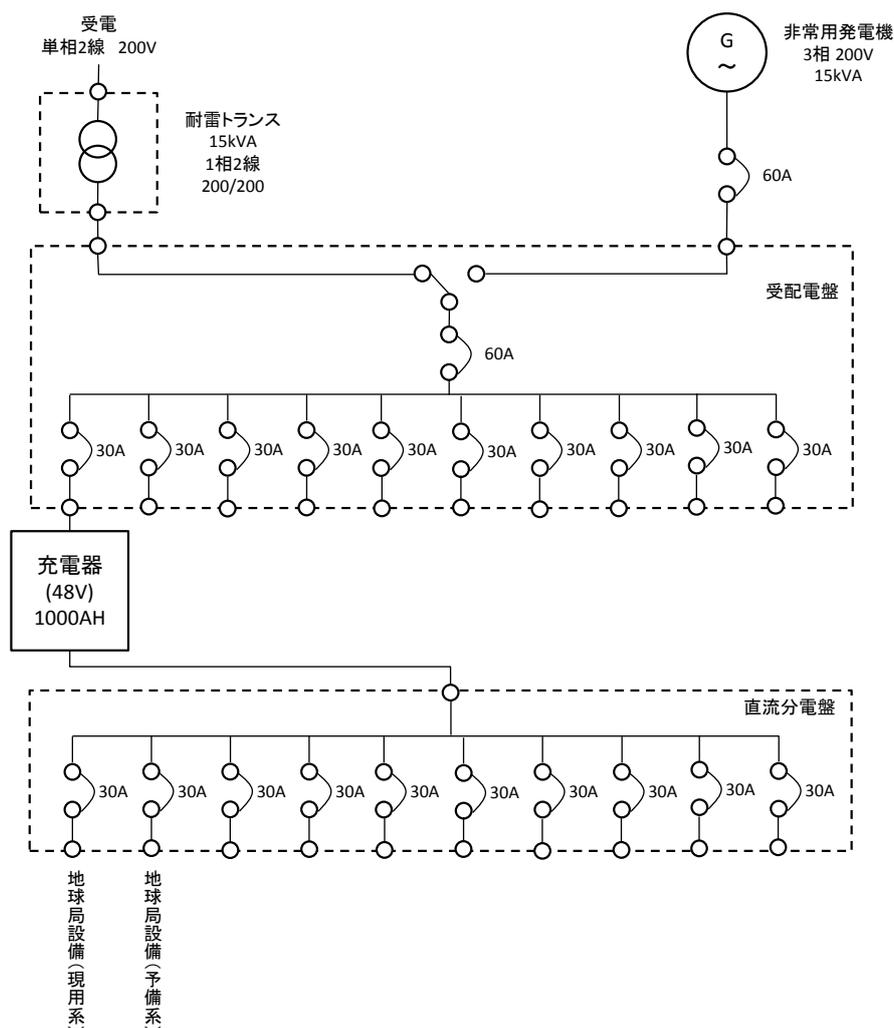


図12-4-2 地球局設備に関する電源系統図の記載例

【図の記載のポイント】

- ・地球局設備を構成する各装置に対して供給する系統を明記すること。
- ・予備電源設備（非常用発電機、バッテリー等）を設置している場合には、当該設備を明記すること。
- ・通常供給されている電力の異常を検知するための設備（保護継電器等）を設置している場合には、当該設備を明記すること。

12-5 基幹放送の品質に関する技術基準

- ・「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備」について、様式3により当該設備が準拠する送信の標準方式の種類について、チェック欄に「レ」と記入する。

12-6 基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力

12-6-1 業務を確実に実施することができる体制

業務を確実に実施することが出来る体制を示す資料として、組織体制図、管理規定類を作成する。

① 組織体制図

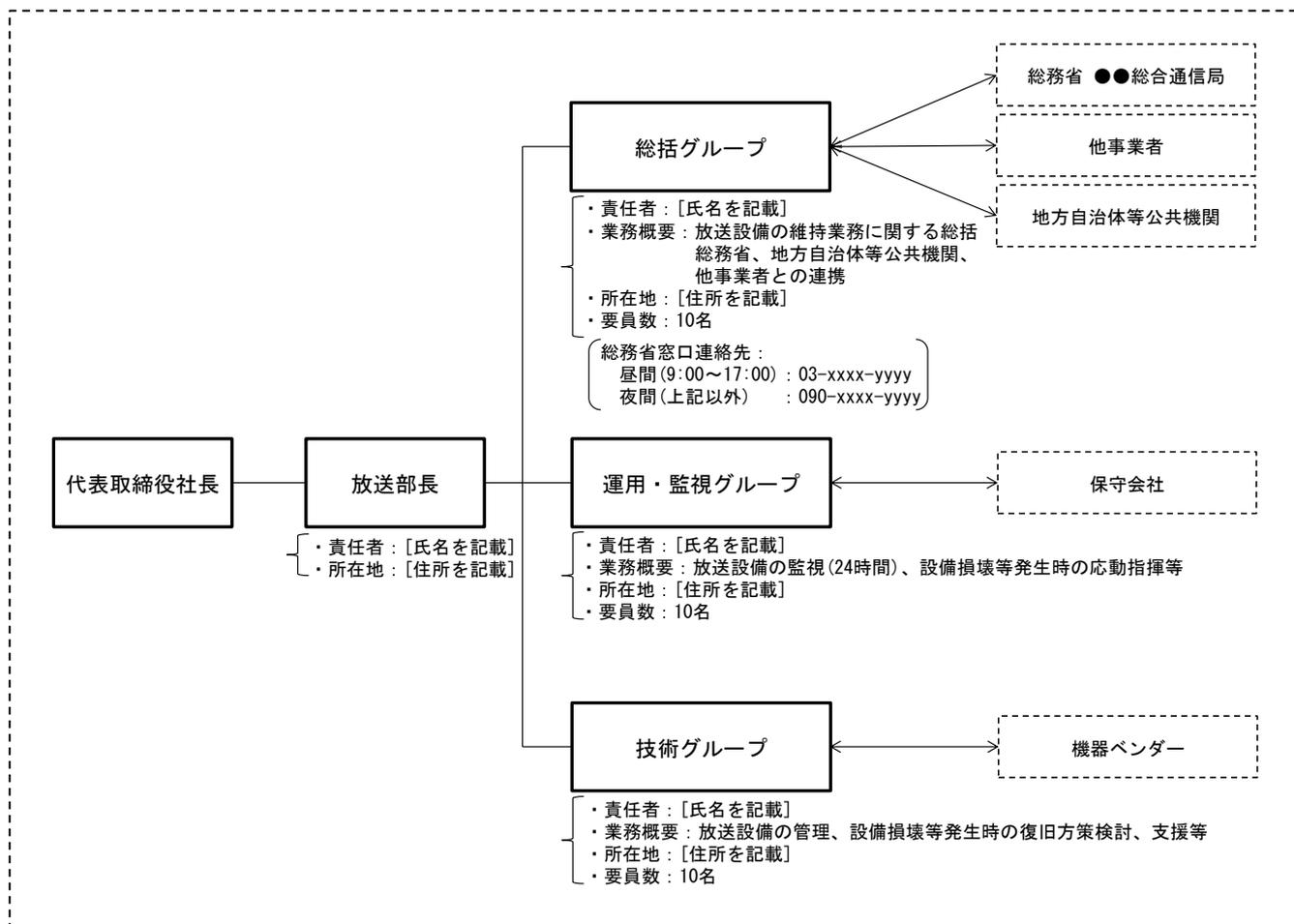


図 12-6-1 組織体制図の記載例

【図の記載のポイント】

- ・ 平常時の放送設備の的確な運用・保守及び非常災害発生等の緊急時を含め、放送設備の損壊等が発生した際における的確な対応を実施するための組織全体の連絡系統、各組織の名称、責任者、業務概要、及び要員の数を記載すること。
- ・ 「責任者」については、当該実施体制における総括責任者を記載し、その者以外に社内各部署に責任者が置かれる場合は、連絡系統組織図内に適宜記載すること。
- ・ 「連絡系統及び要員」については、他事業者との連絡系統、迅速な故障原因分析のための保守会社及び機器ベンダーとの連絡系統、総務省との連絡系統を記載するとともに、地方自治体等公共機関との連絡体制が整えられている場合はそれらも含め、記載すること。
- ・ 「総務省との連絡系統」については、非常災害等を含む設備故障発生時において、確実に連絡をとることができる連絡先を記載すること。

② 管理規程類

業務を確実に遂行するために整備している規程、マニュアル等※について、その名称と概要を記載する。

※ 障害対応に関するもの、非常災害発生等の緊急時における対応に関するもの、放送設備の保守に関するもの、放送設備の的確な維持・管理に資する技術・技能を習得するための訓練に関するもの 等

12-6-2 業務に従事する者の実務経験等

組織体制図における各組織の責任者の実務経験等として、放送設備の運用・保守等の業務に従事する者の氏名、略歴（放送設備の運用・保守の業務及びこれに類する業務等に従事した年数が分かるもの及び無線従事者資格その他の放送の業務を行うために必要な技術的知識、能力の習得に何する学科等の履修歴）、従事した業務概要等を記載する。

| 組織名称 | 氏名 | 略歴 | 無線従事者資格等 | その他特記事項 |
|----------------|-------|---|-------------------------|-----------------|
| 放送部 | 総務 太郎 | 昭和62年4月 入社(〇〇配属) 平成11年4月 〇〇部〇〇GM 平成18年4月 〇〇部〇〇GM 平成23年4月 放送部長 現職に至る。 | 第一級総合無線通信士 電気通信主任技術者 | 重大事故報告・ 年次報告 |
| 放送部 総括部グループ | 安全 一番 | 平成5年4月 入社(技術開発 局配属) 平成17年4月 〇〇部〇〇GM 平成19年4月 〇〇部〇〇GM 平成23年4月 放送部総括GM 現職に至る。 | 第一級総合無線通信士 | |
| ... | ... | ... | ... | ... |

表 12-6-2 組織責任者の実務経験等

12-7 設備の維持に関する運用上の留意点

○別表第8号 事業収支見積 その他参考となる書類

設備の維持について、該当する項目のチェック欄に印（✓）を入れるとともに留意点を適宜記載すること。両項目ともに該当する場合は、両項目のチェック欄に印を入れること。また、他者へ委託する場合には、設備に係る委託業務の概要について記載すること。なお、委託先との設備に関する契約書等がある場合は、添付すること。

自社設備の場合

（様式適宜）

番組送出業務等を他者へ委託する場合

（様式適宜）

(別紙) 衛星基幹放送の安全・信頼性に関する技術基準における措置項目と対象設備

| 措置項目 | | 番組送出 設備 | 中継回線 設備 | 地球局 設備 | | |
|------|---------------------|------------|--|-----------|---|---|
| 大分類 | 小分類 | | | | | |
| (1) | 予備機器等 | | 予備機器の確保、切替 | ○ | ○ | ○ |
| (2) | 故障検出 | ① | 故障等を直ちに検出、運用者へ通知 | ○ | ○ | ○ |
| | | ② | やむを得ず①の措置を講ずることができない設備について、故障等を速やかに検出、運用者へ通知 | ※ | ※ | ※ |
| (3) | 試験機器及び応急 復旧機材の配備 | ① | 試験機器の配備 | ○ | ○ | ○ |
| | | ② | 応急復旧機材の配備 | ○ | ○ | |
| (4) | 耐震対策 | ① | 設備据付けに関する地震対策 | ○ | ○ | ○ |
| | | ② | 設備構成部品に関する地震対策 | ○ | ○ | ○ |
| | | ③ | ①、②に関する大規模地震対策 | ○ | ○ | ○ |
| (5) | 機能確認 | ① | 予備機器の機能確認 | ○ | ○ | ○ |
| | | ② | 電源供給状況の確認 | ○ | ○ | ○ |
| (6) | 停電対策 | ① | 予備電源の確保 | ○ | ○ | ○ |
| | | ② | 発電機の燃料の確保 | ○ | ○ | ○ |
| (7) | 送信空中線に起因 する誘導対策 | | 電磁誘導の防止 | ○ | ○ | ○ |
| (8) | 防火対策 | | 火災への対策 | ○ | ○ | ○ |
| (9) | 屋外設備 | ① | 空中線等への環境影響の防止 | | ○ | ○ |
| | | ② | 公衆による接触の防止 | | ○ | ○ |
| (10) | 放送設備を収容す る建築物 | ア | 建築物の強度 | ○ | ○ | ○ |
| | | イ | 屋内設備の動作環境の維持 | ○ | ○ | ○ |
| | | ウ | 立ち入りへの対策 | ○ | ○ | ○ |
| (11) | 耐雷対策 | | 雷害への対策 | ○ | ○ | ○ |

※ 番組送出設備、中継回線設備及び地球局設備は、いずれも故障等を直ちに検出、運用者へ通知するための機能を設ける。

(様式1) 衛星基幹放送の安全・信頼性に関する技術基準への適合の確認表

| | |
|--------|---------------------|
| 確認対象設備 | チェック欄 (いずれかに「レ」と記入) |
| 番組送出設備 | |
| 中継回線設備 | |
| 地球局設備 | |

| 項番 | 具体的な措置例 | チェック欄 |
|--------------------------------------|--|-------|
| (1) 予備機器等 | | |
| ア | 番組送出設備を現用予備構成とする措置 | |
| イ | 番組送出設備に対する予備機器の措置として、演奏所からの放送が不可能な場合に、非常時マトリクスにより予備番組素材に切り替えて放送を継続する措置 | |
| ウ | 中継回線設備を無線及び有線の2ルートで構成する措置 | |
| エ | 地球局設備の送信装置を並列合成方式又は現用予備方式 (n + 1 構成を含む。) とする措置 | |
| オ | 地球局設備について、副局 (伝送路符号化装置、送信装置及び空中線) を設置する措置 | |
| カ | 予備の人工衛星又は人工衛星を構成する予備機器により冗長性を確保する措置 | |
| (2) 故障検出 (損壊等を直ちに検出し、運用者へ通知) | | |
| ア | 番組送出設備及び中継回線設備の損壊等を自動検出して、運用者に通報するシステムを設ける措置 | |
| イ | 無人運用時に放送設備の損壊等を運用者の携帯端末にメールで自動通報するシステムを設ける措置 | |
| ウ | 人工衛星の姿勢情報をテレメトリ信号により地上で検出し運用者に通報するシステムを設ける措置 | |
| エ | 監視・制御所を設置する措置 | |
| (3-1) 試験機器の配備 | | |
| ア | 試験機器を放送事業者の事業所等に配備する措置 | |
| イ | メンテナンスを委託している場合は、委託を受けた者が試験機器を配備する措置 | |
| (3-2) 応急復旧機材の配備 | | |
| ア | 保守拠点において、移動式の電源設備を配備する措置 | |
| イ | 保守拠点において、通常想定される範囲の故障に対応する応急復旧のための機材 (予備のケーブル等) を配備する措置 | |
| (4-1) 耐震対策 (震度5弱程度の地震を想定した対策) | | |
| ア | 機器ラックを、アンカーボルト及びチャンネルベースにより床に固定する措置 | |
| イ | 機器ラックの揺れ及び転倒防止のため、L型金具、チェーン、ワイヤ等により壁・天井に固定する措置 | |

| | | |
|---------------------------|---|--|
| ウ | 機器の揺れによる引っ張り損傷防止を考慮したケーブル類（外部導体が波形状の可とう導波管、フレキシブル同軸ケーブル等）を敷設する措置 | |
| エ | 装置架間にケーブルを敷設する際にラダー上でケーブルの余長を設け、揺れによる引っ張りに対応させる措置 | |
| オ | 機器ラックに設置せず、置き台等の上に設置する機器については、L型金具、プレート金具、ベルト式固定器具等を使用して固定する措置 | |
| カ | 機器ラックに装置をねじ止め等により固定する措置 | |
| キ | 空中線の脱落を防ぐため、空中線の取付柱等に強固に固定する措置 | |
| (4-2) 耐震対策（大規模な地震を想定した対策） | | |
| ア | 筐体等のアンカーによる固定に加え、連結又は揺れ止め等、より耐震性を高めた措置 | |
| (5-1) 機能確認（予備機器の機能確認） | | |
| ア | 現用機の運用中に、予備機について、定期的に動作、主要特性及び機能を確認（送信装置については擬似負荷装置を使用して確認）する措置 | |
| イ | 予備系の番組送出設備の異常についてアラームの有無で確認する措置 | |
| (5-2) 機能確認（電源供給状況の確認） | | |
| ア | 法令に基づく保安規程により確認する措置 | |
| イ | 停電検知器、電圧計、電流計、電力計等を受電盤、配電盤等に設置、又は計器を準備して確認する措置 | |
| ウ | データロガーによりメータリングを実施し、動作状況を確認する措置 | |
| エ | 常駐警備員等がメータリングを実施し、動作状況を確認する措置 | |
| オ | 放送休止時に非常用発電機起動試験（起動、切替え及び停止）、蓄電池装置への切替え及び受電切替え試験を実施する措置 | |
| カ | 定期的に受電設備及び自家用発電機の定期保守及び点検を実施する措置 | |
| キ | 人工衛星の監視情報をテレメトリ信号から把握する措置 | |
| (6-1) 停電対策（予備電源の確保） | | |
| ア | 非常用電源として自家用発電装置又は蓄電池装置を設置し、切替え可能にする措置 | |
| イ | 自家用発電装置及び蓄電池装置を設置する措置 | |
| ウ | 購入電力を2系統受電とする措置 | |
| エ | 大規模災害時における広域・長時間の停電対策として、移動式の電源設備を保守拠点、保守委託先等に配備する措置又は複数の事業者で共同配備する措置 | |
| オ | 商用電源の異常時において、放送の円滑な継続のため直ちにかつ確実に非常用電源に切り替えるための保護継電器を設置する措置 | |
| (6-2) 停電対策（発電機の燃料の確保） | | |
| ア | 自家用発電機の燃料を電力供給が復旧するまでに必要な容量とする措置（例えば、番組送出設備の自家用発電機について、電力供給が復旧するまで停電後1日程度要すると想定した場合、その間放送を継続するために必要な量の燃料を確保する。なお、確実に燃料補給が行われる場合や予備送信所が使用可能な場合など | |

| | | |
|-----------------------------------|---|--|
| | は、この限りではない。) | |
| イ | 定期的に燃料備蓄状況の確認及び補給を実施する措置 | |
| ウ | 近隣の給油所等と燃料補給の契約をする措置 | |
| (7) 送信空中線に起因する誘導対策 | | |
| ア | 送信空中線による電磁誘導作業による影響が及ぶ可能性は極めて低いため、措置は講じない | |
| (8) 防火対策 | | |
| ア | 自動火災報知器、消火ガス（ハロンガス、CO ₂ 等）系自動消火装置、消火器等を設置する措置 | |
| イ | 建築物内、配管及び配線用空間内について、防火壁等による区画化又は石膏ボード等による間仕切りを行う措置 | |
| ウ | 放送設備の電源系統のショート等に起因する火災を防止するため、受電設備に当該電源系統を切り離すための保護継電器及び遮断器を設置する措置 | |
| エ | 内装材、建築材料、ケーブル等について不燃性又は難燃性のものを用いる措置 | |
| オ | 外部からの延焼を防止するため、RC（鉄筋コンクリート）局舎、CB（コンクリートブロック）局舎又は金属若しくはセメント板パネルを使用した局舎に放送設備を収容する措置 | |
| (9-1) 屋外設備（空中線等への環境影響の防止） | | |
| ア | 水等に直接接触しないよう耐候性塗料による塗装や水の侵入を防ぐための防水テープ、防水ゴムパッキン等の防水加工を施し降雨等による錆を低減させる措置 | |
| イ | 風又は雪による空中線の損壊を防ぐため、通常想定される風圧又は積雪量に耐えられる強度を確保する措置 | |
| ウ | 腐食等に十分耐えられるよう、ステンレス、真ちゅう材、溶融亜鉛メッキ材等の耐候性部材を使用する措置 | |
| エ | FRP素材等を使用した防雪カバーで覆うことで、空中線が直接雨、雪等に触れないようにする措置 | |
| オ | 屋外に設置される給電線等の消耗を定期的に視認する措置 | |
| カ | 寒冷地における屋外放熱器（水冷）には不凍液等による凍結対策を実施する措置 | |
| キ | 津波の影響を容易に受けまいよう設置場所を選定する措置 | |
| (9-2) 屋外設備（公衆による接触の防止） | | |
| ア | 送信空中線の適当な地上高を確保する措置 | |
| イ | 常駐警備員による巡回警備を行う措置 | |
| ウ | 敷地内への進入を防ぐ防護壁、フェンス等を設置する措置 | |
| (10-1) 放送設備を収容する建築物（建築物の強度） | | |
| ア | 所要の強度や耐久性を確保できるよう、放送設備を固定する天井面、壁面及び床面に補強材（フレーム、筋交い、鋼材等）を施す措置 | |
| イ | 建物の構造を堅固なものとする措置（コンクリート造、鉄骨造、耐震設計等） | |
| (10-2) 放送設備を収容する建築物（屋内設備の動作環境の維持） | | |
| ア | 放送設備を設置する機器室に空調設備、換気設備等を設置し、温度、湿度等を定 | |

| | | |
|------------------------------|--|--|
| | 格環境条件の範囲内に保つ措置 | |
| イ | 放送設備を収容函に納めることで、屋外環境の変化から保護する措置 | |
| ウ | アスファルト防水、シート防水、塗装による塗膜防水等の防水処置を行う措置 | |
| エ | 吸排気設備における塵埃除去フィルタ、塩害防止フィルタ、デミスタ、外気ダンパ等を設置する措置 | |
| オ | 屋根、外壁等に防水施工を施す措置 | |
| カ | 放熱器を設置する措置 | |
| (10-3) 放送設備を収容する建築物（立入りへの対策） | | |
| ア | 建築物、放送設備を設置している機器室並びに金属及びセメント板パネルを使用した局舎に入る扉への施錠、警備員による入退出管理又は防犯ブザーや監視カメラ等の設置を行う措置 | |
| イ | 他社ビルに放送設備を設置する場合、容易に立ち入れない部屋を借用し、鍵はビルの管理下とする措置 | |
| ウ | 常駐警備員による巡回警備を実施する措置 | |
| エ | 敷地内への進入を防ぐ防護壁、フェンス等を設置する措置 | |
| オ | 小規模な中継局の放送設備収容函に施錠する措置 | |
| (11) 耐雷対策 | | |
| ア | 送信装置等について、空中線整合器への狭帯域通過回路の設置による雷サージの低減、電力増幅器の分散、雷サージの検出による送信機出力の瞬断の設計等を行う措置 | |
| イ | 最短での接地線の敷設を行う措置 | |
| ウ | 受電部から侵入する雷被害を低減するために耐雷トランス又はアレスタを設置する措置 | |
| エ | 制御に使用する電気通信回線からの雷対策として、サージ吸収素子を取り付ける措置 | |
| オ | 演奏所における接地線の区分け（放送用電源と一般用電源など）により、落雷電流の回り込みを阻止する措置 | |
| カ | 避雷針等の避雷装置を設置する措置 | |
| キ | 地中深くに銅板、銅棒等の電極を埋め込むこと（深掘接地）により接地抵抗を低減させる措置 | |
| ク | 放送設備と局舎を等電位となるように接地する措置 | |

(様式2) 衛星基幹放送の安全・信頼性に関する実際の措置事項

[チェックした項目を記入]

[実際に講じられている措置の内容を記入。必要に応じて図面を添付する。]

《記載例1》

(1) 予備機器等 アについて

- ・ ●●装置を除き、全ての装置については、現用、予備構成。
- ・ ●●装置については、当該装置を設置している機器室内に、予備装置を配備。
- ・ 現用設備に故障等が発生し切替えが必要となった場合は、●●装置を除き、全装置について自動で実施。
- ・ ●●装置については、監視者により配備している予備装置へ交換。

【ポイント】

- ・ 現用機器に故障等が発生し切替えが必要となった場合における予備機器への切り替え方法。

《記載例2》

(2-1) 故障検出(損壊等を直ちに検出し、運用者へ通知) イ

- ・ 番組送出設備及び中継回線設備の損壊等を自動検出して、番組送出設備が設置されている演奏所の監視拠点にいる運用者に自動通報するシステムを設置。
- ・ 通信回線として、常時は携帯電話回線を使用。
- ・ 予備回線として、アナログ電話回線有り。

【ポイント】

- ・ 自動通報先(運用者)の所在。
- ・ 自動通報するための通信回線の種別(無線回線、アナログ電話回線、ISDN回線、携帯電話回線等)。
- ・ 予備回線の有無と通信回線の種別。

《記載例3》

(3-1) 試験機器応急復旧機材の配備 ア

- ・ 試験機器として、●●を保守拠点である●●に配備。

【ポイント】

- ・ 試験機器の配備先の所在。
- ・ 具体的に配備している試験機器。移動式の電源設備の配備先の所在。

《記載例 4》

(3-2) 応急復旧機材の配備 ア

- ・ 移動式の電源設備として、可搬型の発電機（10kVA）を保守拠点である●●に配備。

【ポイント】

- ・ 移動式の電源設備の配備先の所在。
- ・ 電源設備の形態（可搬型の発電機、蓄電池等）とその容量。

《記載例 5》

(4-2) 停電対策（大規模な地震を想定した対策） ア

- ・ 大規模な地震として、平成7年の兵庫県南部地震の最大震度と同程度である震度7を想定。

【ポイント】

- ・ 想定する震度を記載。

《記載例 6》

(6-1) 停電対策（予備電源の確保） ア

- ・ 非常用電源として、ガスタービン発電機（1000kVA）を2台設置。
- ・ また、蓄電池（1000kVA）を2台設置。停電補償時間は、ガスタービン発電機が起動して切り替わるまでの5分間。

【ポイント】

- ・ 電源設備の形態（可搬型の発電機、蓄電池等）とその容量。

(様式3) 衛星基幹放送の品質に関する技術基準への適合の確認表

| 項番 | 送信の標準方式 | チェック欄 |
|--------|--|-------|
| 衛星基幹放送 | | |
| ア | 衛星基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送（デジタル放送に限る。）を行う場合 | |
| | 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第87号）第1章、第5章及び第6章 | |
| イ | 衛星基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）を行う場合 | |
| | 標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第88号）第1章及び第3章 | |
| ウ | 衛星基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン・データ多重放送を行う場合 | |
| | 標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第93号）第1章及び第3章 | |

【13 提供条件の説明及び苦情等の処理】

○別表第8号 事業収支見積 その他参考となる書類

提供条件の説明及び苦情等の処理の体制等について、記載例を参考に作成すること。

なお、提供条件の説明等の委託先との契約書等がある場合は、添付すること。

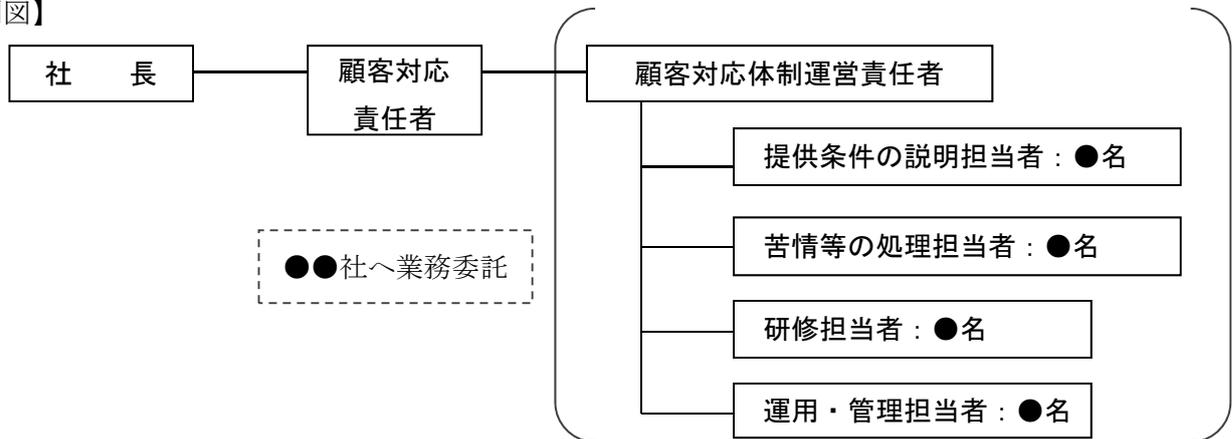
【具体的記載例】

提供条件の説明及び苦情等の処理に関する事項

(1) 提供条件の説明及び苦情等の処理の対応体制

- ・社長は、当該体制に関する最終責任を負う。
- ・顧客対応責任者は、顧客対応体制運営責任者と連絡体制を構築する。また、顧客対応体制運営責任者の下に、提供条件の説明担当、苦情等の処理担当、研修担当、運用・管理担当を配置する。

【体制図】



(2) 提供条件の説明及び苦情等の処理の実施・把握

- ア 委託先に対する委託契約内容に基づく定期的な実地検査の実施計画
.....
- イ 提供条件の説明及び苦情等の処理の状況を把握するための委託先との情報共有の実施計画
.....

(3) 委託契約内容

- ・別添のとおり

(4) 費用の内訳

| 科目 | 内容 | 金額 |
|-----|------|-------|
| ●●● | ▲▲▲▲ | ■▲▲千円 |
| ●●● | ▲▲▲▲ | ■▲▲千円 |

(5) その他

.....

※ 提供条件の説明及び苦情等の処理体制の構築に当たり、特に重視している取組について記載

【14 放送番組の視聴需要】

○別表第8号 事業収支見積 その他参考となる書類

「放送番組の視聴需要」の指標となる視聴料収入について作成すること。

(1) 現在の視聴需要

(単位：千円)

| | H 2 1 年度実績値 (平成21年4月～平成22年3月) | H 2 2 年度実績値 (平成22年4月～平成23年3月) |
|------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 東経110度C S 放送 | | |
| 東経124/128度C S 放送 | | |
| 合計 | | |

(注 1) 東経 110 度C S 放送を行っている申請番組については、「東経 110 度C S 放送」、「東経 124/128 度C S 放送」の両方に実績値を記載すること。

(注 2) 東経 124/128 度C S 放送のみで放送を行っている申請番組については、「東経 124/128 度C S 放送」に実績値を記載すること。

(注 3) 新規の番組については、類似の放送番組について実績値を記載し、類似の放送番組の名称及び類似する理由を記載すること（様式適宜）。

なお、類似の放送番組の実績値等が不明なため、作成することが困難な場合は、実績値の欄は空欄とすること。

(2) 現在の視聴需要の計算式

単チャンネル契約の実績及び全てのバック契約の実績について記載すること。

ア 東経 1 1 0 度C S 放送

【東経 1 1 0 度C S 放送 合計】

平成 21 年度 ○○○○千円

平成 22 年度 ○○○○千円

【内訳】

・単チャンネル契約

平成 21 年度 ○○○○件（1 年累計）×視聴料金（▲▲）＝○○○○千円

平成 22 年度 ○○○○件（1 年累計）×視聴料金（▲▲）＝○○○○千円

表ア

| ●●●契約件数（東経110度C S放送） | | | | | |
|----------------------|---------|-----------------|--------|---------|-----------------|
| 平成21年度 | | | 平成22年度 | | |
| | 契約件数(件) | 視聴料金/ 分配金(円) | | 契約件数(件) | 視聴料金/ 分配金(円) |
| 4月 | 〇〇 | ▲▲ | 4月 | 〇〇 | ▲▲ |
| 5月 | 〇〇 | ▲▲ | 5月 | 〇〇 | ▲▲ |
| 6月 | 〇〇 | ▲▲ | 6月 | 〇〇 | ▲▲ |
| 7月 | 〇〇 | ▲▲ | 7月 | 〇〇 | ▲▲ |
| 8月 | 〇〇 | ▲▲ | 8月 | 〇〇 | ▲▲ |
| 9月 | 〇〇 | ▲▲ | 9月 | 〇〇 | ▲▲ |
| 10月 | 〇〇 | ▲▲ | 10月 | 〇〇 | ▲▲ |
| 11月 | 〇〇 | ▲▲ | 11月 | 〇〇 | ▲▲ |
| 12月 | 〇〇 | ▲▲ | 12月 | 〇〇 | ▲▲ |
| 1月 | 〇〇 | ▲▲ | 1月 | 〇〇 | ▲▲ |
| 2月 | 〇〇 | ▲▲ | 2月 | 〇〇 | ▲▲ |
| 3月 | 〇〇 | ▲▲ | 3月 | 〇〇 | ▲▲ |
| 年度累計 | 〇〇〇〇 | — | 年度累計 | 〇〇〇〇 | — |

・パック契約A

平成21年度 〇〇〇〇件（1年累計）×分配金（▲▲）＝〇〇〇〇千円

平成22年度 〇〇〇〇件（1年累計）×分配金（▲▲）＝〇〇〇〇千円

毎月の契約件数を表アに準じて記載

| ●●●契約件数（東経110度C S放送） | | | | | |
|----------------------|---------|-----------------|--------|---------|-----------------|
| 平成21年度 | | | 平成22年度 | | |
| | 契約件数(件) | 視聴料金/ 分配金(円) | | 契約件数(件) | 視聴料金/ 分配金(円) |
| 4月 | 〇〇 | ▲▲ | 4月 | 〇〇 | ▲▲ |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ |

・パック契約B

平成21年度 〇〇〇〇件（1年累計）×分配金（▲▲）＝〇〇〇〇千円

平成22年度 〇〇〇〇件（1年累計）×分配金（▲▲）＝〇〇〇〇千円

毎月の契約件数を表アに準じて記載

| ●●●契約件数（東経110度C S放送） | | | | | |
|----------------------|---------|-----------------|--------|---------|-----------------|
| 平成21年度 | | | 平成22年度 | | |
| | 契約件数(件) | 視聴料金/ 分配金(円) | | 契約件数(件) | 視聴料金/ 分配金(円) |
| 4月 | 〇〇 | ▲▲ | 4月 | 〇〇 | ▲▲ |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ |

イ 東経124/128度CS放送

【東経124/8度CS放送 合計】

平成21年度 〇〇〇〇千円

平成22年度 〇〇〇〇千円

【内訳】

・単チャンネル契約

平成21年度 〇〇〇〇件（1年累計）×視聴料金（▲▲）＝〇〇〇〇千円

平成22年度 〇〇〇〇件（1年累計）×視聴料金（▲▲）＝〇〇〇〇千円

表イ

| ●●●契約件数（東経124/8度CS放送） | | | | | |
|-----------------------|---------|-----------------|--------|---------|-----------------|
| 平成21年度 | | | 平成22年度 | | |
| | 契約件数(件) | 視聴料金/ 分配金(円) | | 契約件数(件) | 視聴料金/ 分配金(円) |
| 4月 | 〇〇 | ▲▲ | 4月 | 〇〇 | ▲▲ |
| 5月 | 〇〇 | ▲▲ | 5月 | 〇〇 | ▲▲ |
| 6月 | 〇〇 | ▲▲ | 6月 | 〇〇 | ▲▲ |
| 7月 | 〇〇 | ▲▲ | 7月 | 〇〇 | ▲▲ |
| 8月 | 〇〇 | ▲▲ | 8月 | 〇〇 | ▲▲ |
| 9月 | 〇〇 | ▲▲ | 9月 | 〇〇 | ▲▲ |
| 10月 | 〇〇 | ▲▲ | 10月 | 〇〇 | ▲▲ |
| 11月 | 〇〇 | ▲▲ | 11月 | 〇〇 | ▲▲ |
| 12月 | 〇〇 | ▲▲ | 12月 | 〇〇 | ▲▲ |
| 1月 | 〇〇 | ▲▲ | 1月 | 〇〇 | ▲▲ |
| 2月 | 〇〇 | ▲▲ | 2月 | 〇〇 | ▲▲ |
| 3月 | 〇〇 | ▲▲ | 3月 | 〇〇 | ▲▲ |
| 年度累計 | 〇〇〇〇 | — | 年度累計 | 〇〇〇〇 | — |

・パック契約A

平成21年度 〇〇〇〇件（1年累計）×分配金（▲▲）＝〇〇〇〇千円

平成22年度 〇〇〇〇件（1年累計）×分配金（▲▲）＝〇〇〇〇千円

毎月の契約件数を表イに準じて記載

| ●●●契約件数（東経124/8度CS放送） | | | | | |
|-----------------------|---------|-----------------|--------|---------|-----------------|
| 平成21年度 | | | 平成22年度 | | |
| | 契約件数(件) | 視聴料金/ 分配金(円) | | 契約件数(件) | 視聴料金/ 分配金(円) |
| 4月 | 〇〇 | ▲▲ | 4月 | 〇〇 | ▲▲ |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ |

・パック契約B

平成 21 年度 ○○○○件（1 年累計）×分配金（▲▲）＝○○○○千円

平成 22 年度 ○○○○件（1 年累計）×分配金（▲▲）＝○○○○千円

毎月の契約件数を表イに準じて記載

| ●●●契約件数（東経124/8度C S 放送） | | | | | |
|-------------------------|---------|-----------------|-----------|---------|-----------------|
| 平成 2 1 年度 | | | 平成 2 2 年度 | | |
| | 契約件数(件) | 視聴料金/ 分配金(円) | | 契約件数(件) | 視聴料金/ 分配金(円) |
| 4月 | ○○ | ▲▲ | 4月 | ○○ | ▲▲ |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ |

ウ 事業収支報告

平成 21 年度事業収支報告書（番組別、総務省に提出のもの）

平成 22 年度事業収支報告書（番組別、総務省に提出のもの）

エ その他 参考となる事項

様式適宜

(3) 将来の視聴需要

様式適宜

(注1) 「放送番組の視聴需要」の指標となる視聴料収入について作成すること。

なお、市場規模予測値の根拠については、有料放送管理事業者の予測値をもとに算出すること。また、独自の予測値をもとに算出したものがある場合には、算出した根拠を明らかにした上で、併せて提出すること。

(注2) その他参考となる事項がある場合には記載のこと（様式適宜）。

【15 周波数の有効利用】

○ 別紙(13) 将来の事業予定

- ・ 既存番組の廃止又は周波数の削減により返上する周波数について記載すること
- ・ 既存の放送番組に係る廃止届書を添付すること（申請番組に係る当該既存の放送番組の廃止届書については「5. 放送番組の多様性」に添付すること。）。
- ・ 既存の放送番組に係る廃止届書の提出に伴う認定証訂正申請書を添付すること（申請番組に係る当該既存の放送番組の廃止届書の提出に伴う認定訂正申請書については、「5. 放送番組の多様性」に添付すること。）。
- ・ 既存の放送番組に係る周波数削減の指定事項変更申請書を添付すること。

・ 既存の放送番組の廃止

| 番組名 | 基幹放送事業者名 | スロット数（単位：スロット） |
|-----|----------|----------------|
| | | |
| | | |
| 合計 | | |

・ 既存の放送番組の周波数の削減

| 番組名 | 基幹放送事業者名 | スロット数（単位：スロット） |
|-----|----------|----------------|
| | | |
| | | |
| 合計 | | |

【具体的記載例】

・ 既存の放送番組の廃止

| 番組名 | 衛星基幹放送事業者名 | スロット数（単位：スロット） |
|--------|------------|----------------|
| ●●●● | ▲▲▲ | ■ ■ |
| ●●●● | ▲▲▲ | ■ ■ |
| 合計 ○番組 | 合計 ○者 | ■ ■ |

・ 既存の放送番組の周波数の削減

| 番組名 | 衛星基幹放送事業者名 | スロット数（単位：スロット） |
|--------|------------|----------------|
| ●●●● | ▲▲▲ | ■ ■ |
| ●●●● | ▲▲▲ | ■ ■ |
| 合計 ○番組 | 合計 ○者 | ■ ■ |

【具体的記載例】

基幹放送の廃止届書
～「周波数の有効利用」関係～

平成23年●月●日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名

(ふりがな)

代表者氏名

株式会社〇〇が平成23年●月●日付で申請いたしました、既存の放送番組（平成Y年M月D日付CS第X号）の画質の向上を目的とする衛星基幹放送業務の申請について認定（以下「新規認定」といいます。）を受けることができた場合には、新規認定に係る衛星基幹放送業務の放送開始日をもって平成Y年M月D日付CS第X号に係る衛星基幹放送業務を廃止いたしますので、放送法第100条の規定により届け出ます。

| | |
|---|---|
| 理由 | 経営上の判断等により「(番組名)」を行う衛星基幹放送業務を廃止するもの。 なお、本件は、株式会社〇〇が平成23年●月●日付で申請いたしました、既存の放送番組（平成Y年M月D日付CS第X号）の画質の向上を目的とする衛星基幹放送業務の認定申請に関連する廃止届書となります。 |
| 基幹放送の業務を廃止した法人又は団体が行っていた基幹放送の業務に係る認定の番号及び認定の年月日 | 平成Y年M月D日付CS第X号 |
| 放送対象地域 | 日本全国 |
| 廃止年月日 | 新規認定に係る衛星基幹放送業務の放送開始日 |

【具体的記載例】

基幹放送業務認定証訂正申請書
～「周波数の有効利用」関係～

平成23年●月●日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名
(ふりがな)
代表者氏名

認定証の記載事項に変更を生じることから、放送法第99条の規定により申請します。

1 訂正の理由

株式会社〇〇が平成23年●月●日付で申請いたしました、既存の放送番組（平成Y年M月D日付CS第X号）の画質の向上を目的とする衛星基幹放送業務の申請について認定（以下「新規認定」といいます。）を受けることができた場合には、新規認定に係る衛星基幹放送業務の放送開始日をもって平成Y年M月D日付CS第X号に係る衛星基幹放送業務を廃止することとなるため、認定証に記載されている事項に変更が生じることとなることから、認定証の訂正を申請するものです。

2 訂正内容（新規認定を受けることができた場合に限りです。）

平成Y年M月D日付CS第X号は新規認定に係る衛星基幹放送業務の放送開始日をもって廃止する旨認定証に明記すること。

【具体的記載例】

指定事項変更申請書
～「周波数の有効利用」関係～

平成23年●月●日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名
(ふりがな)
代表者氏名

平成●●年●●月●●日付けCS第●●号により認定を受けた衛星基幹放送業務について、指定事項の変更を希望しますので、放送法第97条第3項の規定により申請します。

| 変更事項 | 現行 | 変更後 |
|--------|---|---|
| | テレビジョン放送 CS第●●号 基準シンボル数 ●●Mbaud スロット番号 ●～● | テレビジョン放送 CS第●●号 基準シンボル数 ●●Mbaud スロット番号 ●～● |
| 理由 | 平成11年郵政省告示第776号第2項第3号に基づき、新たなデジタル符号化装置の導入により、当初の伝送容量よりも少ない伝送容量にて送信が可能となったことから、●スロット減少させることとするもの。 なお、本件は、株式会社〇〇が平成23年●月●日付で申請いたしました、既存の放送番組（平成Y年M月D日付CS第X号）の画質の向上を目的とする衛星基幹放送業務の申請について認定に関連する指定事項変更申請となります。 | |
| 実施希望時期 | 新規認定に係る衛星基幹放送業務の放送開始日 | |

第三編 關係法令集

○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）

第九十三条

第九十四条

第九十七条

第九十九条

第百条

第百二条

○放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）

第六十一条

第六十四条

第六十五条

第六十六条

第六十七条

第六十八条

第六十九条

第七十条

第七十一条

第七十二条

第七十三条

第七十六条

第八十条

○基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）

○放送法關係審査基準（平成十三年総務省令第六十八号）

○放送法（抄）

（昭和二十五年五月二日法律第三百三十二号）

（認定）

第九十三条 基幹放送の業務を行おうとする者（電波法の規定により当該基幹放送の業務に用いられる特定地上基幹放送局の免許を受けようとする者又は受けた者を除く。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。

- 一 当該業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。
- 二 当該業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 当該業務に用いられる電気通信設備（基幹放送局設備を除く。以下「基幹放送設備」という。）が第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。
- 四 当該業務を行おうとする者が次のいずれにも該当しないこと。ただし、当該業務に係る放送の種類、放送対象地域その他の事項に照らして基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されることが妨げられないと認められる場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。

イ 基幹放送事業者

ロ イに掲げる者に対して支配関係を有する者

ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者

五 その認定をすることが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

六 当該業務を行おうとする者が次のイからルまで（衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする場合にあつては、ホを除く。）のいずれにも該当しないこと。

イ 日本の国籍を有しない人

ロ 外国政府又はその代表者

ハ 外国の法人又は団体

ニ 法人又は団体であつて、イからハまでに掲げる者が業務を執行する役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの

ホ 法人又は団体であつて、(1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により(2)に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合がその議決権の五分の一以上を占めるもの（ニに該当する場合を除く。）

(1) イからハまでに掲げる者

(2) (1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

へ この法律又は電波法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ト 第百三条第一項又は第百四条（第五号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

チ 第百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

リ 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第四項（第四号を除く。）の規定により基幹放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ヌ 電波法第二十七条の十五第一項又は第二項（第三号を除く。）の規定により移動受信用地上基幹放送をする無線局に係る同法第二十七条の十三第一項の開設計画の認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ル 法人又は団体であつて、その役員がへからヌまでのいずれかに該当する者であるもの

2 前項第四号ロ及びハの支配関係とは、次の各号のいずれかに該当する関係をいう。

一 一の者及び当該一の者と株式の所有関係その他の総務省令で定める特別の関係にある者が有する法人又は団体の議決権の数の当該法人又は団体の議決権の総数に占める割合が十分の一以上三分の一未満の範囲内で総務省令で定める割合を超える場合における当該一の者と当該法人又は団体の関係

二 一の法人又は団体の代表権を有する役員又は常勤の役員が他の法人又は団体の代表権を有する役員又は業務を執行する常勤の役員の地位を兼ねる場合における当該一の法人又は団体と当該他の法人又は団体との関係

- 三 一の法人又は団体の役員で他の法人又は団体の業務を執行する役員の地位を兼ねる者の数の当該他の法人又は団体の役員の総数に占める割合が五分の一以上三分の一未満の範囲内で総務省令で定める割合を超える場合における当該一の法人又は団体と当該他の法人又は団体との関係
- 3 第一項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項（衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 基幹放送の種類
 - 三 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称
 - 四 希望する放送対象地域
 - 五 基幹放送に関し希望する周波数
 - 六 業務開始の予定期日
 - 七 放送事項
 - 八 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要
- 4 前項の申請書には、事業計画書、事業収支見積書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。
- 5 第一項の認定（協会又は学園の基幹放送の業務その他総務省令で定める特別な基幹放送の業務に係るものを除く。）の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。第九十六条第一項の認定の更新（地上基幹放送の業務に係るものに限る。）の申請についても、同様とする。
- 6 前項の期間は、一月を下らない範囲内で申請に係る基幹放送において使用する周波数ごとに定める期間（地上基幹放送において使用する周波数にあつては、その周波数を使用する基幹放送局に係る電波法第六条第七項の公示の期間と同一の期間）とし、前項の規定による期間の公示は、基幹放送の種類及び放送対象地域その他認定の申請に資する事項を併せ行うものとする。

（指定事項及び認定証）

- 第九十四条 前条第一項の認定は、次の事項（衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を指定して行う。
- 一 電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称
 - 二 放送対象地域
 - 三 基幹放送に係る周波数
- 2 総務大臣は、前条第一項の認定をしたときは、認定証を交付する。
- 3 認定証には、次の事項（衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を記載しなければならない。
- 一 認定の年月日及び認定の番号
 - 二 認定を受けた者の氏名又は名称
 - 三 基幹放送の種類
 - 四 電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称
 - 五 放送対象地域
 - 六 基幹放送に係る周波数
 - 七 放送事項

（放送事項等の変更）

- 第九十七条 認定基幹放送事業者は、第九十三条第三項第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 認定基幹放送事業者は、前項ただし書の総務省令で定める軽微な変更該当する変更をしたときは、

遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定基幹放送事業者の申請により、第九十四条第一項各号に掲げる事項の指定を変更する。

一 衛星基幹放送を行う場合にあつては、電波法の規定により、当該衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者以外の者が当該衛星基幹放送に係る人工衛星の軌道若しくは位置及び周波数をその免許状に記載すべき基幹放送局の免許を受けたとき又は当該衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者が当該衛星基幹放送に係る人工衛星の軌道若しくは位置について変更の許可若しくは当該衛星基幹放送に係る周波数について指定の変更を受けたとき。

二 移動受信用地上基幹放送を行う場合にあつては、電波法の規定により、当該移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者以外の者が当該移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域内の放送区域及び周波数をその免許状に記載すべき基幹放送局の免許を受けたとき若しくは当該移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者が当該移動受信用地上基幹放送に係る周波数について指定の変更を受けたとき又は第九十一条第四項の規定により総務大臣が基幹放送普及計画を変更した場合において当該移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域について変更があつたとき。

三 前二号に準ずるものとして総務省令で定めるとき。

(認定証の訂正)

第九十九条 認定基幹放送事業者は、認定証に記載した事項に変更を生じたときは、その認定証を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

(業務の廃止)

第一百条 認定基幹放送事業者は、その業務を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(認定証の返納)

第一百二条 第九十三条第一項の認定がその効力を失つたときは、認定基幹放送事業者であつた者は、一箇月以内にその認定証を返納しなければならない。

○放送法施行規則（抄）

（昭和二十五年六月三十日）
（電波監理委員会規則第十号）

（認定の申請）

第六十一条 基幹放送の業務の認定の申請は、次の各号に掲げる基幹放送の区分に応じ、当該各号に定める項目ごとに行わなければならない。

- 一 （略）
- 二 衛星基幹放送 放送の種類ごと、希望する人工衛星の軌道又は位置ごと、かつ、希望する一の周波数（一の周波数を使用して二以上の放送番組を放送をする場合にあつては、放送をする一の放送番組）ごと

（申請書）

第六十四条 法第九十三条第三項に規定する申請書の様式は、別表第六号に掲げるとおりとする。

（添付書類等）

第六十五条 法第九十三条第四項の事業計画書の様式は別表第七号に掲げるとおりとし、同項の事業収支見積書の様式は別表第八号に掲げるとおりとする。

- 2 法第九十三条第四項の総務省令で定める書類は、別表第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力及び別表第十号の様式による基幹放送の業務に用いられる設備等の工事に係る費用（地上基幹放送の場合に限る。）とする。

（公示する期間内に申請することを要しない基幹放送の業務）

第六十六条 法第九十三条第五項の総務省令で定める特別な基幹放送の業務は、次に掲げるものとする。

- 一 協会又は学園の基幹放送の業務
- 二 内外放送の業務
- 三 多重放送の業務（次号及び第五号に掲げるものを除く。）
- 四 臨時目的放送の業務
- 五 コミュニティ放送（別表第五号（注）十二のコミュニティ放送をいう。以下同じ。）の業務
- 六 電波法第六条第七項の規定により総務大臣が公示した期間内に免許の申請が行われた無線局が開設されている人工衛星（当該無線局が開設されていたものを含む。）に開設する放送局（第二号及び第四号に掲げるものを除く。）を用いて行われる放送の業務
- 七 地上基幹放送試験局（電波法施行規則第四条第一項第三号に規定する地上基幹放送試験局をいう。）又は放送を行う実用化試験局を用いて行う基幹放送の業務（第一号及び第三号から第五号までに掲げるものを除く。）であつて、認定の更新の申請に係るもの

（不適法な申請書等）

第六十七条 基幹放送の業務の認定の申請書又は添付書類が不適法（違式な記載を含む。）なものであると認めるときは申請者に訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。

- 2 前項の規定は、法及びこれに基づく省令の規定に基づいて行う基幹放送の業務の認定以外の基幹放送の業務に関する申請の場合に準用する。

（申請手続の簡略）

第六十八条 同一人が行う二以上の衛星基幹放送の業務の認定の申請は、その申請を同時に行う場合に

限り、希望する人工衛星の軌道又は位置ごと及び希望する周波数の一ごとに、同時に申請しようとする衛星基幹放送の業務に係る放送の種類及び放送番組の数を明示した一の申請書並びに各衛星基幹放送の業務に係る添付書類を提出することによって行うことができる。

(認定等の拒否の通知)

第六十九条 基幹放送の業務の認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもって通知する。

2 前項の規定は、法及びこれに基づく省令の規定に基づいて行う基幹放送の業務の認定以外の基幹放送の業務に関する申請についての拒否の場合に準用する。

(認定の際に指定する周波数の表示)

第七十条 広帯域伝送方式（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）第五章第二節又は第六章第三節に定める広帯域伝送方式をいう。以下同じ。）又は高度広帯域伝送方式（デジタル放送の標準方式第五章第三節又は第六章第五節に定める高度広帯域伝送方式をいう。以下同じ。）（以下「広帯域伝送方式等」という。）による衛星基幹放送の業務に係る法第九十四条第一項第三号の規定による周波数の指定に際しては、次の各号に掲げる事項を指定する。ただし、第八号から第十一号までに掲げる事項については、テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務の場合に限り指定するものとする。

一 中央の周波数

二 伝送方式（広帯域伝送方式又は高度広帯域伝送方式の別）

三 一秒におけるシンボル数又は一秒における基準シンボル数（使用するシンボル数が瞬間ごとに変動する場合において、基準となるシンボル数をいう。以下同じ。）

四 補完放送（電波法施行規則第二条第一項第二十八号の十七に規定する補完放送をいう。以下同じ。）の方法（補完放送を行う場合に限る。）

五 スロットの番号

六 搬送波の変調の方式

七 誤り訂正内符号の符号化率

八 一の映像の符号化される映像信号の走査方式及び一の映像の走査線数

九 一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数

十 一の映像の符号化された映像信号のフレーム周波数（デジタル放送の標準方式第四条第一項の規定により符号化される映像信号に限る。）

十一 一の映像の符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数

2 狭帯域伝送方式（デジタル放送の標準方式第六章第二節に定める狭帯域伝送方式をいう。以下同じ。）又は高度狭帯域伝送方式（デジタル放送の標準方式第六章第四節に定める高度狭帯域伝送方式をいう。以下同じ。）（以下「狭帯域伝送方式等」という。）による衛星基幹放送の業務に係る法第九十四条第一項第三号の規定による周波数の指定に際しては、次の各号に掲げる事項を指定する。ただし、第五号から第八号までに掲げる事項については、テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務の場合に限り指定するものとする。

一 中央の周波数

二 伝送方式（狭帯域伝送方式又は高度狭帯域伝送方式の別）

三 一秒における伝送容量（誤り訂正等を含む。以下同じ。）又は一秒における基準伝送容量（使用する伝送容量が瞬間ごとに変動する場合において、基準となる伝送容量をいう。以下同じ。）

四 補完放送の方法（補完放送を行う場合に限る。）

- 五 一の映像の符号化される映像信号の走査方式及び一の映像の走査線数
 - 六 一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数
 - 七 一の映像の符号化された映像信号のフレーム周波数（デジタル放送の標準方式第四条第一項の規定により符号化される映像信号に限る。）
 - 八 一の映像の符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数
- 3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 中央の周波数 基幹放送局が放送番組の放送に使用する周波数帯の中央の周波数をいう。
 - 二 スロット 広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第五十三条第一項に規定するスロットをいい、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第六十条第一項に規定するスロットをいう。
 - 三 搬送波の変調の方式 広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第五十二条第二項に規定する変調の形式をいい、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第五十九条第二項に規定する変調の形式をいう。
 - 四 誤り訂正内符号の符号化率 広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第五十三条第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率をいい、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第六十条第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率をいう。

（様式等）

第七十一条 法第九十四条第二項の認定証の様式は、別表第十一号で定める。

- 2 前条第一項の規定は、広帯域伝送方式等による放送を行う衛星基幹放送の業務に係る認定証に周波数を記載する場合に準用する。
- 3 前条第二項の規定は、狭帯域伝送方式等による放送を行う衛星基幹放送の業務に係る認定証に周波数を記載する場合に準用する。

（事業計画書の公表等）

第七十二条 総務大臣は、第六十四条の申請書（第七十四条第一項、第七十八条第一項及び第七十九条第一項の申請書並びに第七十七条及び第八十六条第一項の規定による届出書を含む。）及び第六十五条第一項の事業計画書（第七十四条第一項、第七十六条第一項、第七十八条第一項第七号及び第七十九条第一項第六号の事業計画並びに第八十六条第一項の規定により提出された書類を含む。）に記載された事項のうち、特に公表することが適当であるものを告示する。

- 2 総務大臣は、前項の規定により告示した事項について、インターネットの利用その他の方法により公表する。

（基幹放送の業務の開始等の届出）

第七十三条 法第九十五条第一項の規定による業務の開始の届出は、別表第十二号の様式により行うものとする。

- 2 法第九十五条第二項の規定による業務の休止の届出は、別表第十三号の様式により行うものとする。
- 3 法第百条の規定による業務の廃止の届出は、別表第十四号の様式により行うものとする。

（放送事項等の変更）

第七十六条 法第九十七条第一項の規定により変更の許可を受けようとする者は、別表第十七号の様式の申請書に事業計画書及び事業収支見積書を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 2 前項の事業計画書の様式は別表第七号に掲げるとおりとし、事業収支見積書の様式は別表第八号に掲げるとおりとする。
- 3 法第九十七条第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる場合とする。
 - 一 放送事項のうち補完放送に係る追加、削除又は変更の場合（衛星基幹放送の場合に限る。）
 - 二 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更が別表第十八号に該当する場合
- 4 法第九十七条第二項の規定による変更に応ずる届出は、別表第十九号の様式により行うものとする。
- 5 法第九十七条第三項第三号の総務省令で定めるときは、次のとおりとする。
 - 一 総務大臣が基幹放送用周波数使用計画を変更し、衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局に係る人工衛星の軌道若しくは位置又は周波数を変更した後、当該基幹放送局の免許人以外の者が当該計画の変更により新たに定められた人工衛星の軌道若しくは位置又は周波数を免許状に記載すべき国内放送又は内外放送をする無線局の免許を受けたとき。
 - 二 第七十条の規定により一秒における伝送容量（広帯域伝送方式等による放送の場合は一秒におけるシンボル数。次号において同じ。）を指定された基幹放送事業者が、その指定を一秒における基準伝送容量（広帯域伝送方式等による放送の場合は一秒における基準シンボル数。以下同じ。）による指定に変更しようとするとき。
 - 三 第七十条の規定により一秒における基準伝送容量を指定された基幹放送事業者が、その指定を一秒における伝送容量による指定に変更しようとするとき。
 - 四 混信の除去その他特に必要がある場合であつて、総務大臣が別に告示するとき。

（訂正）

- 第八十条 認定基幹放送事業者は、法第九十九条の認定証の訂正を受けようとするときは、総務大臣に対し、事由及び訂正すべき箇所を付して、その旨を申請するものとする。
- 2 前項の申請があつた場合において、総務大臣は、新たな認定証の交付による訂正を行うことがある。
 - 3 総務大臣は、第一項の申請による場合のほか、職権により認定証の訂正を行うことがある。
 - 4 認定基幹放送事業者は、新たな認定証の交付を受けたときは、遅滞なく旧認定証を返さなければならない。

○基幹放送普及計画（抄）

（昭和六十三年十月一日）
（郵政省告示第六百六十号）

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条の二第五項の規定に基づき、放送普及基本計画を次のとおり告示する。

基幹放送普及計画

第1 基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

我が国の基幹放送は、全国的普及を義務付けられている日本放送協会（以下「協会」という。）、大学教育のための放送を行う放送大学学園法（平成14年法律第156号）第3条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）及び原則として地域社会を基盤として基幹放送を行う協会及び学園以外の基幹放送事業者（以下「民間基幹放送事業者」という。）により行うこととされている。このような体制の下で、基幹放送が国民に最大限に普及されてその効用をもたらすとともに健全な民主主義の発達に資するためには、基幹放送に関する技術の発達、需要の動向、地域の諸事情等を踏まえるとともに、各種放送メディアの特性並びに協会、学園及び民間基幹放送事業者の特質が十分発揮されるようにし、また、基幹放送による情報の多元的な提供及び地域性の確保並びに地域間における基幹放送の普及の均衡に適切に配慮しつつ、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図ることが必要である。

このため、次のとおり、指針及び基本的事項を定める。

1 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針

(1) 国内放送の普及

ア（略）

イ 衛星基幹放送

衛星基幹放送については、放送に関する需要の動向を勘案するとともに、地上基幹放送及び有線一般放送との連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとする。

(ア) デジタル放送

衛星基幹放送のうちデジタル放送については、平成23年までは周波数の18を、平成23年からは周波数の24を使用して行うこと。

この場合において、

A（略）

B（略）

C 民間基幹放送事業者の衛星基幹放送

民間基幹放送事業者の衛星基幹放送については、技術動向を踏まえ、高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高音質化及び高画質化を目指すとともに、多様化、高度化する放送需要に応えるため放送を行うこと。また、衛星基幹放送全体として、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮すること。

なお、その周波数の1の範囲内において、7系統の標準テレビジョン放送（(1)ア(エ)Aのうち協会の放送及び民間基幹放送事業者の放送（民間基幹放送事業者の放送についてはその放送対象地域が関東広域圏であるものに限る。）と同一の放送を同時に行うものに限る。以下「特定標準テレビジョン放送」という。）を行うものであること。

(イ) デジタル放送以外の放送

衛星基幹放送のうちデジタル放送以外の放送については、2系統の協会の標準テレビジョン放送（(1)イ(ア)A(A)と同一の放送を同時に行うものに限る。）及び1系統の民間基幹放送事

業者の標準テレビジョン放送を行い、これらの放送が全国各地域においてあまねく受信できること。

また、これらの放送は、平成23年7月24日までに終了すること。

ウ (略)

2 基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするための指針

(1) (略)

(2) 衛星基幹放送の業務については、原則として、一の者によって行われ、又は支配される衛星基幹放送の業務に係る伝送容量を制限し、できるだけ多くの者に対し衛星基幹放送を行う機会を開放する。

なお、デジタル方式による衛星基幹放送の業務については、デジタル技術の活用による高画質及び同一周波数帯における放送可能な番組数の増大と、それにより可能となる新しいサービスの可能性に十分配慮する。

(3) 各地域社会における各種の大衆情報提供手段の所有及び支配が、原則として、特定の者に集中することを避ける。

3 その他基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

地上基幹放送を行う民間基幹放送事業者による地上基幹放送については、放送事業者の構成及び運営において地域社会を基盤とするとともにその地上基幹放送を通じて地域住民の要望にこたえることにより、地上基幹放送に関する当該地域社会の要望を充足すること。

第2 放送法第93条第1項第5号に規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合（特定地上基幹放送事業者の場合にあっては、電波法第7条第2項第4号ハに規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合）

1 「基幹放送普及計画に適合すること」に関しては、次の要件に該当すること。

(1) 放送法第106条第1項の規定に基づき、放送番組の相互の間の調和を保つこと（総合放送を行うものに限る。）。

(2) 放送法第106条第2項の規定に基づき、教育番組の編集及び放送に当たって、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにすること（この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠すること。）。

(3) 放送法第108条の規定に基づき、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をすること。

(4) 放送法第109条の規定に基づき、学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学

校教育の妨げになると認められる広告を含めないこと。

- (5) 放送法第110条の規定に基づき、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結しないこと。

2 以上のほか、第3の基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標を充足すること

第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数（衛星基幹放送及び移動受信地上基幹放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数）の目標

1 総 則

- (1) (略)

(2) 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標は、(3)に定めるものを除き、2、3及び4に定めるとおりとする。

(3) 次のいずれかに該当する基幹放送については、当該基幹放送の必要性、周波数事情その他の事情を勘案し、個別に必要な基幹放送が実施できるよう措置するものとする。

ア コミュニティ放送

イ データ放送

ウ 臨時かつ一時の目的のための放送

エ 試験放送

オ 衛星基幹放送（次のいずれかに該当する基幹放送を除く。）

(7) 協会又は学園の衛星基幹放送

(4) 高精細度テレビジョン放送

(7) 特定標準テレビジョン放送

カ 協会の行う国際放送及び中継国際放送

2 (略)

- (1) (略)

- (2) (略)

(3) 衛星基幹放送（デジタル放送）

ア (略)

イ (略)

ウ 民間基幹放送事業者の衛星基幹放送

| | | |
|---------------|--------|---------------------------|
| 基 幹 放 送 の 区 分 | 放送対象地域 | 放送系により放送することのできる放送番組の数の目標 |
|---------------|--------|---------------------------|

| | | | |
|----------|-------------------|-----|--------------|
| テレビジョン放送 | 特定標準テレビジョン放送 | 全 国 | 7 |
| | 特定標準テレビジョン放送以外の放送 | 全 国 | 43程度～65程度(注) |

(注) 一の周波数を2分割又は3分割して利用する場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の分割方法による利用を妨げるものではない。

(4) 衛星基幹放送（デジタル以外の放送）

| 基 幹 放 送 の 区 分 | | | 放送対象地域 | 放送系により放送することのできる放送番組の数の目標 |
|---------------|----------|------|--------|---------------------------|
| 協会の放送 | テレビジョン放送 | 総合放送 | 全 国 | 2 |

(5) (略)

○放送法関係審査基準（平成23年6月29日総務省訓令第30号）

放送法関係審査基準

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 地上基幹放送の業務の認定等（第3条・第4条）
- 第3章 衛星基幹放送の業務の認定等（第5章－第10条）
- 第4章 一般放送の業務の登録等（第11条－第14条）
- 第5章 受信障害区域における再放送（第15条・第16条）
- 第6章 認定放送持株会社の認定（第17条・第18条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第93条第1項の規定に基づく基幹放送の業務の認定（電波法（昭和25年法律第131号）第7条第2項に基づく特定地上基幹放送局の免許を含む。）及び法第97条第1項の規定に基づく放送事項等の変更許可、法第126条から第128条までの規定に基づく一般放送の業務の登録及び法第130条の規定に基づく一般放送の業務の変更登録、法第140条の規定に基づく受信障害区域における再放送並びに法第159条第2項（法第165条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく認定放送持株会社の認定に係る審査基準を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この訓令において使用する用語の意義は、法及び放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

第2章 （略）

第3章 衛星基幹放送の業務の認定等

（趣旨）

第5条 法第93条第1項による衛星基幹放送の業務の認定及び第97条第1項による放送事項等の変更許可を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

（認定の基準）

第6条 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。

- (1) 衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。
基幹放送普及計画（昭和63年郵政省告示第660号）に基づき、基幹放送局の免許を受けた者において、現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数があり、申請に係る衛星基幹放送の業務を確実に実施できること。
- (2) 衛星基幹放送の業務を維持するに足る経理的基礎があること。
衛星基幹放送の業務が確実に開始され、かつ、継続的に運営されることを確保するため、経理的基礎が次に適合すること。
 - ア 事業開始までの所要資金の調達見通し
事業開始までに必要な資金の調達が可能であり、かつ、その方法が適正なものであること。
 - イ 事業開始後の継続性
事業収支見積りについては、各年度ごとに費用が適正に算出され、収入は合理的な加入予測を基に算出された内容のものであって、事業開始後において継続的な運営を確保するための資金計画に妥当性があること。
- (3) 衛星基幹放送事業者の業務を維持するに足る技術的能力は、次に適合するものであること。
 - ア 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が法第111条第1項に定める技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務（以下この章において「設備維持業務」という。）を確実に実施するため、適正に要員を配置することや緊急時の連絡体制が整備されていること。

- イ 設備維持業務に従事する者が当該業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していること。
- (4) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備は、次の要件に適合するものであること。
- ア 法第111条第2項第1号の規定による設備の損壊又は故障に対する措置については、規則第104条から第115条まで及び第122条の規定に従い、別添1に掲げる対策が講じられていること。
- イ 法第111条第2項第2号の規定による衛星基幹放送の品質に対する措置は、別添2に掲げる送信の標準方式に適合するものであること。
- (5) 法第93条第1項第4号、自由享有基準及び認定放送持株会社の子会社に関する特例に規定する要件に適合していること。
- この場合において自由享有基準第8条又は認定放送持株会社の子会社に関する特例第9条の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権の10分の1又は100分の33.33333を超える議決権を有しているか否かの判定は、一の者の名義に係る議決権のほか、次のアからウまでに掲げる場合にあっては、次のアからウまでに定めるところにより、これらの議決権を合算して行うものとする。
- ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なっても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなす。
- イ 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、衛星基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等が、衛星基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあっては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事等を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなす。
- ウ イの本文の規定は、衛星基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体（以下この号において「関連法人等」という。）が介在している場合（関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等（その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によって保有されているものに限る。）によって保有されている場合に限る。）に準用する。
- (6) 認定をすることが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。
- 別紙2の基準に合致すること。
- (7) 当該業務を行おうとする者が、法第93条第1項第6号イからルまで（ホを除く。）の各規定に該当しないこと。
- （優先順位）

第7条 衛星基幹放送の業務に関し前条各号に適合する衛星基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足する場合には、別紙3の基準により比較審査を行うものとする。

（認定の際の指定事項の指定の方法）

第8条 指定事項（法第94条第1項各号に掲げる事項（規則第70条の規定に基づき併せて指定することとされている事項を含む。）をいう。以下同じ。）の指定の際には、申請者が希望する指定事項をそのまま指定するものとする。ただし、電波の公平かつ能率的な利用並びに衛星基幹放送の普及及び健全な発達の観点から、当該希望する指定事項をそのまま指定して認定を行うことが困難な場合であって、申請者から書面による同意を得たときは、職権により、当該指定事項以外の指定事項を指定するものとする。

（放送事項の変更許可の基準）

第9条 法第97条第1項の規定による放送事項の変更の許可を行うに当たっては、第6条の規定を準用して審査するとともに、当該放送事項の変更により当該衛星基幹放送の業務の同一性が失われないかどうかを審査し、同条の規定に適合し、かつ、同一性が失われない場合は許可するものとする。ただし、複数の衛星基幹放送の業務（放送衛星業務用の周波数以外の周波数（国際電気通信連合憲章に

規定する無線通信規則付録第30号の規定に基づき我が国に割り当てられた11.7GHzから12.2GHzまでの放送衛星業務に使用される周波数を使用して行われる衛星基幹放送以外の衛星基幹放送に使用される周波数をいう。以下別紙3において同じ。)を使用するものに限る。)の認定を受けている者が、当該衛星基幹放送の業務の伝送容量等(一秒におけるシンボル数、一秒における基準シンボル数、一秒における伝送容量又は一秒における基準伝送容量のことをいう。以下この条において同じ。)の合計の範囲内で、一部の衛星基幹放送の業務を廃止するとともに他の衛星基幹放送の業務の放送の音質、画質等の向上のためその指定された伝送容量等を増加する場合であって、伝送容量等を増加する衛星基幹放送の業務の放送事項に、廃止する衛星基幹放送の業務の放送事項の全部又は一部を加える場合は、衛星基幹放送の業務の同一性は失われないものとみなす。

(資料の提出)

第10条 この章に規定する審査を行うに当たって必要があると認めるときは、申請者に対し、追加資料の提出を求めるものとする。

第4章 (略)

第5章 (略)

第6章 認定放送持株会社の認定 (趣旨)

第17条 法第159条第2項の規定による認定放送持株会社の認定を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

(認定の基準)

第18条 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。

- (1) 2以上の基幹放送事業者(当該2以上の基幹放送事業者に1以上の地上基幹放送の業務を行う者が含まれる場合に限る。)をその子会社とし、又はすることが認められること。
- (2) 申請対象会社が株式会社であること。
- (3) 申請対象会社が、基幹放送事業者でないこと。
- (4) 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者及びこれに準ずる者として規則第183条各号に掲げる者の株式の取得価額の合計額の規則第184条の規定による当該申請対象会社の総資産の額に対する割合が、常時、100分の50を超えることが確実であると見込まれること。

この場合において、規則第183条第3号の「主として」とは、原則として、密接に関連する業務に係る収入又は資産の合計金額の当該業務を行う者の総収入又は総資産の額に対する割合が100分の50を超える場合をいい、同号の「密接に関連する業務」とは、同号の基幹放送事業者のために行う次の業務をいうものとする。

ア 放送番組を制作し、放送番組の制作に必要な装置を作成し、又は放送に必要な施設を建設し、若しくは管理する業務

イ 基幹放送事業者に対し、放送番組の制作に必要な装置若しくは放送に必要な施設又は放送番組の制作に必要な人員若しくは放送に必要な施設の管理に必要な人員を供給する業務

ウ 放送の進歩発達に必要な調査研究を行う業務

エ 基幹放送事業者の業務に係る情報の処理に関する業務を行う業務

オ 基幹放送事業者の放送番組に係る著作物について、その複製物を作成し、又は頒布する業務

カ 基幹放送事業者において放送される放送広告を制作又は販売する業務

キ 基幹放送事業者の放送に係る音楽著作物を管理又は運用する業務

ク 基幹放送事業者の放送業務に係る不動産を賃貸又は管理する業務

ケ 基幹放送事業者及び規則第183条各号に掲げる者(子会社に限る。)の管理を行う業務

コ 上記に掲げるもののほか、これらに類するもの

- (5) 申請対象会社及びその子会社の収支の見込みが良好であること。

法第159条第4項に規定する事業計画書及び規則第188条第3号に規定する申請対象会社及びその子会社の事業収支の見積りについては、その事業計画の内容に照らして客観的に適切な内容のものであり、確実にその事業を実施できるものであること。

- (6) 申請対象会社が、法第159条第2項第5号イからリまでの各規定に該当しないこと。

別紙1 (略)

別紙2 (第6条関係)

第6条(6)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。

記

- 1 その業務の認定を受けようとする者（以下別紙2において「申請者」という。）が確実にその事業の計画を実施することができること。
- 2 その放送番組の編集は、次に掲げる事項に適合するものでなければならない。
 - (1) 公安及び善良な風俗を害しないこと。特に、放送番組に成人向け番組が含まれる場合は、当該番組の視聴契約に際し、視聴者が視聴可能年齢以上であることを確認した上で視聴契約を締結するとともに、ペアレンタルロック等の青少年保護措置を講ずるものであること。
 - (2) 政治的に公平であること。
 - (3) 報道は、事実を曲げないですること。
 - (4) 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。
- 3 教育的効果を目的とする放送を専ら行う者であるときは、次に掲げるところに合致するものであること。
 - (1) 一週間の放送時間（補完放送であって、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送の放送番組と超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組のそれぞれの放送時間）において、教育番組の放送時間がその50%以上を占めるものであること。
 - (2) 学校教育のための放送又は社会教育のための放送の分量及び配列が当該放送の意図する効果をもたらすために適切なものであること。
 - (3) (1)に規定する放送以外の放送を行うときは、その内容、分量、及び配列が(1)に規定する放送を行うことに支障を与えないものであり、かつ、その放送の効果を阻害しないものであること。
- 4 臨時かつ一時の目的のための放送を専ら行うときは、その放送番組は、当該目的の達成のために必要な範囲内のものであること。
- 5 テレビジョン放送を行う放送事業者は、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるものであること。
- 6 申請者（法第8条に規定する放送を専ら行う基幹放送の業務の申請者を除く。）は、放送番組の種類及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準を定め、かつ、その基準に従って放送番組の編集及び放送を行うものであること。
- 7 放送番組の編集の基準を定め、又は変更した場合には、法第5条第2項の規定により、これを公表するものであること。
- 8 申請者は、法第6条第1項に規定する審議機関を設置するものであること。
- 9 教育番組については、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにするものであること。この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するものであること。
- 10 学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めるものでないこと。
- 11 その業務は、毎日放送を行うものであること。
- 12 申請者は、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結するものでないこと。
- 13 内外放送を行う場合には、放送を通じた国際的な文化交流及び相互理解の増進が図られるものであ

ること。

- 14 申請者は災害に関する放送を行うものであること。
- 15 超短波放送又はテレビジョン放送による衛星基幹放送の業務の認定に当たっては、補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像が主であると認められるものであること。
- 16 放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年総務省告示第696号）を遵守するための体制の整備が図られるものであること。
- 17 有料放送を行う場合は、有料放送の役務の提供に関する契約の締結をしようとする際に当該役務の提供を受けようとする者に対し当該役務の料金その他提供条件の概要を説明するための体制並びに有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者（当該役務の提供を受けようとする者を含む。）からの苦情及び問い合わせを適切かつ迅速に処理するための体制の整備が図られるものであること。
- 18 その業務が衛星試験放送の業務を行うものであるときは、1から17までの条件を満たすほか、次の条件を満たすものでなければならない。
 - (1) 試験、研究又は調査の目的及び内容が法令に違反せず、かつ、公共の福祉に寄与するものであるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要なものであること。
 - (2) 試験、研究又は調査の計画が合理的なものであること。
 - (3) 放送番組は、その業務の目的とする試験、研究又は調査のために必要な範囲内のものであり、他人の営業に関する広告を含むものでないこと。

別紙3（第7条関係）

衛星基幹放送の業務に関し、衛星基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足するときは、特別の事情がある場合を除き、次に掲げる基準により比較審査を行うものとする。

- 1 認定を受けるべき衛星基幹放送の業務の順位は、次に掲げる順序による。
 - (1) 高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務及び当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に二以上の標準テレビジョン放送を行う業務であつて次に掲げる事項のいずれにも適合するもの。
 - ア 当該二以上の標準テレビジョン放送に関し使用するトランスポンダ数の合計が当該高精細度テレビジョン放送に関し使用するトランスポンダ数を超えないことが指定事項に明確に記載されていること。
 - イ 一週間当たりの放送時間（当該二以上の標準テレビジョン放送のうち一週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間及び当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の合計をいう。）全体における当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の占める割合が5割を超えるものであることが放送事項に明確に記載されていること。
 - (2) 標準テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務（高精細度テレビジョン放送を行う場合において当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に標準テレビジョン放送を行うものを除く。以下同じ。）
 - (3) 超短波放送又はデータ放送を行う衛星基幹放送の業務
 - (4) その他の衛星基幹放送の業務
- 2 上記1の審査において同順位となった二以上の申請について更に審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準のいずれにも適合しているものを優先するものとする。
 - (1) 広告放送の割合
一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送（有料放送により行われるものを除く。以下同じ。）に係る放送時間の占める割合が3割を超えないことが放送事項に明確に記載されていること。
 - (2) 青少年の保護
成人向け番組を含む放送を行わないことが放送事項に明確に記載されていること。
 - (3) 字幕番組の充実
字幕付与可能な放送番組に係る一週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合が5割以上であることが事業計画書に明確に記載されていること。
※ 「字幕付与可能な放送番組」とは、次に掲げる放送番組を除く全ての放送番組をいう。以下同

じ。

ア 技術的に字幕を付すことができない番組（例：現在のところ、複数人が同時に会話を行う生放送番組）

イ 外国語の番組

ウ 大部分が器楽演奏の音楽番組

エ 権利処理上の理由等により字幕を付すことができない番組

(4) 放送番組の高画質性

一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。）に係る放送時間の占める割合が5割以上であることが放送事項に明確に記載されていること。

3 上記2の審査において同順位となった二以上の申請について更に比較審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準への適合性その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適合するものを優先するものとする。

(1) 事業計画の確実性

次に掲げる事項その他事業計画の確実性を総合的に勘案し、より業務の維持が確実な事業計画を有するものであること。

ア 事業開始までの資金調達の適正性及び確実性

イ 事業開始後の収入の算出根拠の適正性及び確実性並びに費用算出の適正性

(2) 放送番組の制作及び調達等

放送番組の制作及び調達の体制並びに放送番組の適正を図るための措置がより充実したものであること。

(3) 表現の自由の享有

一の者が申請者の議決権の10分の1を超える議決権を有する関係を法第93条第2項第1号に掲げる関係に該当するものとみなした場合であっても、自由享有基準第4条に規定する基準に適合すること。この場合において、同条第2項第1号ロの規定中「百分の三十三・三三三三三を超え、二分の一以下の議決権を有する関係を同条第二項第一号に掲げる関係に該当しない」とあるのは、「十分の一を超える議決権を有する関係を同条第二項第一号に掲げる関係に該当する」と読み替えるものとする。

(4) 放送番組の多様性

衛星基幹放送全体として、放送番組の分野の特定分野への偏り及び放送番組の内容の他の放送番組の内容との重複の程度等を勘案し、より放送番組の多様性の確保に資するものであること。

(5) 広告放送の割合

一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送に係る放送時間の占める割合が3割を超えないことが放送事項に明確に記載されていること。

(6) 個人情報の保護

放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年総務省告示第696号）を遵守するための体制がより充実したものであり、かつ、より充実した個人情報保護のための取組を行うものであること。

(7) 青少年の保護

成人向け番組を含む放送を行わないことが放送事項に明確に記載されており、かつ、放送番組についてより充実した青少年保護措置を講ずるものであること。

(8) 字幕番組等の充実

字幕付与可能な放送番組に係る一週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合がより高く、かつ、解説放送を実施するものであること。

(9) 放送番組の高画質性

高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。本号において同じ。）として放送する必要性がより高く、かつ、放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合がより高く、かつ、高精細度テレビジョン放送をより確実に行うことが可能な体制があること。

(10) 災害に関する放送の実施

災害に関する放送の実施体制がより充実したものであること。

(11) 設備の維持

放送の業務の用に供する設備の保守及び管理体制並びに障害時の対応体制がより充実したものであること。

(12) 提供条件の説明及び苦情等の処理

有料放送を行う場合は、有料放送の役務の提供に関する契約の締結をしようとする際に当該役務の提供を受けようとする者に対し当該役務の料金その他提供条件の概要を説明するための体制並びに有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者（当該役務の提供を受けようとする者を含む。）からの苦情及び問い合わせを適切かつ迅速に処理するための体制がより充実したものであること。

(13) 放送番組の視聴需要

放送番組について、視聴者の需要がより高いものであること。

(14) 周波数の有効利用

次に掲げるトランスポンダ数の合計が0.25以上であること。

ア 申請と同時に、当該申請について認定を受けることを停止条件として衛星基幹放送の既存の放送番組に係る当該放送の業務（高精細度テレビジョン放送を行うものを除く。）を廃止する旨を届け出ているものに係るトランスポンダ数。

イ 申請と同時に、当該申請について認定を受けることを停止条件として行っている衛星基幹放送の既存の放送番組に係る当該放送の業務の法第97条第3項の規定に基づく指定事項変更申請（トランスポンダ数を削減するものに限る。）に係るトランスポンダ数。

4 上記1から3までに掲げる基準によるほか、以下によること。

(1) 放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用して行われる衛星基幹放送（以下「東経110度CS放送」という。）に係る衛星基幹放送の業務の認定に係る上記1の審査については、上記1(2)に掲げる業務に係る申請の順位を上記1(1)に掲げる業務に係る申請と同順位とすることとし、かつ、上記2に掲げる基準のいずれにも適合する申請のうち、東経110度CS放送の既存の放送番組の画質の向上を目的とする高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係るものであって、次に掲げるトランスポンダ数の合計が0.25以上のものを優先するものとする（ただし、優先しようとする全ての申請について、現に割り当てることが可能である周波数を使用して指定することができる場合に限る。）。

ア 申請と同時に、当該申請について認定を受けることを停止条件として東経110度CS放送の既存の放送番組に係る当該放送の業務（高精細度テレビジョン放送を行うものを除く。）を廃止する旨を届け出ているものに係るトランスポンダ数。

イ 申請と同時に、当該申請について認定を受けることを停止条件として行っている東経110度CS放送の既存の放送番組に係る当該放送の業務の法第97条第3項の規定に基づく指定事項変更申請（トランスポンダ数を削減するものに限る。）に係るトランスポンダ数。

(2) (1)の審査によっても、なお指定することのできる周波数がある場合は、上記2に掲げる基準のいずれにも適合する申請のうち、高精細度テレビジョン放送を行う東経110度CS放送の衛星基幹放送の業務に係るものを優先して、上記3の審査を行うものとする。また、(1)の審査及び本号の審査を経て認定された申請と同時に東経110度CS放送の既存の放送番組に係る衛星基幹放送の業務を廃止する旨を届け出ていること等によって、新たに指定することのできる周波数が生じる場合も同様とする。

(3) (2)の審査によっても、なお指定することのできる周波数がある場合は、上記2に掲げる基準のいずれにも適合する申請について、次に掲げる順序により、上記3の審査を行うものとする。また、(2)の審査及び本号の審査を経て認定された申請と同時に東経110度CS放送の既存の放送番組に係る衛星基幹放送の業務を廃止する旨を届け出ていることによって、新たに指定することのできる周波数が生じる場合も同様とする。

ア 東経110度CS放送の既存の放送番組の画質の向上を目的とする申請であって、次のいずれにも該当すること。

(ア) 申請と同時に、当該申請について認定を受けることを停止条件として東経110度CS放送の既存の放送番組に係る衛星基幹放送の業務を廃止する旨を届け出ていること。

(イ) 標準テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務の申請であつて、希望するトランスポンダ数が0.125であること。

(ウ) 申請に係る東経110度CS放送の既存の放送番組の衛星基幹放送の業務に係るトランスポンダ数が0.125未満であること（申請者が複数のテレビジョン放送に係る東経110度CS放送の衛星基幹放送の業務の認定を受けている場合にあつては、当該業務に係るトランスポンダ数の平均が0.125未満であること。）。

イ ア以外のもの。

なお、アに該当する場合は、ア(ア)により廃止する予定の東経110度CS放送の放送番組の衛星基幹放送の業務に係るトランスポンダ数を使用して、ア(イ)の希望するトランスポンダ数を指定することができるものとする。

- (4) 上記2(4)及び3(9)の規定は、テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請に関し比較審査を行う場合に限り、適用することとする。この場合において、上記1(2)に掲げる業務に係る申請についての上記2(4)及び3(9)の基準の審査に当たっては、放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。）に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなす。
- (5) 上記3(3)の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権を有しているか否かの判定については、第6条(5)後段の規定を準用することとする。
- (6) 衛星基幹放送における既存の放送番組の画質の向上を目的とする申請（併せて番組内容の更なる充実を図ろうとするものを含む。）であつて、当該申請と同時に、当該申請について認定を受けることを停止条件として当該既存の放送番組に係る衛星基幹放送の業務を廃止する旨を届け出ているもの（放送法施行規則第76条第5項第4号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件（平成11年郵政省告示第776号）第2号8を適用する場合を除く。）は、上記3(3)の基準に適合するものとみなすこととする。
- (7) 上記3(8)の規定は、テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請に関し比較審査を行う場合に限り、適用することとする。
- (8) 上記3(14)の規定は、衛星基幹放送における既存の放送番組の画質の向上を目的とする高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務を行う申請に関し比較審査を行う場合に限り、適用することとする。
- (9) 上記3の「その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度」の審査については、上記3(13)の基準への適合性がより高い申請等を優先するものとする（上記3(1)から(14)までの各基準への適合の度合いが総合的に同程度となる場合に限り。）。

東経110度CS放送（衛星基幹放送）の 業務の認定申請に係るQ & A

【総論】

総論問1 業務開始の予定期日となる放送開始時期については、いつ頃に設定すればよいのでしょうか。

（答）業務開始の予定期日については、放送開始のために必要な作業（例：地球局その他の放送設備の整備、受信機の動作検証など）に要する期間が、事業計画の内容によって異なると思われるため、申請者において、衛星基幹放送局提供事業者等と十分に調整を行うようにしてください。

総論問2 審査基準では、HD番組優先の基準であるものの、SD番組が認定される余地もあるため、同一の番組について、HD番組とSD番組の二つの事業計画を作成し、優先順位を付けて、認定申請を行うことは可能でしょうか。また、スロット数についても複数の希望を提示することは可能でしょうか。

（答）HD番組を第一希望とした申請であって、SD番組を第二希望として併せて申請する場合は、同一の申請書での申請を認めます。

なお、同一番組による同時申請は、あくまでHD番組とSD番組の画質の違いについて、許容するものであり、その他の事業計画（字幕付与率や放送番組の内容等）は同一である必要があります（ただし、HDとSDによる収益の違いやトラポン代等の費用は除く）。詳細は、本マニュアルの記載要領等をご参照ください。

【各項目】

問1 「広告放送の割合」について、有料放送における広告放送は含まないと解釈してよいのでしょうか。また、「3割を超えないこと」と規定されているため、3割以下であれば同じ評価となるのでしょうか。

(答)「広告放送の割合」における「広告放送に係る放送時間」は、有料放送により行われるものを除いて計算します。また、「広告放送に係る放送時間」が3割以下であれば、同じ評価となります。

問2 「広告放送の割合」について、ここにいう「広告放送」には、いわゆる通販番組が含まれるという理解でよいのでしょうか。

(答)ここにいう「広告放送」とは、一定事項の周知又は宣伝のために対価を得て行う放送のことです。ご質問のいわゆる通販番組がこれに該当する場合には「広告放送」に含まれます。

問3 「個人情報の保護」の比較審査基準について、「プライバシーマーク」を取得していればより高い評価となりますか。

(答)本件は、放送法上の比較審査基準であり、「プライバシーマーク」を取得しているかしていないかにかかわらず、申請書に添付されている「個人情報の保護体制」の説明資料に基づいて審査を行うこととなります。

問4 「青少年保護措置」について、どのような番組について、青少年保護措置を講ずればよいのでしょうか。

(答)例えば、「時間帯」の配慮や「事前表示」等の青少年保護措置を講ずることが想定されます。

問5 「字幕放送等の充実」について、「外国語の番組」は「字幕付与可能な放送番組」から除外されていますが、当該番組に字幕を付与している場合は、「字幕を付与する放送番組」に含めてもよいのでしょうか。

(答)「外国語の番組」であっても、日本語の字幕が付与されている場合は、「字幕付与可能な放送番組」及び「字幕を付与する放送番組」に含めていただいて差し支えありません。

問6 「解説放送」については、「かつ、解説放送を実施すること」と規定されていますが、放送時間全体に占める解説放送の割合を特に考慮する必要はありますか。

(答)「解説放送」については、技術面等において字幕放送よりも実施することが難しいという現状があります。そのため、「解説放送」の実施を計画している場合には、今後のノウハウ蓄積等も期待されることから、放送の普及

及び健全な発達に資するものとして審査するものであり、放送時間全体における割合まで審査を行うものではありません。

問7 テレビCMについては、「字幕付与可能な番組」に該当するのでしょうか。

(答) テレビCMは、「字幕付与可能な番組」に該当します。

問8 オープンキャプションとクローズドキャプションについて、どちらも字幕に含まれるのでしょうか。

(答) オープンキャプションとクローズドキャプションについて、どちらも字幕に含まれます。

問9 「放送番組の高画質性」については、どのような観点から審査を行うのでしょうか。

(答) ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送時間の占める割合が高いこと、高精細度テレビジョン放送として放送する必要性がより高いこと、高精細度テレビジョン放送をより確実にを行うことが可能な体制があることについて審査を行っていくことを考えています。

問10 「ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組」とは、具体的にどのような番組を意味するのでしょうか。

例えば、映画のフィルムからハイビジョン番組を制作するHDテレシネや、1980年代のテレビドラマやアニメ等のHDリマスターは、本件に含まれるのでしょうか。

(答) 「ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組」とは、ハイビジョンカメラにより制作・編集された放送番組とフィルムからハイビジョン番組を制作するHDテレシネを意味しています。HDリマスターは含みません。

問11 「災害放送の実施」の比較審査基準について、緊急地震速報を実施することとしている場合はより高い評価となりますか。

(答) 災害の発生を予防し、又は被害を軽減するためにより役立つ放送と認められる場合には、「災害放送の実施」でより高い評価となることが想定されます。

問12 「苦情等の処理」について、放送全般に係る苦情についても対応する必要があるのでしょうか。

(答) 「苦情等の処理」は、あくまで有料放送制度に係る視聴者保護の規制であり、対象となる苦情は、有料放送の料金や提供条件に関わるものに限られ

ます。

問 13 「放送番組の視聴需要」については、どのような観点から審査を行うのでしょうか。

(答) 視聴需要の指標については、視聴率や有料放送加入者数により審査を行う場合、視聴率データが存在しないこと、加入者数について単チャンネル加入や複数チャンネルのパック加入があり単純に視聴需要を比較することができないことから、より総合的に視聴需要を判断する観点から、視聴料収入の額を指標として審査を行っていくことを考えています。

問 14 「放送番組の視聴需要」については、視聴料収入を指標とするということですが、有料放送管理事業者等に支払う手数料の取扱いはどうなるのでしょうか。

(答) 視聴料収入については、「加入者数×視聴料」により算出した数値を記載するようにしてください。

問 15 「周波数の有効利用」は、既存番組の廃止又は周波数の削減により、12スロット以上返上して既存の放送番組をHD化する申請を15項目で審査することなく優先するものということですが、どうして、3(14)に審査項目があるのでしょうか。

(答) 既存番組の廃止又は周波数の削減により、12スロット以上返上して既存の放送番組をHD化する申請であっても、当該申請が複数あり、その合計が当初の空き周波数を超える場合は、別紙2の3の15項目の審査を行うこととなっています。そのため、3(14)「周波数の有効利用」の審査項目を規定しているものです。

【その他の留意点】

その他問1 申請受付開始後、申請マニュアルの内容について、個別に総務省に対して、質問をすることは可能でしょうか。

(答) 申請書の記載方法や審査基準の考え方等について、個別の問い合わせをいただいた場合は、申請者間の公平性を確保する観点から、本冊子その他公表ベースの資料に記載されている内容の範囲で回答させていただくこととなります。

その他問2 申請提出後、何らかの事情変更が生じた場合は、申請書を変更することは可能でしょうか。

(答) 審査の公平性を確保する観点から、申請受付期間終了後の申請内容の変更は認められません。なお、申請内容を変更しない範囲での、記載事項の訂正や、補足資料の提出は可能な場合がありますので、個別にご相談ください。

その他問3 今回の申請の審査にあたって、総務省として特に重視する項目や、申請者において留意すべき点などはあるでしょうか。

(答) 申請者におかれましては、本冊子をよくお読みいただき、必要十分な申請書類を作成いただければと思います。

本マニュアルはインターネットにも掲載しています。

【総務省の情報通信政策に関するポータルサイト】内
マニュアルハンドブック支援メニュー

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/manual.html

衛星基幹放送業務申請マニュアル

平成23年8月19日

編集・発行

総務省 情報流通行政局 衛星・地域放送課

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2

中央合同庁舎2号館

電話 03-5253-5799 FAX 03-5253-5800